

第九十四回 参議院大蔵委員会会議録第十七号

昭和五十六年四月二十八日(火曜日)
午前十時十四分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

政府委員

国務大臣
(行政管理局長)

中曾根康弘君

中村 太郎君

衛藤征士郎君

嶋崎 均君

藤井 裕久君

龜山 篤君

塩田 啓典君

岩動 道行君

岩本 政光君

大河原二郎君

梶木 又三君

片山 正英君

河本嘉久蔵君

古賀雷四郎君

塚田十一郎君

藤井 孝男君

大木 正吾君

鈴木 和美君

対馬 孝且君

和田 静夫君

多田 省吾君

矢追 秀彦君

近藤 忠孝君

三治 重信君

野末 陳平君

大蔵大臣
渡辺美智雄君

農林水産大臣
龜岡 高夫君

郵政大臣
山内 一郎君

総務府総務副長

官 佐藤 信二君

行政管理局長

佐倉 尚君

行政管理局長

中 庄二君

臨時行政調査会

事務局次長

佐々木晴夫君

大蔵政務次官

保岡 興治君

大蔵大臣官房審

議官

水野 繁君

大蔵大臣官房審

議官

梅澤 節男君

大蔵大臣官房審

議官

吉田 正輝君

大蔵省主計局次

長

西垣 昭君

大蔵省理財局長

渡辺 喜一君

大蔵省国際金融

局長

加藤 隆司君

大蔵省国際金融

局長

大場 智満君

農林水産政務次

官

野呂田芳成君

農林水産省畜産

局長

森実 孝郎君

郵政省電気通信

政策局長

守住 有信君

事務局側

常任委員会専門

員

伊藤 保君

説明員

警察庁刑事局捜

査第一課長

仁平 閑雄君

大蔵省造幣局東

京支局長

田中 泰助君

大蔵省印刷局長

恒水 孝一君

通商産業省機械

情報産業局産業

機械課長

見学 信敬君

郵政省電気通信

政策局長

二木 實君

自治省財政局地

方債課長

持永 堯民君

会計検査院事務

総局第五局上席

調査官

中北 邦夫君

日本国有鉄道工

作局機械課長

片方 威君

日本電信電話公

社総裁

真藤 恒君

日本電信電話公

社総務理事

小川 晃君

日本電信電話公

社計画局長

岩崎 昇三君

日本中央競馬会

理事長

武田 誠三君

参考人

参考人

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○一次産品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○臨時通貨法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○各種手数料等の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中村太郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案を議題といたします。

○委員長(中村太郎君) この際、お諮りいたします。本案審査のため、本日、日本中央競馬会理事長武田誠三君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中村太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中村太郎君) それでは、これより質疑を行います。

○亀山篤君 それぞれの大臣が出たり入ったりでなかなかお忙しいんですが、後で苦情は全大臣がそろったところで申し上げます。

最初に、行政管理局長官にお伺いをしますが、第二次臨時行政調査会、第二臨調は二十七日の第六回の会合で種々御論議がされたわけですが、その際に、鈴木総理が出席をされてお話をされていることが新聞で報道されております。この記事を見ますと、長官もその際にお座りになっておりますので、総理が言われたことはしっかり確認ができると思いますので最初にお伺いしますが、総理はことし一年だけ増税しなければいいという考え方ではない、一年限りではなく財政再建期間、言いかえてみますと昭和五十九年まではそういう形でなければならぬ、言いかえてみれば増税をしたくない、こういう意味の発言がなされているわけですが、長官ちやうど同席をされていたわけですから正確に総理の発言の要旨をお話をいただきたいというふうに思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 総理は行財政改革という言葉を使いました。行政改革ではありませんけれども、財政改革も非常に重要になって私は行財政改革という言葉を使っております、そう申されまして、そうして特に七月の第一次答申に当たりました、来年度予算編成に影響のある御答申をお願いいたしておりますが、よろしくお願いいたします。その趣旨は、増税を回避して予算編成をやりたい、その増税を回避して予算編成をやりたいという考え方は、単に来年度だけではなく、財政再建期間中あるいは物によっては恒久的につながらるものもあり得ると、そういう御意見を発表された次第でございます。

○磯山篤君 そうしますと、いままで総理あるいは大蔵大臣を含めて政府の姿勢としては、昭和五十七年度にはいわゆる増税を考へない、それも頭の中に全然入っておりませんということを再三再四回答されているわけです。ですから、その点は明確なんです、五十八年度以降の問題につきましましては、総理あるいは大蔵大臣それぞれニエアンスの違う話を公式にされているわけです。それは一応総理の考え方としては全体を整理をして五十八年五十九年も行政改革、言いかえてみますと、歳出カットというものを十分行うことによつて増税をやらないうと、こういうふうな政府全体の姿勢が固まってきたというふうに考へてよろしうございませうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 政府全体の姿勢が固まってきたと考へることはまだ早いと思ひます。それは自民党におきまして正式に決定したわけでもございませぬし、また閣議において正式に決まったわけでもございませぬ。ただ、総理大臣として党及び内閣を一体とする行政改革推進本部の本部長としての強い願望をあらわしたと考へております。

○磯山篤君 その点につきましては、また大蔵大臣が見えましてに再確認をしたいと思います。前回の当委員会でも、長官に同僚委員の方から質問をされた事項ですが、たしかこの競馬会がある

いは電電公社から国庫に金を納入をさせるという発想、アイデアは、私どもの知る限りでは中曾根長官のアイデアであったというふうに思ひわけです。

そこで、長官にお伺いしますが、この発想を考へついた動機といひますが、あるいはこれを考へるについては、当然のことであるが、その他の特殊法人の問題も考へなければならぬ、あるいは政策金融の問題についても考へなければならぬ、いろいろなことを配慮をした結果、とりあえずといひますが、当面二つの問題が長官の発想として出されたらうというふうに思ひわけですが、直接のきっかけ、背景というものはどういふところにあつたんでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 過般の衆議院の選挙におきまして、私も、及び党の大部分の皆さんも石油危機を乗り切つた民間の苦勞を強調いたしまして、民間の皆さんは石油危機を乗り切つた、あるいは財産を売り、株を売り、あるいは夜なべをし、みんな血のにじむ努力をしてあの石油危機を乗り切つた。政府も財政困難に直面しているけれども、民間がやつたような苦勞をしなれば国民の皆さんは納得すまい、そういう主張をしてきたわけでございます。それで、私も行管長官を拝命いたしましたので、その公約を実行しなければならぬと、そう思ひまして、国の財産も売るとか、あるいは剰余金その他がある場合には国民のために一般会計に出していただく、洗いだらいに国の力をそういう方向に集中しよう、そういう考へに立ちまして、大蔵省に対しては国有財産を検討して五十五年以上思い切つて売ることをやらない、また特殊法人につきましては堀内政務次官に特命を与えまして、八月いっぱい全特殊法人の経理内容を調べてもらひまして、そのうちから約二十一ばかり選んで、その中からさらに合理性があると思ひ、内外通じましてまず通ると思ひものを選定しまして、この法案、財源確保法案に盛り込まれているような発想で推進してきた

ということでございます。

○磯山篤君 仮に、これは後でもまた問題になりますから確認の意味で申し上げておきますが、幸いに中央競馬会なり、非常に荒っぽいやり方ですが、電電公社から四千八百億円の金を引き出す、こういうものもあつたわけですが、もしこの二つがなかったとしたらどういふことを考へてなつたんでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) なかつた場合という仮定のことでは考へておりませんでした。ともかく一生懸命やつて最大限の努力をするということ而努力を集中してきた次第でございます。

○磯山篤君 それから、昨日ですか、第二臨調は七月の十日までに補助金などについて中間報告を行う、こういうふうにお決めになつたそうでありますが、補助金など――などというものはこの範囲まで考へて七月の十日に中間報告を出されようとするのか、その点ちょっとお伺いします。

○国務大臣(中曾根康弘君) 臨時行政調査会におきまして第一特別委員会と第二特別委員会ができました。第一特別委員会の方は国の歳入歳入両方面を洗つて検討してみ、第二特別委員会は定員や給与そのほかの問題、それ以外の問題等も洗つてみる、そういうことでございまして、それらの分野にわたつていろいろ検討が行われるものと期待しております。

○磯山篤君 公営競技全般のあり方の問題については第二臨調の対象になつてゐるんでしうか、どうでしうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 特殊法人も対象になつております。特殊法人関係は洗つてみる部会も設置される予定で、たしか部会長はきのう任命されたと思つております。

○磯山篤君 中曾根長官、大変御多忙のようですから、どうぞ結構です。

自治省にお伺いをいたします。公営競技全体を考へる場合の参考としてお尋ねをするわけですが、実は競艇が全国各地で行われています。もちろん東北、北海道には競艇場がな

いと思ひます。

そこで、多摩川の競艇場は施行者が地方自治体になつてゐるわけです。そこから幾ばくかの金を財源にしてそれぞれの市町村が予算を組んでいるわけですね。この資料によりますと、東京近辺で全然施行者になつてゐない国立市があるわけですね。施行者になつてゐます青海市との比較をちょっとお願いしたいと思います。青海市の総予算ですね、歳出予算、それから当然歳入の予算もあるわけですが、競艇あるいは競艇などから青海市ではどれだけの歳入を得てゐるのか、まずその点をお伺いします。

○説明員(特永亮民君) お答えいたします。

青海市でございますが、青海市は御案内のとおり全国のギャンブルの施行団体の中でも大変収益の多いところでございます。青海市の場合、五十三年度でございますけれども、歳入総額が約百八十三億でございます。そのうちモーターボート並びに競輪事業によります収益額が約四十四億円でございまして、歳入に占める割合というものが二四・一％ということでございます。それから国立の場合、御指摘ございましたように、東京都下の市におきましてはただ一つ公営競技を実施していない団体でございますけれども、これは人口規模もそう大きくございませぬ、したがひまして、歳入総額が約八十四億ということでございます。公営競技収入はゼロということでございます。

○磯山篤君 これは五十三年度の数字ですね。たしか私は五十四年度は競輪あるいは競艇などは約六十億というふうに数字を聞いてゐるわけですが、これは現地にいったときに現地の青海市の助役の説明によつたわけですね。ですから、二四％から三〇％程度のものが常に青海市には入る。それから国立市にはその種のものが歳入としてはないと、こういうことになるわけですね。大蔵大臣、お忙しいのでしうけれどもちょっと聞いてもらひたい。その公営競技の中で青海市は大ざっぱに言ひまして総予算百八十億、そのうち歳入でこの種の

収益が四十四億から六十億ぐらゐるわけですね。言いかえてみますと、全予算の二四%から三〇%、三割近くをこの種の収益から上げていますわけです。もちろん、そうなりますと財政規模全体がふくらむ、地方自治精神に基づいていろんな福祉なり教育なりいろんなことが片方ではできるわけです。国立市はそのすぐ近くの市であります。年間総予算というのは八十四億、青森市の半分ですね。それからその種の公営収益というのは全くない、これは施行者になっていないわけですから物理的には全くないわけですね。そのために大変地方自治の見地から言いますと、教育、福祉あるいはその他の地域の活動におきましても青森市と国立市では財政規模全体の上から言っても非常にアンバランスが生じることは当然だと思つてですね。私は、先ほども指摘をしましたように、閣議の申し合せなどもありません。競艇場は東北、北海道にはどこにもないわけですね。これは、ギャンブルをある程度整理をしよう、そういう意味で自粛、自戒をしているわけですが、その財源上の見地から言いますと非常に不均等になつていふというふうに思いますが、その点、どういふ御感想でしょう。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これはかねて議論の多いところでございます。種山委員のような議論もわが党の中にいっぱいあるんです、何とかそういうのを公正な配分がないかと。ところが一方、開催市町村に言わせると、われわれのところは普通のところと違つてえらい迷惑がかつていふと。住民の迷惑料といふさね、みんながギャンブルに参加しているわけじゃないんだから、住民の中には競艇とか競馬とかきらいな人だつていっぱいいるんだから、自動車毎日集まつてくるとやまかましいとか、だから当然そういうふうなところ施設や何かを余分にしてもらわなければ困るんだという開催市町村側の言ひ分があるわけですね。これも一理のある話でね、みんな平等だと言われたんではだれも呼びつけないという話になつちやうわけですから、だから多少これは、かな

りのハンディキャップは仕方ないにしても、何かないところは全然収入がないということもこれはいかなるものかと。何とかそこらのところを、半分ぐらゐは開催地にやるけれどもあとの半分ぐらゐはどこかに回す、周りに少し均てんを、潤すようなことが何かないかどうか。これは直接大蔵省の所管ではないわけですが、むしろ自治省等で御検討いただいたいんじゃないか、そう思つております。

○種山篤君 自治大臣をきょうお願いをしました。御都合で出席ができません。その点は了解をしますが、いまも私も指摘をしましたし大蔵大臣からもお話があるわけですね。

そこで、自治省としては、こういうふうな不均等な問題について公営競技の開催とあわせて相当の研究をされていると思ふんです。その点は、今日までの検討の結果といふんですか、そういうものもあれば明らかにしてもいいと思ひます。

○説明員(持永義民君) 収益の均てん化の問題でございますけれども、検討の結果と申しますか、いままでやつております、やつてきたことでございますけれども、昭和四十五年度以来でございますが公営企業金融公庫に納付金制度を設けまして、売上高の一定割合を納めてもらうという措置を講ずることになりました。それによつて公庫が各地方団体に貸し付けをいたします貸付金の利子を下げようというふうな、いわゆる均てん化措置をやつておるわけでございます。それは全国的な制度としてやつておるわけでございますが、それ以外に地域的な立場で各都道府県の中でお互いに均てん化をしよう、具体的には施行団体が売り上げの中から、収益の中からそれぞれの額を都道府県に拠出する。それをほかの市町村に融資するいは助成をするというふうな、地域的な均てん化も実施いたしておるわけでございます。

こういふ面につきましては、御指摘もございましたように、私どもも現在のままで十分だといふふうには考えておりませんで、今後さらに、ただいま申し上げました公営企業金融公庫に対する

納付金制度の問題、あるいはそれぞれ自主的に各地域で行つておられます均てん化措置、こういうものもさらに積極的に推進していくように努力をしまつてまいりたいと思つております。

○種山篤君 しばしば公営企業金融公庫へある一定の財源を回しているというお話は当委員会でもありましたけれども、しかしそれは微々たるものでして、それほど日本全体に潤うだけの財源を出しているわけじゃないんでしょう。公営企業金融公庫全体の収入の中で何%ぐらゐは占めておりますか。

○説明員(持永義民君) 公庫の収入の中で何%という数字はちよつといますぐにはあれでございませうけれども、金額といたしましては最近では年間三百五、六十億のものが全国の自治体から上がつてきております。

○種山篤君 論争するつもりはありませんけれども、全体の予算規模から言へば大したものじゃないんです。これをもつて十分対処しているといふふうに言い切れることは私は無理だ、もう少し研究をしてもいいというふうに、この点は要望をしておきます。

いまの問題に関連をしまして、総理府の方でございます。昭和五十四年六月二十一日、公営競技問題懇談会から総務長官に「公営競技の適正な運営について」ということで答申がなされました。それにあわせて連絡会も持たれております。ぜひお伺いしたいと思ひます。この答申を受け連絡会ではどういふことを御相談をして、当面着手すべき問題点、それから将来にわたつて引き続き検討をして改善をすべき問題点ということとは当然整理をされたと思ふんです。その点についての経緯を明らかにしてもらいたい。

○政府委員(佐藤信二君) いま御指摘のように、本問題は昭和五十二年の十一月に公営競技問題懇談会、こういうものが設定されました。五十四年の六月までに約十六回ほど開催いたしました。そこで、御案内のように昭和五十四年の六月二

十一日に、交付金の適正・効率的な使用、また交付金配分の公正確保、施行権、収益の均てん化、場外売り場、競技場、開催回数等に関するあり方、また弊害の除去等についての意見書というものが出たわけでございます。この意見書が提出されました。それを受けまして、総理府といたしましては関係省庁にそれを送付すると同時に、閣議にも報告して、その実施について関係省庁と検討を圖つてまいつたわけでございます。そこで総理府としては、懇談会の意見書を受けて関係省庁連絡会議を設け、そして関係省庁において検討を推進してまいつておるわけでございます。この中において具体化したものもございまして、また法律の改正というものを伴わなければいけない問題があるというものがございましては目下検討中ということでございます。

○種山篤君 いまお話がありましたように、この答申というのは第一には機械化あるいは合理化の推進といふんです。二つ目には場外売り場、競技場、開催回数の検討、三つ目には交付金の配分の公正、第四には施行権あるいは収益の均てん化と、こういうふうなわれわれは受けとめておるわけですね。

そこで、二、三の公営競技場を見ますと、電算機などを入れて機械化の分野は相当進んでいるわけですね。これは現実に着手しようと思へば一定のものはできるわけですね。その点は答申を受けて十分にやつていけるというふうに理解をするわけですが、第二、第三、第四の問題については検討が進んでないですね。で、行革ばかりではありません、公営競技全体のあり方の上から言つてみればこれは本質的な問題の解決にならないと思ふんです。

で、各省庁にお任せをしておるというわけですね。たといは場外売り場、競技場、あるいは開催回数の検討というものは、自転車の場合には通産省が検討するでしょう、これはできますね。あるいは競馬の場合につきましては農林省、そ

れから競艇の場合には運輸省ができる。ただし、第三の交付金の配分の公正の問題と第四の施行権または収益の均てん化の問題は、これは一省庁だけで済まなわが田に水を引いてしまつて客観的に公正を期することは非常にむずかしいと思うんです。少なくとも総理府がかじ取りをしていようとするならば、その部分が総理府の仕事でなければならぬと思うんです。その点いかがでしょう。

○政府委員(佐藤信二君) いま種山先生おっしゃるとおりだと思います。

○種山篤君 その点についてどういうふうな総理府としてはかじをとり、あるいは将来展望を開こうとしているのか、考え方が多分ありたいと思うんです。その点を明らかにしてもらいたい。

○政府委員(佐藤信二君) 総理府の方の役目というものは、いまおっしゃる通りに、こうした問題に關しまして関係省庁の連絡会議を開いて円滑な運営を図るわけですが、いまおっしゃる通りに、どういふふうな具体的にやるかというその点に關しましては、現在検討中ということしかお答えできません。

○種山篤君 強く要望しておきますが、いま私が申し上げましたような趣旨から考えてみまして、後段の部分で、交付金の配分のあり方、それから施行権の問題、あるいは収益を均等化する問題、あるいはまたもつと考へ方を広げていきまうと、地方交付金ですね、国税三三〇の問題も当然検討の視野の中に入れなければ問題は残る、こういうふうな思ひますので、その点は強く要望をしておきます。

○政府委員(佐藤信二君) いま申し上げたように、おっしゃることはよくわかりましたが、この問題が起きたと申しますか、答申が出ました時点と今日では行政改革またそれに伴う第二臨調の中間答申、こういうものを待つ段階でございまして、そういうこともあわせて検討したいと思ひます。

○種山篤君 それでは農林大臣おられますので、中央競馬会の理事長さんにく初歩的な問題ですが、馬主さんの数ですね、あるいは調教師、調教

師見習い、それから調教助手あるいは既務員、助手といったような競馬会にはなくてはならない、それから騎手ですか、この現状を数字でちょっと明らかにしたい。

○参考人(武田誠三君) 既務関係の現状でございまして、現在馬主さんは、これは五十六年の四月一日現在で二千三百二十一名おられます。それから調教師が二百一十一名、騎手が二百五十四名、それから調教助手を含めまして既務員が二千五百七十二名おられます。そのほかに、騎手候補者という将来騎手になろうという意図を持って既務関係におられます者が四十九名、以上が既務関係の既務者の数でございまして。

○種山篤君 候補者は九十四。

○参考人(武田誠三君) 四十九名でございまして。

○種山篤君 さてそこで、昨年の数字で結構でございまして、七五〇は還元をされるわけですが、残り二五〇の内訳ですね、できれば細かく、たとえば国庫納入、賞金、賞金にも多少内訳があるでしょう。それから競馬会、配分の率と金額をおしやうっていただきます。

○参考人(武田誠三君) 競馬会の収入と経費の關係の御質問だというふうに思ひますが、昨年の勝ち馬投票券の総売上高は一兆三千六百三十億でございまして。このうち、ほぼ七五〇に相当いたしますものが払い戻しの返還金でございまして、これが一兆百十二億円でございまして。それから国庫へ第一国庫納付金として納めましたものがほぼ一割でございまして千三百六十億でございまして。それから第二国庫納付金としましては、全体の剰余金の半分というものを国庫に納めておりまして、これが三百四十八億でございまして。その残額がいわば諸経費に当たるわけでございまして、その経費の大きな内訳は、業務管理費といたしまして昨年は五百七十三億、それから競走事業費が五百四十六億、それから競馬事業費が六百七十四億、以上でございまして。

○種山篤君 賞金は去年お幾ら払われたんですか。

○参考人(武田誠三君) 昨年の賞金総額は三百七十五億でございまして。

○種山篤君 それから単純な計算で結構でございまして、既務員の平均勤続年数と平均賞金、それから賞金が調教師あるいは騎手に払われるわけですね、その場合、騎手はおおむね平均で年間どの程度、調教師にはどの程度賞金が還元をされているのか、この数字をお願いいたします。

○参考人(武田誠三君) 現在、賞金の三百七十五億のうちいづゆる進上金ということで調教師、騎手、既務員の方にそれぞれ配分されておりますが、これが大体調教師の方には賞金総額のほぼ一割に相当いたします三十六億五千万円、これは実績の数字でございまして。それから騎手にはほぼ五〇%に相当いたします十八億九千万円、それから既務員の方にはこれもほぼ五〇%に相当いたします十八億三千万円が総体として支払われております。その結果といたしまして、平均をいたしますと、調教師には進上金の平均収入が千七百九十九万円、それに調教師八十六万円ほどが加わりまして、総額で昨年の年間平均収入は千八百八十六万円でございます。それから騎手は進上金が平均いたしまして一人約七百四十四万円、それから騎手賞といふのが六万円余り、それから騎乗料が三百万円、それから騎乗契約料が二百一十円で、総計いたしまして平均千二百六十三万円ほどに相当いたします。それから既務員は平均して進上金が約七十二万円、それから既務員賞が、これは一円足らず、それから基本給が二百二十二万円、期末手当が七十七万円、そのほかの諸手当が五十三万円ほどで、合計いたしまして四百二十五万円ほどに相当いたします。それから既務員の平均年齢は、ちょっと勤続年数がわかりませんが、平均年齢は三十八歳でございまして。

○種山篤君 いまお話がありましたように、調教師は千八百八十六万円、二千円近い金ですね。それから騎手、スターはほぼ千三百万円と、それから既務員は四百五十万円足らず。このことについて競馬会としてはどういふ御感想をお持ちでしょうか。

○参考人(武田誠三君) 現在の競馬の全体としての状況からいまして、まずまずの収入ではないかというふうに考へております。

○種山篤君 会計検査院にお伺いをしますが、私、昭和五十六年度予算書及び五十五年度予算書も一応中央競馬会のやつを持っているわけですが、その中で幾つか問題点ありというふうに見るわけですが、いまお話のありました既務員の基本の賃金は、事業主が調教師になつていくわけですから調教師と既務員の組合との間で交渉をして基本給七百四十万円というものが決まる。ところがお話聞いてみますと、その他の収入あるいは退職金などについてはその財源の出場所が調教師でなく中央競馬会から出ている、こういうふうな思ひわけですが、それはどういふふうな確認をされていきますか。ちょっと検査院の方から……。

○説明員(中北邦夫君) いま先生のおっしゃいましたとおりでございます。一応確認しております。

○種山篤君 あしたは天皇賞の日ですね。天皇誕生日は忘れても天皇賞は覚えていられるという人が多いようですが……。

それと団体交渉は西、東とも話がまとまって、あしたのレースにはいささかも影響がない状況になつていきますか。どうでしょう。

○参考人(武田誠三君) 東西とも労使の交渉はさきおとしい妥結をいたしまして、明日の天皇賞レースには差し支えございません。

○種山篤君 そこでいま検査院も確認をされたわけですが、労使関係というのは調教師と既務員の団体で団体交渉をする。ところが退職金だとかその他一時金になりますと中央競馬会が顔をそこに出すわけですね。これは農林大臣にもお尋ねをなけりやならぬですが、大蔵大臣にちょっと御感想を聞きますけれども、ある人件費は中央競馬会から出る、ある人件費は調教師会から出る、紛争が起きますとおれの雇い主はだれか、このことが

問題になるわけですね。数年前に中央競馬会がどうしているんだというふうな世論もありまして、中央競馬会を含めて三者、四者が中に入って相談をしたといういきさつもあるわけですが、これは特殊法人の立場から考えてみて、賃金は調教師または調教師会から金が出る、退職金はそうでなくて中央競馬会から出ている、そういう予算書がこれに組んであるわけですね。こういうものに対して大蔵大臣、財政処理上どういうふうなことを考えることが正しいかどうか、あるいは妥当かどうか、これは労使問題を離れても問題があるというふうに思いますので、その点を明らかにしてもらいたい。

○参考人(武田誠三君) ちょっと補足して申し上げたいと思います。

既務員の退職金原資につきましては、私どもの方から調教師会に調教師会助成金としていろいろなお金を出しておりますが、その中に退職金に引き当てられるべきものを助成金という形で支出をいたしております。これは本来調教師が既務員を雇用しておりますのでございまして、本来でありましたらば全額、こういう助成というふうなことにし、調教師の方から支払われるのが本来であるというように考えておりますが、昭和三十三年に既務員の労働組合が結成されました以来、労働条件の向上に関していろいろ要求が行われ、馬主あるいは調教師の方で負担できかねる部分がその当時ございまして、一部競馬会が助成をするというふうな形になったものでございまして、この姿につきましては、できるだけ正常化するような方向で今後とも努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私も競馬のこと余り詳しくわからぬのですがね、ともかく私がかつて農林政務次官をやったときにストライキがあったんですよ、既務員のストライキが。それで馬主会が私のところに来まして、臨時手当みたいなものを何か出してくれぬかと、競馬会の方が、それは調教師が出すんじゃないかと、調教師は出せない

と。ともかくレースができないという騒ぎなんですよ、おかしいじゃないかと、だったらもうレースをやめたいじゃないかと、美濃部さんだつてやめると言っているんだから、やめたつてそれは構わないよと、ほくは言ったことがあるんです。ところが、これはなぜ調教師に馬主会が言えないかというところ、調教師の方が少し強いんじゃないですか、力関係が。なぜかというところ、結局その馬主というのは馬を預けている。馬は本当にもう自分の子供みたいなかわいがっている人がいっぱいいるわけですから、子供を人質にとられているようなもんだと。したがって、ともかく調教師には余り文句言えないんだということを言った人があります。

そこで、調教師が本当に調教している人ならいいけれども、利権化しちゃつてね、馬房を三十五だとか、やれ何ぼだとか言つてね、何かもう持つてこなきや馬房へ入れてやるのかやらないとかという騒ぎがあったことも事実、これは私は聞いています。それから、それで勢力のある馬房を持っている調教師と、勢力のない調教師とあるらしいんですよ。そこで、ともかくおれの世話した馬買ったやつは入れるとかという人もあったとかいふことですね、そんなことじゃないかと。調教師というのは調教するんじゃないのかと、これは朝早く起きて、四時ごろとか三時ごろとか行つていてね。ところが、三時ごろから行つていて調教している調教師というのはいくつかある。おかしな調教するのが仕事であつて、馬房の特権の上にあぐらかいていけませんよと、それは。そういうことを私は言ったことがあるんです、かつて十年ぐらい前の話だけれども。いまはよくなったかどうか知りませんが、私は。知りませんが、大なり小なりはそういうふうなものは絶えない、これも事実。したがって、私はやはりけじめはきちんとつけなさいかねと、けじめは。もう調教師だけがうまいことをやつちゃうとかね、そういうことではやっぱりほかは皆見ていけばおもしろくない。そういう点ではやはりけじめはきちんと

つけてもらいたい、私はそう思っております。

○磯山篤君 まあ私も大蔵大臣と同じ意見です。あと、農林大臣が後刻見えるようですから、その辺のまともは別に行います。

それから、これが中央競馬会発行の「電話投票手帳」というものです、まあ御案内のとおりです。銀行に十万円定期で預託をする。その後別に貯金をして、その限度の中で券を買つと、こういう理屈になっているものです。

ここで競馬会にお伺いしますが、これはどこでこの銀行と契約をしてこのカードを発行しているのですか。

○参考人(武田誠三君) 原則として、電話投票をやっております地元の地方銀行を主として取引をいたしております。

○磯山篤君 いまのところこの手帳の活用はおおむね五割ぐらいというふうには見られるわけですが、その点いかがでしょう。

○参考人(武田誠三君) ちょっと御質問の趣旨を聞き落としたんですが、全体の売り上げの中で電話投票が占めております金額は、ほぼ四割ぐらいに相なっております。

○磯山篤君 まあ競馬会としては、これの活用によつて収益を上げると、あるいはまあノミ行為をできるだけ排除するために活用する、こういうお話は結構だというふうに思っています。

ただ、まあ率直に申し上げて、いまお話のありました主として地元銀行を活用するということはお話がありますが、まあ私どものところに要らざる情報が出てきておりますので、十分に監視をしていただきたい。このことはただ要望だけにとどめておきたいというふうに思います。

競馬の話は後でまたもう一遍……

○参考人(武田誠三君) ちょっと銀行のことで補足させていただきます。

先ほど地元の地方銀行を中心というふうに申し上げましたが、電話投票をやっておりますところは、大分大都市が多ございまして、各都市銀行もそれぞれその地域に所在しております。

は、従来との取引関係等からこれを取り扱っていただくようにいたしております。これは電話投票加入者の便宜のことも考えましてそのような措置をいたしております。

○磯山篤君 次に、電電の納付金の問題についてお伺いしますが、先日当委員会が参考人の二人の意見を聞いたわけですが、一人の方は批判的な御意見、一人の方はまあ結果としてやむを得ざる措置だというふうに言われました。

その中で、気になります参考意見として次のようなものがあつたわけですが、現在の電電公社の資産内容、経理、経営内容から考えてみて、四千八百億円プラス利息三千二百億円、合計八千二百億円程度のものであるならば、制度上の問題はあつたにいたしましても電電公社の経営、経理内容をそれほど圧迫するものではないと、まあきわめてささいなものだというふうな参考意見があつたわけですが、電電公社側の担当の方にお伺いします、その辺の理解は、認識はどんなふうな印象として受けられますようか、その点からお伺いします。

○説明員(小川晃君) お答えいたします。

ただいま先生のお話を伺つておりますと、それほど大した負担でないというお話があつたということですが、私どもとしては、まあこの納付金、毎年千二百億、この四年間で四千八百億、大変厳しいものであるというふうに受けとめておるわけでございます。で、私ども公社としましては、まだまだ、今後加入電話の需給均衡を維持する、さらにまた新技術、さらに新商品の開発によりまして、よりよい電気通信サービスというものをご提供していくという必要もございまして、そういう投資もしていかなければならないというところでございまして。

今回の納付金は、収支差額にできるだけ影響させないということで、資本勘定の支出で支払っていくという考慮をいたしておりますので、収支差額には影響はないわけでございますが、それでも五十六年度は九百三十八億の収支差額でござ

います。今後、これもどうしても支出がかさんでまいりますので、非常に厳しい状態を予想されております。したがって、私ども、今後は相当経営の合理化、収入の確保、支出の削減ということとで全力を挙げて企業努力をやっていかねければならないというふうに考えております。特に、やはりこれに伴います資金調達というものが大きな問題になります。収支差額が減るということによりまして自己資金が減ってまいります。さらにまた、過去に、四十七年から五十年、このあたりに一番大量の加入者開通をやりまして、その債務償還がちょうど五十八年度以降に相当ふえてくるというふうな状況もございまして、さらにまた、五十七年度末で拡充法が切れるというふうなこともございまして、この資金もそれにかかりましてやはり自前で調達していかなければならないというふうなこともございまして、資金調達が非常に大変な状況になってくるということもございまして、したがって、やはりどうしても企業努力をいたしまして収入の確保、さらに支出をできるだけ抑制する施策を講じ、全職員の協力を得て進めていかなければならないというふうに考えております。私どもとしては何とでもそういうことで今後は努力していきたいというふうに思っているところでございます。

○稲山篤君 参考人の意見は参考人の意見として私ども聞いたわけですが、電電公社の経理、経営内容というものを熟知して、その上でいささかもこれは電電公社に影響がないという御発言なれば私どもも了解をいたしますが、どうもそうではなさそうな感じがします。

そこで、さて具体的に伺いますが、昭和五十九年度まで、言いかえてみますと、四千八百億円を納入するまでの間の電電債の償還ですね、これをおおむねどういう計画になっているんでしょう。

○説明員(小川晃君) お答えいたします。五十六年度は債務償還は五千五百八十三億、これは昭和五十四年度末の債務確定額をもって計算しております。それから五十七年度末が五千七百

四十四億、それから五十八年度が六千五百一十一億、五十九年度が六千五百六十三億ということでございます。

○稲山篤君 電電債の発行も年々ふえているわけですから、当然償還もそれに伴ってあるわけですが、このお話でいきますと、昭和五十六年五千億から五十九年には六千億円の台に乗ると、こういう感じがですね。

○説明員(小川晃君) 御指摘のように、年々累増の方向にございまして。

○稲山篤君 その次に問題になりますのは、新製品の開発を行うということ、それから合理化によつて歳出をできるだけ詰めていく、こういう二つの努力があるわけですが、そこで新製品の開発について、この間、研究所に行きましたところでは、光方式と言ふんですか、こういうものを見せたいいただきましたけれども、それを含めて最近の新製品の開発、あるいは事業計画の特徴点を明らかにしてもらいたい。

○説明員(岩崎昇三君) 先生おっしゃいましたことを私なりにちょっと理解させていただきました。いんですが、新しい技術と新しいサービスというふうな理解してよろしゅうございましてか。

新しい技術と申しますと、電電公社といたしまして二十二年あるいは三十年ぐら以後には、通信網というものが全部デジタル化される、そういうことによりまして、たとえば電話をかけるがらファクシミリを送り、あるいはデータ通信をどういうふうなやり方というふうなサービスが世界的なレベルで完成されるということが言われております。そのデジタル化のための技術といたしまして、ただいま先生がおっしゃいましたような光ファイバーとか、あるいはデジタルの交換機とか、そういうふうなものを積極的に研究開発を進めております。

電話機というものの端末の一つでございますが、各種の端末があるわけでございます。電話についてもより便利に集中電話とか、あるいはファクシミリ、データ端末というふうなものにつきまして積極的に開発を進めているという状況でございます。

それでサービスでございますが、このサービスにつきましましては、現在でも電話を便利に使っていただくということで、プッシュホンなり、キャッチホンなり、あるいはビジネスホンあるいは福祉用電話というふうなものも提供しておりますけれども、さらにいろいろな電話サービス、たとえば二重番号制と申しますのは、二つの番号がありまして、夜、利用の方がこの番号の方の電話だけ受け付けるといふふうなことでそれをつけられるとか、あるいはクレジットサービスと申しまして、何と申しますか、特別な番号を加入の方がお持ちになつておまして、それでたとえば、東京の方が大阪にいらるときに、かけたときにお金を持っていなくても、料金は自宅といいますか会社といふんですか、そういうところに課金されるとか、あるいは着信電話というふうなことを言いますと、どこかに外出しているときに外出先が明らかになつていくというふうなものとかには、自宅にかつてきました電話を外出先にそのまま自動的に転送する、これは一例でございますが、いろいろなサービスを開発してやっていきたい、こういうふうな思っております。

そのほか、やはり情報化といいますが、これは特に、主として企業活動になるわけでございますが、情報化が進んでおまして、ファクシミリ通信、データ通信というふうなものが非常に需要が熾烈でございます。したがって、電電公社といたしましては、データ通信の基本的なサービスであるというふうな考えましてDDX—新データ網サービスと申しておりますけれども、そういうものを開発しておりますが、そのようなものを全国的にできるだけ早い時期にサービスを提供できるようにしたいし、ファクシミリ通信で、やは

り現在ファクシミリ通信というのは非常に発展しておりますけれども、これがやはり相当高額のものになるということで企業サイドで主として使われているわけでございますが、これを、企業と申しまして、中小企業あるいは御家庭でも使用し得るようになつていくことで、ファクシミリ通信の大量化というふうなことを目指しましたファクシミリ通信網サービスというふうなもの、現在サービスを開始すべく郵政省にお願いしている段階でございます。

また、自動車電話サービスというふうな移動通信サービスにつきましても、これはまだ東京とか大阪でサービスを開始している段階でございますが、これらにつきましても新たな情報といいますが、新たなメディアというふうなことを考えまして、そのようなものにつきましても全国的にサービスを拡大していきたい、このように考えております。

○稲山篤君 いまのお話は事業計画の前向きのお話でしたが、いわゆる合理化削減をする、節約をするという分野ではどういふ点を考えられてい

○説明員(岩崎昇三君) 合理化といいますが、経費削減というのは二通りあるわけでございます。一つは資本経費の削減でございます。これは先ほど申し上げましたデジタル交換機とかあるいは光ファイバーとか、こういうような技術と申しますのは、全部現在の電話サービスそのものにつきましてもコストを低減するということになりまして、資本経費の削減のための新技術にも当たるわけでございます。

もう一点は、やはり業務の運営形態を合理化いたしまして、できるだけ少ない人間で今後増大する設備というものを運営していかねばならぬということでございますが、それにつきましては、単に人間だけのやり方を変えるということではなかなかうまくいきませんで、それに伴ういろいろな新しい技術を開発いたしまして、たとえば現在の状況では人間がいなければ保守できないというふうなものを、無人でも保守できるようにす

と、いろいろなことが必要なわけでございますが、それらにつきましては具体的には現在検討中でございます。ただいまこれによつてこうなるということは申し上げられない段階でございますが、近々それらにつきましても総合的に検討を進めていきたいということで、いま現在検討中でございます。

○磯山篤君 郵政省にお伺いをしますが、去年の十二月に学者がいろいろ集まりまして、いわゆる「活力ある分権的情報社会へ」という研究の結果を発表されておりますが、これに対する御感想はいかがでしょう。

○説明員(二本實君) お答え申し上げます。

先生御指摘の御意見というのは、今井先生の政策フォーラムのお話かと思うんですが、私も、私も今井先生からも直接にお話を伺ひまして、確かに先生のおっしゃるような民間の活力を利用するこれらの社会というものは考えにやならぬというふうに認識しておるわけでございますが、郵政省としては、去年の十月に、郵政大臣の私的諮問機関として電気通信政策懇談会というものを設けたわけでございます。ここで約二十五人の各界の有識者の先生方に集まっていたございまして、今後の電気通信はいかにあるべきかというところで、電気通信政策に關しましての御意見をちょうだいし提言をいただくということになっておりまして、その懇談会にも各界の御意見を反映しながら、いろいろな御提言をまとめていただくというところで、いま三回会合を持っていたところでございまして、八月には一応の中間的な御報告をいただくという段取りになっておるわけでございまして、この御提言をいただきまして今後の政策について進めていきたいと思つておるわけでございます。

○磯山篤君 民間の電気通信関係の経営陣から、いま電電公社が行つております各種事業について、電電の仕事を民間にもらいたいあるいはよこすべきだという意味で、たとえば端末機器の自由化の問題であるとか、あるいはデータ通信回線サ

ービスの利用のあり方について法律の改正を行つて制限を緩和をしろというふうな話も聞くわけですが、そのことについてはどういふふうに郵政省では政策的にお考えでしょうか。

○説明員(二本實君) お答え申し上げます。

ただいまの私御説明いたしました懇談会でもいろいろ御提言があると思つてございまして、ただ、電気通信そのものを見ますと、やはり中核になるべきものは電電公社の役割りと思つてございまして、電電公社の役割りとして、またこれからの民間の活力をどう生かすかというような二つの問題につきまして、私もいろいろ各界の御提言を聞きながら政策をつくつていきたいと現在思つておるわけでございまして、たゞいま具体的にこうこうというものを申し上げる段階に至つてないわけでございまして。

○磯山篤君 いま民間の経営陣の方から直接法律改正の申請は出てくるかどうかはわかりませんが、私も、将来展望として、いま電電公社が持つております機能というものが、一部にしろあるいは部分的にしろ、民間の分野に委譲するあるいは民間の活力を採用するといふふうなことは当然予想されるような感じがしますが、その点いかがでしょう。

○説明員(二本實君) お答えいたします。

非常に大きな問題でございまして、現在の電気通信、ネットワークそのものはやはり何と云いまして電電公社が提供すべきものであらうと私も思つておるわけでございまして、また、国民の生活上欠くべからざるものになっております電話のサービス、これも一元的に電電公社が提供すべきものであらうと思つてございまして、現在電信電話以外の新しいサービス形態として情報通信といふものが非常に大きなウェイトを占めつつあるわけでございまして、これが従来の電信電話というふうな法規制の中では律し切れないものが新しいサービスで出てきておるわけでございまして。そういうものをどうとらえ、どう規律していくかという問題、非常に大きな問題でございまして、

先ほど来申し上げておりますように、懇談会での主要テーマになつておるところでございまして、各界の御意見を伺ひながら、将来の電気通信、国として、そしてまたデータ通信となりますと情報ということではいろいろな意味でのむずかしい問題も生じてくるわけでありまして、国の安全ということも一つはやはり考えにやならぬかと思ひます。

そういつたものを踏まえながらこれからの電気通信政策を誤りなきよう対処していきたいと思つておるわけでございまして、将来どういふふうな民間が入つてくるかという問題につきましては、私もまだどういふ席で完全に自由になつていふようなものが入つてくれる、どういつたものかといふようなことを申し上げる段階に至つておりませんので、八月の提言を受けました後至急そういったビジョンをまとめてみたいと思つておるわけでございまして。

○磯山篤君 現段階ではその分野についての研究まで入つていないと言われればやむを得ないことですが、電電公社の経営に相当影響するような問題点が出てくるのではないだろうかということをお私には一方では懸念をするわけで、平たく言うならば、民間の活力を十分に取り上げるといふことも大切だと思つておるわけで、よくよく電電公社がいろいろな努力をされて、収支差額というものを積み上げてきた実績というものはあるわけですね。いよいよ花が咲いたところで、後は民間でいただくといふふうなお話になつたんでは、今日までの努力というものは十分に報われないといふ、そういう気持ちがあるわけですね。それと同時に、電電の経営あるいは経理内容をながめてみますと、今回の八千二百億円の借財を抱えますと、電電公社としては大変な問題になるわけですね。

そういう意味で民間の活力と電電の経営のあり方というものを考えないわけにはいかないわけですね。その意味でお尋ねをしたわけですが、十分なお話が聞けません。それは時期的な意味だろつたといふふうに理解をいたしますが、われわれとしてはそういう認識があるということをご十分に考えていただ

きたいというふうに思ひます。あとの政策的な問題は大臣が見えましたが、こゝでまとめてきちつとさせていただきますと、こんなふうに思ひます。それでは、また財源確保の基本的なところに戻ります。

私は、当委員会でも再三増収対策について私見を申し上げました。そのうちの一つの課題として、税制そのものが国民全体が納得するものである、少なくとも公正税制はないようにしなければならぬと、こういう一つの主張もしてまいりましたが、もう一つは運用の問題、徴税に当たつても不均衡や不当なことがないやうにということも指摘をしてまいりました。

その立場からお伺ひしますが、昭和五十五年分の確定申告についての状況が大蔵省から昨日発表になりました。この数字を概況で結構でありますから明らかにしてもいい。

○政府委員(梅澤節男君) 先般国税庁が五十五年分の所得税の確定申告の状況についてあらましの集計をしたわけでございまして。

その結果でございまして、五十五年分の所得税の確定申告の納税人員は五百九十四万二千人、所得金額は二兆六千五百八十八億円、申告納税額は二兆三千六百三十五億円。五十四年分と比較いたしますと納税人員で約四％の増、所得金額にいたしまして約一〇％の増、申告税額につきまして約八％の増加という結果になっております。そのほか還付申告書が提出されておりますけれども、確定申告を提出された人員は四百八十五万七千人でございまして、五十四年分と比較いたしますと一％増加をいたしておるということでございまして。

各申告内容の詳細につきましてはただいま国税庁の方で分析をいたしておりますが、大要を申し上げますと、まず農業所得につきましては五十五年七月以降のいわゆる冷夏と言われる異常気象の影響、そのほか水稲につきましては御承知の生産調整がさらに進められておるということでございます。

まして、五十四年分と比較いたしますと、所得金額それから納税人員、納税額とも減少をいたしております。それから事業所得、いわゆる営業所得でございますが、営業所得につきましても御案内のとおり五十五年後半から景気に若干のかげり現象が見られたということでございまして、申告納税額は前年度に比しまして六%の増ということでやや低調である。そのほか自由業の所得でございますが、これにつきましては申告納税額が対前年に比較いたしまして九%の増ということで、総体といたしましてやや低調であるということでございまして、ただ所得の種類別の詳細の分析につきましてはなおこれから若干の時間をかけまして検討しなければならぬ問題であると考えております。

○磯山篤君 昭和五十五年分、それから昭和五十四年分、昭和五十三年分というものを、ここ二、三年比較をして五十五年分について特徴がありまね。その点は大蔵省はどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) 御指摘になりましたこと二、三年の確定申告の状況と比較いたしました五十五年分の特徴ということでございますが、詳細につきましては先ほど申しましたように、所得種類ごとの分析というのは今後若干の時間をかけなければならぬわけでございすけれども、全体の姿といたしましてやや低調であるというふうな考えております。

○磯山篤君 農業の場合は冷夏による影響、天候の影響ということも十分にわかります。それから農業機械の購入、その他肥料などにつきましても経費の問題もややわかるような気がします。しかし業種別に見まして、冷夏に影響を余り受けない、それから好不況という経済的な背景に余り影響を受けにくいお医者さんの所得、収入という問題については、どうも今回の確定申告の状況を見ますと、不審を持たざるを得ないと思ふんです。大蔵省はその点どういうふうにお考えでしょう。

○政府委員(梅澤節男君) 先ほどお答えいたしましたように、各所得別の五十五年分の特徴といえますが要因分析につきましては、国税庁と共同いたしました上で若干の時間をちょうだいしなければならぬわけでございすけれども、ただいま御指摘になりましたいわゆる医業所得についての問題でございます。

医業所得の問題につきましては、五十四年に、御案内のとおり社会保険診療報酬課税の特例の法律改正がございました。五十四年分、五十五年分につきましては、五十五年分についてはこれからの詳細な分析が必要でございますけれども、基本的な傾向といたしましていわゆる青色申告がふえておる。同時に、お医者さんの中で従来特例適用を受けられておりました方が実額申告に移っておられるというふうな申告体制の中で若干の構造的な変化が起こっておるのではないかと。それが全体の申告所得の伸びなり、申告税額の伸びにどういう影響を与えているかというふうな点につきまして、今後なお実態を調査いたしまして結論を見出していきたいというふうな考えております。

○磯山篤君 大蔵大臣、私は先ほど二つの面から問題の提起をしてあるわけですが、今回の確定申告の状況を見ましてまだ私は細かいところまでよくわかりませんけれども、一般論として非常に不思議に思っているんです。これは五十三、五十四、五十五年を比較してみますとかなりの地殻変動が起きている。平たい言葉で言うならば、合法的な節税を、中には脱税というものが非常に含まれているというふうに見ざるを得ないんです。こういうものを放置しておきますと、今後の納税という問題に非常に悪い影響を与えるというふうに私は思ふわけです。その意味で一応確定申告状況が明らかになったわけですが、それをきちんと査察する必要があるだろう。そうしませんと、少なくとも五十九年までの財政再建への国民の協力という問題もいささか影響なしとしないというふうに思いますが、その点いかがでしょう。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それは取るべきものを取りなさいで財政再建と言っても、それは支障に

なるのはあたりまえでございます。したがって脱税は徹底的に摘発していかなきゃいけない、基本方針はそのとおりであります。

それから医者の問題につきましては、七二%控除というのが五千万円以上はなくなったために、収入が仮に同じぐらいの年であったとしても、二割もそれ以上も所得がどんとふえたという人がいっぱいあるわけです。その人たちが要するに医療法人に切りかえるとか、あるいは中には第二薬局をつくるとか、あるいは静岡県あたりでいっぱい出たそうだが、法人窓口で税金対策をやるとかというふうなものがあらわれた。その中で医療法人を抑える方法はありませんね、これは。公法でちゃんと認めているわけですから。

それから、第二薬局問題というのは、これは要するに薬価基準との乖離が多過ぎるからそういうことやるわけですからね。薬価基準を適正に切り下げれば自然消滅しちゃうんです。第二薬局というものは、これも法律上国税の方で第二薬局つくっちゃいけないよということとはなかなかできない。それからもう一つはリース会社。要するに税率が六割とか七割とかということになるならば、法人にしてそれで四割何分かの税金で済むんだったら、この方がよいということ、病院その他を全部今度はもう借り物ということにしまして、そこで結局経費で落とす。これも法律上抑えるたつて抑える方法はなかなかむずかしいんじゃないかと、そう思っております。

したがって問題は、その医療法人という形を余りむずかしくしているからこういふふうないろいろな跋扈的な問題が出るんだから、それは厚生省の方で医師会と相談して、医業と経営の分離はきちんとして認めるものは認める、正常に納めるものはきちんとならぬ。そのかわりインセンティブの架空請求や水増し請求は断固鉄槌を下すというけじめをきちんとしてつけてもらわなきゃ困る、そういうふうに思っております。

○磯山篤君 三つの分野の問題は、最後に三人の大臣がおそろいになったところでやりますので、

私は一たん質問をこれで中断をいたします。御了解を願います。

○塩田啓典君 それでは大蔵大臣にまず最初にお尋ねをしたいと思います。総理は昨日の第二臨調の会合で、五十七年度増税をしないのみではなしに、五十九年度まで増税のない財政再建に努めたいと、こういう発言をしておるわけでありまして、五十七年度の増税をしないというときも、総理大臣はかつていい発言をするけれども、現実第一線で苦勞する大蔵大臣は、総理の発言とは違つたやや慎重なニュアンスの発言をされてきたわけでありまして、昨日の総理の発言についての大蔵大臣の御見解を承っております。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それはできることならばということじゃないかと、私は別に指示をされていられるわけじゃないので、新聞に見た限りのことで、よく調べてみると何か条件がついているように考えています。それは、問題は何か税金を取るの目的ではなくて、税というのは必要な財源に充てるためにやむを得ず国民に御負担をいただくわけでございすから、それらの支出がなければ、なくて済むならば新しい税を考へる必要はないんです。ですから、問題は支出増を抑えることができるかどうかということが一つと、今後の経済の運営がどうなのかと、本当に経済拡大して行つて現行税制の中でも支出を賄つて十分で、なお赤字国債からの脱却をするだけの財源も取れるというふうな経済運営がうまくいけば、それは増税の必要はないわけですから、ですからこれは先の経済情勢を見なければ何とも言えないという問題で、なるべく増税をしないですす支出の切り詰めで極力やってみようということではないかと私は思っています。

○塩田啓典君 だから余り人ごとみたいに言わないで、行政改革もした経済の成長も保ち、やっぱ増税をしないで済むように最大の努力をする、もし総理がそういう方針ならば鈴木内閣の大蔵大臣としてもその方向に努力をする、こういう

う決意と承つていいわけですね。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それはもう増税をしないのでやるように、最大限の努力はやってみます。

○塩田啓典君 そこで、中曾根長官にお尋ねをしたいわけですが、今年度も、この法案で審議をしておりますように、いわゆる税外収入の増収に努めたわけですが、今後増税なき財政再建をしていくためには、五十七年度だけ見ましても要調整額、いわゆる大蔵省の「財政の中期展望」では二兆七千七百億円の要調整額があるわけ、現実の問題として行政改革だけでこれを出すという事は非常に至難ではないか。したがって、今年度のいま審議しておりますこの法案の内容のような税外収入の増収ということにも、私は政府としてはかなり力を入れなければいけないんじゃないか、このように思うわけですが、その点はどうでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 同感でございます。

国はあらゆる努力をして歳入のカット、歳入の増加に努めるということでございます。ところが、税に頼らないということになりますれば、納付金あるいはそのほか国有財産の売却等々税外収入の把握にも努めなければならぬと思ひます。

○塩田啓典君 そこで、先ほどの長官の御答弁では、今回特殊法人等も全部調査をし、二十一を選び、その中からさらに厳選をして今回の法案になったと、このように稲山委員の質問に対して答弁があったわけですが。しかし、この法案ができたときよりもさらにその後、総理が五十七年は増税をしない、さらにはその後も増税をしない、こういう点から考えると、私はさらにそういう税外収入の確保にも政府として力を入れていくのではないかと、そういう点を心配するわけでありま。

確かに、本委員会における質問でも、たとえば日本競馬会等かなり経済的にも豊かではないか。それは電電公社を見ましても、いま国が歳入の二六・二%を国債に依存をし、また歳入の二倍

に近い累積の国債を持つておる。そういう点に比べれば、競馬会にしても電電公社にしてもその他にしても、これはもう本当に雲泥の経理内容の違いがあるわけで、同じように苦勞すべきではないかという論理から言えはもとと取つてもいいんじゃないか、こういう意見もあるわけでありま。

私はこの際、今後電電公社、中央競馬会等からこれ以上の国庫納付金を求めることはないのであるか、そのあたりを行政庁長官と大蔵大臣から承つておきます。

○国務大臣(中曾根康弘君) これは予算編成の面から見まして来年度どうなるか、再来年度どうなるか、その翌年度どうなるか、毎年毎年年度でやつていくものでございまして、いまから予断することあるいは確約することはむづかしいと思ひます。しかし総理の一般御方針、強い願望として先般の御発言が強くあつたわけでございます。その線に向かつて私たちは全力を傾倒していくべきものと心得ております。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私も予断を与えるようなことは差し控えます。

○塩田啓典君 ということは、これ以上取らないということはないとは断言をしないわけですか、そういう可能性もあると、このように理解をせざるを得ません。

そこで、私は経営努力をして、日本競馬会にしても電電公社にしてもそれぞれ経営努力も一生懸命やつてきたと思ふんですけれども、経営努力をして余剰金が出ると国に取られやしないか。一方たとえば、赤字国鉄等においてはほかにもいろいろあるわけですが、そういうところは国から財源を取つてこなくちゃいかぬと、こういうことではやっぱり私は経営努力の意欲が失われるんじゃないか、そういう点を非常に心配するわけでありま。そういう点はやはり行政の効率化というものを常に監督をする長官としてはどういう配慮をしていくつもりであるのか、これを伺つておきます。

○国務大臣(中曾根康弘君) その点は塩田さんと

私も同感でございます。公社、公団をつくった趣旨の中には民間のいいところを入れようと、それは経営努力の成果が従業員そのほかに還元すると、メリットシステムと、そういう民間のいいところをできるだけ入れようと、あるいは経営について弾力性を持たせようと、そういうような配慮であらう機構もできてくるものだろうと思ひます。すし、一部はそういう配慮がなされておるところであると思つております。競馬会の納付金等についても一次、二次と分けてあるというのはいや、そういう配慮もあるであらうと思ひます。そのほかの特殊法人についてもそういう配慮がおののなされていくものもございまして。

したがって、そういう精神はあくまでわれわれは保持してまいりたいと思ひますけれども、何せ現在当面している国の財政状況というものは、ほば危機的状況にございまして。そういう状況から臨時特例措置としてこの際はぜひとも国家に協力願ひたい、そういう意味でお願いをしておるのでございまして、この国の状況も考へて政府関係機関である公社、公団の皆さんも御協力いただきたいと期待しておるわけなのでございまして。

○塩田啓典君 本来は、電電公社にしても日本競馬会にしても、やはり余剰金が出ればこれは競馬の場合にはファンに還元するとか、先ほど稲山委員の方からは御質問がありましたように、既務員とかあるいはまた競馬のために迷惑する関係自治体とかそういう方面に還元をするとか、また電電公社の場合だつて、たとえば長距離の通信はわが国は世界一、一番高い、あるいはまだ全国的には電話がすぐつかない、うんと高いお金をかかれば電話をつけてもらえないという区域外もあると、あるいはまた協力してきた従業員の方々の関連企業への待遇もよくしていくとか、そういうものが私は本来の筋じゃないかと、それを今回は国家財政の危機のときに臨時特例として公社あるいは競馬会その他にもお願いをしておるんだと、私はそのように理解をしておるわけでありま

すが、大蔵大臣はそういう理解一緒でござい

か。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私は必ずしもそうじゃないんです。確かに競馬なんかの場合は一つの見方として、だつたらファンにもつと返せと、何といひますか、もつとファンに返せということでしょうね。そういうことは一言言えるかと思ひます。しかし、馬主に返せとか既務員に返せとか、それから調教師に返せといひましても、問題は所得水準の問題であつて、要するに独占的な企業としてほかの人にやらせないわけですから、政府は。したがって、独占企業の中だけ待遇をいっばいよくしちゃうと、国家公務員なんかとかけ離れてよくしてしまふということになりますと、これはまた問題が実はございまして。したがって問題は、既務員の給与が低くてそれじゃ調教師の給与は高いのかと、調教師が低くて既務員が高いというのではこれはおかしい話になつてくるわけでありま。それから、そういうことになりま。したがって、私それらとの関係も全部考へて考えなければならぬではないかと、そう思つておるわけ。しかし、いま中曾根長官から言つたように、こういうような危機のときですからギャンブル税までも取つたらいいじゃないかという御議論さもある世の中ですから、私はこの際は競馬ファンにお返しをするということではなくて、要するに特別積立金の中から実質的には百五十億か二百億よけいに納めるという話ですわね、競馬の関係では、何百億かの積み立ての中で、それぐらいのことは御協力をしていただきたい、こう申し上げて

電電の方にいたしましても、これは電話利用者に限る、これは一つの理屈として私はあつていい理屈だと思ふんです。しかし現実には、もう国民の世帯数七割以上が電話に加入しているというやうな状態で、四千万台ですか入つておるわけですから、もう大部分の国民というものが電話に加入してある。国民に返すのも増税をもつとしないければならぬかどうかという時期ですから増税のかわりにその一部分を、国民に返すかわりに電電公

社が持っているものを電電公社がやりくりをして
国家に納めてくれるということも、これは政府は
取り上げちゃったといつても、取り上げるんじや
なくてそれはそのままストレートに社会福祉とか
文教とか防衛とかいろんなものにストレートに増
加分だけ配分するわけですから、どっちにしても
同じようなことだということならば、私としては
やはり大所高所から見て電電公社の経営の、それ
によって危殆に瀕するとか、えらい苦しくなるこ
かという状況ではございませんので、この際
はまあ皆さんも増税で国民は直接的に御負担を
いただいておんだから電電公社もたまには、税金
を払ったことないんだから今回はひとつ御協力を
そういう意味でお願いをしたい、こういうことで
お願いをしておるわけでありませう。

○塩出啓典君 私はいまそういうようにみんなに
配分しろということでは言っているんじゃない、筋
論を言っておるわけだね。だからそれは、電話料
を公社が長距離を安くするとかあるいは過疎地域
の電話のつかない区域を少なくするとか、そうい
うように使わないで国が吸い上げて一般会計とし
て出せば一緒じゃないかという、それは意味はわ
かりませうけれども、そういう感覚がよくないんじ
やないか、やっぱり物事の筋は筋として私は言っ
ておるわけなんです。

そこでやっぱり、今回は臨時特例として協力を
求めておるんですから、だからその点は私もやむ
を得ないと思うわけでありませう、しかし財政再
建の暁には、たとえば中央競馬会の払い戻し金
を、現在七五%だそうでありませうけれどもこれ
を八割にするとか、やっぱりこの競馬会から国庫へ
入る納付金も言うなれば競馬のファンの人の協力
にもよっておるわけですから、そういう意味で財
政再建の間は大変だけれども、その次には夢があ
るんだと、一歩明るい見通しがあるんだという、
それぐらいやっぱりここで約束した方がいいんじ
やないかと思うんですが、その点競馬会の理事長
さんのお考えどうですか。法律あるわけですが、
でも、それはいろいろそうなるには問題あると思

うんですけれども、そういう考えはどうでしょう
か。

○参考人(武田誠三君) 日本で特殊法人としまし
て競馬を、独占的にいわば中央競馬をやらしてい
ただいておるわけでありませう。したがって、法律
の定めるところによつてお国に納めるものはぜひ
納めていくというものが私どもの当面の義務であ
ると思つております。

将来の問題といたしまして、ファンへの払戻金
をどうするかというようなことについては、これ
はほかの公営競技との関係も全部出てまいります
ので、すぐ簡単にこうした方がいいということも
言えないと思つております。ただ、現在の七五%
の払い戻しというのは、世界の競馬施行をしてお
ります国の中では最も高い二五%の控除率でござ
います。多くの国が八割ぐらいをファンの方へ戻
しておりますので、将来の検討事項としてはぜひ
検討してみたいだきたい問題ではあるというふ
うには思つております。

○塩出啓典君 農水省はどういう考えでし
ょうか。農水大臣はまだお見えになっておりませ
んけれども。

○政府委員(森実孝郎君) 私ども、やはり利益が
上がった場合、それは二割納付として二分の一は
これからの納付されていくわけでございますが、
できるだけその利益をファンに還元するという意
味で、やはりスタンドの整備とか場外馬券売り場
の整備とか、そういったファンサービスのための
投資、あるいはサービスシステムの整備というこ
とに投資していくことは必要だと思つておりま
す。

しかし配当率を上げるという問題につきまして
は、私はやはり、いま理事長からもお話ございま
したが、他の公営競技もすべてほとんど七五とい
う形で行つておりますし、それとの均衡もある
と。そういう点で、やはり状況が許し、全体と
してそういう論議が行われる中では、私どもも特
来は必要な場合もあり得ると思つておりますが、
当面の問題として、なかなかこの引き上げという

ことは問題があるのではないだろうかと思つてお
ります。

○塩出啓典君 ひとつ時間もございませんで、
特に競馬会に對しましては、今回こういうように
特別な国庫納付金を出していただくことになつた
わけでありませうが、今後とも余剰金を出すに
取られるから余り出したくないとか、そういうよ
うな考えではなしに、ひとつ経営努力にも大いに
努力をして、第一、第二の納付金を大いに今後と
も努力をしてもらいたい、そのことを強く要望を
いたします。

それから、これは予算書の見方の問題でありま
すが、この日本競馬会からの納付金について先般
矢追委員も質問をしたわけですが、第一、第二の
納付金のうち、第一納付金は予算書に載つてお
るが、第二納付金は五十六年度は特別として、それ
以外は全然載せていないわけでありませう。税収
も、やはり一つの確定はしていないけれども、予
算書に税収の見積もりを出すわけですから、それ
と同じように第二納付金も予算書に載せるべきで
はないかと、これは財源隠しととられても仕方な
いんじゃないかと。これは五十七年度からぜひ載
せるのが私は筋ではないかと思う。その点はどう
ですか、載せますか。

○政府委員(西垣昭君) この問題につきまして
は、五十五年度までは剰余金などの程度出るかわ
からないといふことで、第一納付金につきまして
は計上はしておりましたが、第二納付金は計上し
ていなかったわけでございます。あのときにも答
弁いたしましたように、もし五十七年度、五十五
年度と同じような状況になれば、私どもは五十五
年度と同じような予算の計上の仕方がよろしいん
ではないかといふふうに考へていたわけございま
すが、あのときにも御意見がございましてした
ので、五十七年度の時点でこれは農水省とよく御相
談をしながら検討したいといふように考へます。
○塩出啓典君 電電公社は、昭和五十一年度に御
存じのように基本料金を二倍、それから通話料は

七円から十円の値上げをしたわけでありませう。そ
の当時は、昭和四十九年から五十年までの四千九
百億円の赤字を埋め、さらに五十三年度までは赤
字をしないといふことで値上げをしたわけであり
ますが、それ以来値上げなしで、しかも一方経営
状態がかなり好転をし、今回に臨時国庫納付金
を納入してもらうようになったわけでありませう
が、そういう原因はどこにあるのか、これを電電
公社から、簡単に結構ですか。

○政府委員(守住有信君) お答え申し上げます。
五十一年度に実施いたしました電信電話料金の
改定というのは、その背景に第一次オイルショッ
クがあつたわけございませうが、当時の経済事情
を背景といたしまして、公社の財政基盤の確立を
目的といたしまして国会の御審議の結果決定され
まして、ほぼ計画どおりその後推移しておるとい
うところでございませう。その後、景気状況と申
しますか、あるいは物価の安定、人件費の安定
と、こういうものが一方では機能いたしておりま
すし、さらに情報化社会に向かつての通信需要の
増大といふものがございまして今日のような状況
にありますけれども、またその間、公社自身の経
営努力と申しますか、あるいはまた技術開発力に
応じた新しいサービス、新しい商品の開発、こ
ういふものによりましてその収益状況もよかつ
た、このように認識をいたしておる次第でござい
ます。

○塩出啓典君 まあ私は、そういう公社の努力も
さることながら、やはりやや過大な投資の見積も
りではなかったのか。というのは、その三年間に
たしか七百七十万の電話がつくという計画で、四
百七十万しかついていた。電電公社と言へば、
あらゆる情報を握る日本の情報センターのような
電電公社が、将来の投資の見積もりにおいてこの
ような、七百七十万が四百七十万になるような、
こういう見積もりを出すのは非常に私は見込み違
いにしてはちょっと多過ぎるなど、こういう感じ
がするわけでありませうが、これは郵政大臣として
はどういうお考えですか。

○政府委員(守住有信君) 当時はオイルショック直後の状況でございます、いろんな計数の見直しと申しますか、たとえば物価の推移、あるいは人件費の推移、あるいは需要の見直しというものが非常にむずかかったわけが、一番大きな背景にあるわけでございますが、その後におきまして国の需要管理政策と申しますか、経済政策のよろしきというものと、国民の多数の方々がオイルショックに耐え抜いて賢明な対応をしてこられたというふうな面からも、その公社当局の見直しとの誤差が出た、このように認識をしておる次第でございます。

○塩田啓典君 これはまた次の機会に譲ります。積滞も解消し、自動化もほぼ終わったわけでありますが、今後の公社の経営の見直しはどうか、今回の四十八億を納付するというのを前提にした場合、五十九年度までを考えた場合経営が非常に悪化する要因はあるのかどうか、どういう点を心配しているのか、これを伺っておきます。

○政府委員(守住有信君) この点につきましては、電電公社御自身としても五十九年度までの経営状況、特に収支面での見直しにつきましていろいろ御検討されておるところでございますけれども、私も、私どももいたしましては、まず損益の面につきましては納付金の金融的費用が加わる、これが第一点でございます。

それから他方では、この納付金の問題と別個で、いまいろいろ御指摘にありましたような利用者に直接還元をする、料金の値下げの中で直接還元をするということで本日も通信委員会の参議院の方で、公衆電気通信法の一部を改正法案御可決いただいたわけでございますけれども、その中で、御指摘のような五百キロ以上の遠距離の料金の値下げ、あるいはまた日曜、祝日に際します昼間料金の割引制度の導入、この方面でのインパクトも大きく出てこよう。しかし、それは公社自身としてはやはり料金がどうあるべきかということの展望の中で、これに對しましての経営努力

というものをやっていかなきゃならぬことではないかと思っております。

他方また、今後の電気通信社会というものの発展性を考えました場合、それに対応した投資というものがございまして、納付金の資本勘定の関連との問題で公社自身の資金調達というものが非常に大きな課題になる、これを資金調達の量的、質的な面での手段の多様化の中で公社自身も努力をしてもらいたい。また国といたしましては、財政当局とも御相談しながらこの側面からの御支援というものを考えていきたい、このように考えておる次第でございます。

○塩田啓典君 郵政大臣にお願いをしたいわけでありますが、先ほど競馬会にも要望したと同じように、経営努力をして余剰金を出すと国に取られるから余り出さぬ方がいいとか、そういうことではなしに、また四十八億国へ納めたんだから値上げをするのはあたりまえだということではなしに、経営努力にひとつさらに努力をし、まだまだ遠距離が非常に高いとか、過疎地域においては何十萬もお金を出さないと電話もつかない区域等もございまして、そういうのを広くすると、か、そういう点にはひとつ郵政大臣としてさらに公社の全体をよく監督をして努力をしてもらいたい、この点どうでしょうか。

○国務大臣(山内一朗君) 電電公社が、今回臨時特例的ではありますけれども四十八億の納付金を納めることにいま御審議をいただいているわけでございますが、公社としては非常に経営努力、また技術の開発、こういう点で最近財務情勢も比較的よくなっているというところは御承知のこととございまして。しかし、納付金を納めるということとは、やはり今後ともそれ以上の努力を必要とするということとは明らかでございます。そこで、職員の方々にもお願いをしないといけないんでございまして、国家財政が非常に緊迫している、また大きな増税もせざるを得ないと、こういう点で国家財政の再建に御尽力をいただくと、こういうこともひとつ御認識をいただきましてやっていただき

たいというふうに考えているわけでございます。

それから、収支差額はこれは当然設備の改善あるいは料金の値下げ等に充てるものでございまして、従来もやっておりまして、納付金を納めるからその分はそういうことやらないのかといまいますと、これは従来どおりやるわけでございます。したがって、予算の仕組みは、損益勘定で出ました収支差額は資本勘定の建設に回していき、それから納付金の方は借入金によって納付していく、その後いろいろ努力をしながら吸収をしていく、こういう方針でございます。したがって、いま塩田先生の言われましたような遠方の料金を値下げする問題、さらには日曜、祝日は料金の割引をしていこうと、こういう計画で五十六年は実施をしてまいりたいと考えているわけでございます。

○塩田啓典君 次に、昨日の新聞の報道では、五十五年度決算で四、五千億の税収欠陥が出るんじゃないかと、こういう報道がございました。先ほど審議官の方からも非常に本年はなかなか厳しいというお話があったわけでありまして、もしこの税収が四、五千億欠陥が出るということはどうなんでしょうか。総体的な予想としてはどういう見通しなんですか。

○政府委員(梅澤節男君) 現在まで判明いたしておりますのは、二月末までの税収の状況でございます。二月末までに十九兆五千八百八十七億四千八百萬円の税収欠陥になっておるわけでございます。この二月末の税収を対前年の同期と比較をいたしますと、一二・五%の増でございます。御案内のとおり、五十五年度の補正後の予算額による税収額は対前年決算に比しまして一四・四%でございまして、兩者の対前年同期比を対比する限り、二月末税収がやや低調であるということは申し上げられるかと思っております。

それから、ただいま委員も御指摘になりましたように、三月末の確定申告の速報が国税庁からまゝとめられたわけでございますが、これも全体としてやや低調であるということは否定できないと思

います。ただ、これを含めました三月末の税収の確定計数は、来月になりませんとまとまりませんので、今後三月末税収以降、つまり五十五年度の税収は端的に言いますと本年の五月末までの税収でカバーされるものでございまして、その三月末の税収の確定計数がまだ判明いたしておりませんこと、もう一つは、これも毎度申し上げていることでございますけれども、法人税の三月決算、これは法定の納期限が五月末でございますが、この三月期の法人税収と申しますのは年間の法人税収額の三割ぐらゐを占める非常に大きな規模のものでございまして、この三月期の法人税収の推移を見ましますと、五十五年度の確定決算で補正後の税収予算額に對しましてどの程度のことになるのかというところは現段階で計数的にはまだ申し上げられる段階ではないということを御理解願いたいと思っております。

○塩田啓典君 これは大蔵大臣にお尋ねしますが、当委員会でも「財政の中期展望」のいわゆる税の弾性値の問題がいろいろ論議があったわけでありまして、いまの時期になっても五十五年度の税収がどれだけ入るのかという、そういうことすらもなかなか予測ができない。民間の金融機関なんかの方がよほど早く予測をしているわけなんですか。それ、そういう点が非常に不満であるというところを申しておきたいと思っております。

私はそこで大臣お尋ねしますが、五十六年度のいわゆる税収の見直し、ということは五十五年度の税収というものを基準に弾性値を出しているわけですから、そういう点から見ると五十六年度も、五十五年度が非常に厳しいということも五十六年度もかなり厳しいんじゃないか、そういう予測をする向きもあるわけですが、大臣としては、まどういう感覚を持っていられたいですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これはかなり技術的な問題なので、事務当局から具体的答弁はいたさず、この間の予算委員会では、ある党からは、こんなに少ない見込みはけしからぬじゃないかと、もっといっぱいといわれるはずと言われたば

かりなんです。二カ月もたないうちに、ちょっとこれは見積もり過ぎてるんじゃないかという話でございまして、それほどむずかしいんです。実は、ですから、私といたしましては、やはり過去十年間ぐらいの平均をとらなければ中期展望なんというのはそんな過大な、いいところだけとれませんというのを言っておるわけでございます。以下、事務当局から説明させます。

○政府委員(梅澤節男君) 中期展望の税収弾性値につきましては、ただいま大臣の御答弁にあったとおりでございます。

それから、委員が御指摘になりました、五十六年度の税収は一体どうなるのかという御設問でございますけれども、御案内のとおり、五十六年度の予算上の税収見積もりといたしましては、中期展望にわれわれが使用いたしましたようなマクロ的な弾性値で見込みを立てているものではございませんで、各税目ごとに、政府の五十六年度の経済見通し等を基礎にいたしまして、税目ごとに積算しておりますので、その点はひとつ御理解を願いたいと思ひます。ただ、五十五年度の決算額がまだ確たる見通しが立たない段階でございまして、私どもといたしましては、現段階におきまして五十六年度の予算で見積もりました税収総額、これを改定する必要はないというふうに考えております。

○堀出啓典君 それでは最後に、大蔵大臣に私は質問をしたいわけですが、行革デフレと申しますか、行政改革によってデフレになると、そのなれば、経済の成長がとまれば元も子もなくなるじゃないか、それは確かにそのとおりだと思ひます。その意味から、先般中曾根長官も公共事業は余り減らさない、こういう発言をされたんじゃないかと思ひますが、そういう点から、やっぱり経済の成長も保っていかなくば、しかし増税なき財政再建もしていかなくばならぬ。そういう意味から、もっと一般会計の支出は減らして、むしろ財投をふやしていくべきじゃないか。本四架橋にしても、私は地元でございまして、

でなかなかむずかしい問題であります。そういうたまたまプロジェクトにしても、国の一般会計の予算まで出してやらなくばならぬプロジェクトと、そこまではしないでいいプロジェクトがあるんじゃないかと思ひますが、そういう意味で、もっと財投による方向に行くべきじゃないか、それが一点。

それともう一つは、産投会計があるわけですが、これは昭和二十八年にできまして、経済の再建、産業の開発、貿易の振興のために国の財政資金をもって投資を行うためにできておると、これは出資と貸し付けであります。大半が出資、これはもう一兆五千億ぐらいの残高があるわけですが、今回、一部この産投会計から一般会計に繰り入れはしてあるわけですが、今後の財政再建においては、この産業投資特別会計の内容を検討して、引き揚げるべきものは引き揚げるべきではないかと思ひますが、その点、二点についての御意見を承って質問を終わります。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 行革デフレという、この間新聞に載っておりましたが、これは要するに、政府の予算規模が大きくならないで小っちゃくなればそれはデフレの要因があるだろう、それはないとは私は言いません。言いませんが、問題は予算規模が小さくなってしまうということをやめるわけじゃありませんから、ふくれないように抑え込んでいくという程度でございまして、問題は程度問題。しかもこれは、御承知のとおり、五十七年の予算を踏まえてやるというところで、もし仮に、そういう意図が多少あるとしても、それは五十七年以降の話ということで、現在の問題ではない。ことしの後半から世界的に見ても景気は回復の状況に入らうという一応の見通しを持っておるわけでありまして、したがって、それじゃ予算規模を大きくすれば景気がよくなるのか。これも財源を何に頼るかというところが問題でございまして、日本のように、借金がなくなるときならば建設国債を発行してでも予算規模を大きくして景気を刺激するやり方もあったでしょうが、

現在のようにならずに公債が多過ぎて金利が下げられない、長期金利が、逆にそれがむしろ景気の足を引っ張っているというところまで行っちゃいます。これも原則どおりにはいい話でございまして、いろいろ問題があります。したがって、行革デフレ論というところについては、私どもは心配はいたしておりません。

それは第二番目の、一般会計を減らして財投をふやせということで景気を考えていったらいいじゃないか。これも、そういうことを言う方もございまして、ところが、一般会計を減らして財投をふやして、ごまかしじゃないか、けしからぬとこの間怒られたばかりなんです。どっちをやっても怒られることになっておまして、しかしそれなんでもございまして、財投をふやすと言っても、それは原資は何なんだ。財投と言うからにはやっぱり原資が必要なんです。郵便貯金の伸びがうんとあるとか、それは結局、国債の市中消化が困難だから郵便貯金などで運用部で国債を引き受けるという意見もございまして、そうなりますと、やはり財投をいっばいふやすだけの原資がない。今度はふやすにしても、これも問題だ。建設国債をもっとふやせばいいじゃないかというところになったら、片一方で国債を減らして片一方でふやしたならば、これは同じ話でございまして、別に国債にマル建とかマル赤とか書いてあるわけでも何でもないわけですから、これもむずかしいというようなことがあって、その組み合わせをどうしていくか。これは堀出委員の言うように、景気の対応という問題もございまして、景気の動向という問題に即応してやっぱり予算は組まなければならぬ。したがって、これは、常にそういうことを頭の中に入れて、今後も考えていく必要があるというところは認めます。

それから、産投会計の問題は事務当局から説明させます。

○堀出啓典君 簡単にね、もう最後だから。

○政府委員(西垣昭君) いまの御質問のウエート

は、いままでも産投会計から出資されていたものをもっと回収して財源を確保したらどうだ、こういうところにあつたかと思うのでございまして、いままでも産投会計から出資されておりますものは、投資先機関の資本金として、それぞれの機関の使命、公共的使命の達成のために現に用いられているわけでございますので、これを国の財源対策という立場から直ちに回収するということは困難だと思ひます。ただ、いままでも民間の肩がわりによりまして出資金の一部が回収されたという例もございまして、今後におきましてそういうことは可能であるかどうか、十分検討していきたいというふうに思ひます。

○堀山篤君 いよいよ終わりになつてきたようですが、大蔵大臣、実は、昭和五十三年に租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案というのが出たんです。そのときに私は、次のような話をまとめて一本に法律で持つてくることについてはまずいんじゃないかと冒頭苦情を申し上げたんです。当時、村山大蔵大臣であつたかと記憶をしますが、次からはそういうことをいたしません、今回は御勘弁をいただきたいという話で五十三年に審議した経験があるわけなんです。

今回のこの財源確保の話ですが、私、平たい言葉で恐縮ですが、ばたとかつと長ぐつを三つ持つてきて、一遍に履いてくれ、こういう法律になっているんです。ですから、各党がそれぞれの問題をもっと集中的に掘り下げる、そういう立場で最初計画をいたしましたけれども、顔が会いましたのはきょうが初めてなんです。これで審議する側といたしましては非常に困るんですね。私は理事会でもそのことを厳しく注文をつけたわけですが、次からはこういうことをしないでというにあらかじめ申し上げておきたいと思ひますが、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは堀山委員のようにならば、仮に納付させるにしても、ばらばらにしてそれぞれの所管委員会やら

したらいじやないかという御意見もあつたんで、それは内部で。しかし、歳入の確保という点からすればみんな臨時特例の問題でもございませうし、これはやはり大蔵委員会のように大所高所から歳入に責任を持つ委員会で見いただくことが方いいんじゃないか、こういうふうに考えまして、一本化をしたということでございませう。

○鶴山篤君 よく私どもの気持ち、意見というものを認識していただきまして、次からはこういう長ぐつとげたとくつを一遍に履くようなやり方はやめてもらいたい、そのことを最初に申し上げておきます。

さてそこで、行政管理局長官並びに大蔵大臣にお伺いしますが、公営競技全体の問題について議論のやりとりがあつたわけですが、中央競馬会だけでなく、競輪の問題、競艇の問題もあつたわけですね。今回第二臨調でこの特殊法人全体もその対象になっていることとありますので、それは十分な協議をしていただきたいと思います。私は先ほど指摘をしましたように、公営競技に關します答申があつて、省内で総理府が中心になつて連絡会議を持ちまして研究をなされているわけですね。

大きな課題が四つあるわけですが、そのうちの二つはおおむね考え方が整理をされておりますが、残り二つです。交付金の配分の公正の問題と、施行権または収益の均てん化の問題、これは非常に国の財政再建にも重要ななかかり合ひがあるわけですね。したがって、きょう直ちにお答えはいただけないとは思いますが、これをそれだけの競技だけに限らず、広い範囲で考えてもらう。ギャンブル税の話も私は当委員会でも申し上げたことがあるわけですが、そういうふうな広い視野でこの公営競技の問題を考えねばならないと思ひますが、締めくくりとして、どういふお答えがありますか、お答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 公営競技につきまして、広い視野でこれを常に再点検するというお考

えには私も全く同感でございます。臨時行政調査会におきまして、特殊法人及び公営競技等もいずれ検討の対象になると思ひますが、そういう広い視野に立ちまして、あらゆる方面に目を配りながら検討が行われるものと期待しております。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 御趣旨もつともな点もございませうので、関係省庁とも相談をさせていただきますたいと思ひます。

○鶴山篤君 農林大臣にお伺いをいたしますが、中央競馬会の話ですと掘り下げてまいりますが、たくさんの問題点があるわけですが、整理をして申し上げたいと思ひます。

その一つは、この二五対七五という経費と還元の問題です。確かに外国とは大分違ひがありますが、ノミ行為を防止する点から、あるいは大衆娯楽、健全娯楽としての立場から考へてみまして、この七五の還元というのを漸次ふやしていく。これも単に中央競馬会だけではできない相談であります。したがって、これは公営競技全体にまたがるわけですが、たとえば三年計画とか五年計画というのを考えながらできるだけ七五を八〇%にしていく、あるいはそれ以上にしていくという努力が必要だと思ひます。ノミ行為があちこちで行われているわけですが、これにはいろんな原因があるでしょう。調元のところに入るのはいせいで五%、多くても一〇%ですね。あとの九〇%は全部還元をされるわけですから、あつたが競馬場に行く必要もないし、競輪場に行く必要もない。手軽にできるわけですね。そういうことを考へてみますと、共通の問題ですが、この公営競技をわが党も存続しようという立場を最近とはとることになりましたので、その意味から言いますと、まあ幅広い、健全なあるいは節度ある――節度あるギャンブルというのとはどうかと思ひますけれども(笑)そういう必要があると思ひます。ですから私は、計画的なまあ割り増しといひますか、それを一つ考へてもらいたい。

それから二つ目の問題は、中央競馬会の労使問題であるいは財政処理の問題がややゆがんでいるわけ

です。一例を申し上げますとわかりませんが、たとえば基本給は調教師会から出ているわけですね。退職金は中央競馬会から出ている。ですから、たとえば既務員の立場から言うならば、その相手の事業主は中央競馬会なら中央競馬会、あるいは中央競馬会と調教師会が合同したものであるならばそれでもいいんですけれども、その点がつきりしてないわけですね。これは労使関係を健全にしなければならぬといひます。既務員の立場というものは非常に気の毒な状況にあるわけですね。これも整理、整とんをしなければならぬ、こういう問題点が出てきたわけですね。

それから第三番目の問題としましては、私先ほど、午前中指摘をしましたが、調教師にいたしましても騎手にいたしましても既務員にいたしましても、かなり所得の上で格差があるわけですね。極端なことを言いますと、三倍あるいは四倍以上の格差があるわけでありまして、これは大いに問題にしなければならぬと思ひます。既務員の問題につきましましては、もうほとんどの質問者から待遇の改善の話が出ていまして、ほぼ、中央競馬会にいたしましても関係省庁にいたしましても気の毒だなどという印象のお答えがあつたわけですね。問題を解決するために私は、少なくとも二五%の中間で何かを御研究をいただければいいと思ひますけれども、労働者の福祉活動、福利厚生その他に必要な基金制度というものをつくって、ある程度将来展望を開いていく、そういうことがなければならぬのではないだろうか、こんなふうな考へます。

それからノミ行為の防止の問題、あるいは場外馬券場の増設の問題も議論をされました。野末委員からは、手軽にやるために喫茶店その他でもやってはどうかというふうなアイデアも提起をされたわけですね。いまのところ大きな場外馬券場をつくることは全く不可能に近いといふふうに考へますので、これもある意味では、計画的に展望をして案を考へていただかなければならぬ、こ

なふうに考へますが、まづこの問題として最終回答をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(亀岡高次郎君) 七五%をもう少し上げて八〇%くらいにしたらどうかという御指摘であります。農林水産省としては、現在、まだ各地の競馬場の整備も終わっておりませんし、また日本の戦後の国家建設の面にもこの競馬会は重要な役割りを果たしてきておるわけでありませうので、社会資本の充実もまだ十分終わっておりませう。この段階においては、国際関係における競馬の政府に納付する比率というものを参考にすると、うわけにはいかない、こういう考へを持っておりまして、当分七五%でまいりたいなど、こういう感じでございます。

二番目の労使問題、もうおっしゃるとおりでございます。この部分が欠けても競馬開催はできないわけでございます。その点で、戦後いろいろ問題を克服しながら今日のルールができあがって、最近ではどうにか円滑に競馬の開催を執行することができているといふことでありますけれども、ただいま御指摘になりましたような線について、さらに勉強をする余地はあるものと私自身も考へております。したがって、これも競馬会の武田理事長にもお話し申し上げ、また私自身も既務の諸君や、あるいは騎手の諸君や、あるいは調教師の諸君やらの代表の話も実は一度聞きました。そうしていろいろ事情も理解しておるつもりであります。何といつてもやはり、上から下と申しますが、横から、右から左と申しますか、競馬会全般の意思疎通、信頼関係というものが成り立っていかうなやはり労使制度と申しますか、給与制度と申しますか、そういうものを確立していくための努力は常に続けなければならぬといふことで、これは競馬会を指導いたしまして、そのように取り計らうていきたい。さらに給与関係のいろいろな格差、これがまたいろいろな前段の既務員の問題にいたしましても、やはり競馬――馬を走らせて勝ち負けを決するといふ、そういうことをやらせる環境というものを

どう仕組んだら一番理想的になるのかというふうなことを考えますと、これはなかなか紙の上ではわからないという感じがいたします。したがって、現実には賞金の配分の問題とかいろいろなあれが、数字の上でやってまいりますというんな格差が非常に出てくるわけでございまして、その辺どういうふうな公平を期していったらいいのか、また公平を期する方向に重点がいくとレースがさっぱりおもしろくないというふうなことで馬券が売れない、こういうことになって困りますので、その辺は十分検討していきたいと思ひます。

と同時に、確かにこの近代競馬、国民の健全娛樂として本當に信頼される競馬を育てていくには、やはり既務員とか、やはり月給が低くて不満が出てくる、その不満の出でこぬような環境をどうしてつくるかという発想は、私は大変大事だと思ひますが、そういう面については、基金制度の提案もありましたけれども、少し研究させていただきたい、こう思ひます。

ノミ行為はこれはもう本當に困つておるわけでありまして、これなんかやはり場外馬券売り場というものをいままでするようなどころへつくつて大変迷惑をかけているということで、最近馬券を持たない方が多いほどでございますから、多少遠くても買いに行くという一福島の競馬場の場外馬券売り場には遠く山形あるいは岩手、宮城の方からまでお買いにお見えになるということもございまして、少し考え方を變えて、人のいないところに馬券売り場をつくつたらどうかというふうな話も実は競馬会に出しまして、そうして皆さん方に迷惑をかけないで、奥さんと子供たちは公園のようなところで遊んで、おやじは馬券を買いに行く、そういうふうなことも考えれば、教育とか環境とかそういうものも批判を受けずにやれるんじゃないかなというふうなことも競馬会とともに一緒に相談をいたしております。いずれにいたしましても、健全娛樂としての競馬を發展してまいりまして、そうして国庫

納付金をできるだけ特別割り当てを受けなくとも、ノミ行為を禁止することによって特別法律をつくつていただかなくてもいいような金額を第一国庫納付金、第二国庫納付金で納めることができようようにしたいものだ、こんなふうに考えております。

○稲山篤君 あした天皇賞レースがあるわけですね、めでたくできるようになつたわけですが、これは率直に申し上げますと、調教師会から出ましたことしの春闘の回答、これは賃上げの問題もありまして、それから週休二日制の問題もありまして、なかなかこずつていたわけですが、既務員の皆さん方の特別の配慮ですよ、あしためでたくできるというの。その点を忘れてもらつては困ると思ひます。ですから既務員の労働条件、待遇の改善の問題についてはぜひ大臣も側面的に御努力をいただきたいというふうに思ひます。

それから、もう時間が参りました、郵政省、郵政大臣並びに電電総裁にお伺いしますが、総裁は民間から今度総裁になられて、縦横無尽に仕事をされる、その御決意であつたのだらうと思ひますが、はしなくも大変な問題にぶつかつたと思ひます。

そこで総裁に要望も含めて質問をいたしますが、電電公社は国鉄や専売公社と違つた発足の経緯があるわけですが、この違つた発足の経緯を無視をいたしますと、労使問題、労使関係が崩れると同時に、経営の問題にまで大きくしわが寄ること、は当然だというふうに思ひます。そこで今回総額八千二百億円の納付金ということになつたわけですが、たとえば一戸に一つの電話機であるとかあるいは過疎地域、豪雪地帯にも電話を敷設しなげやらないとか、いろいろな事業があるわけですね。事業計画があるわけですが、そういう事業計画はこの納付金あるいは借金とは無関係に、決意として従来の事業を進めていただきませんか、独立採算制を決めました公社の性格というものがゆがんでしまふ、こういうふうには考へるわけですが、時間ありませんから細かいことを一々申し上げ

げることはできませんけれども、まずその決意をお伺いしたいと思ひます。

それから、これからサービスができるだけ減退をさせない、これは当然の発想であります。今回の千二百億によつて労働者なり企業全体の企業努力というものがそがれてしまつたんでは元も子もなくなつてしまふと思ひます。そういうふうにならないようにするために、特別なことを公社自身としても考へてもらわなければならぬし、また側面的に郵政大臣からも援助をしてもらわなければこれはできない相談ではないだらうかと、こんなふうに考へます。一例で恐縮ですが、たとえば前回の〇・四のプラスアルファの話が決まりました、労使で決まりました。これは団体交渉で正規に決まつた話です。しかし、実際に払う段になりまして〇・三七七という比率に下がつたわけですね。この一事をもちまして、電電の労働者というのは、非常に法律で決めてもらつております団体交渉権というもののついてさへも疑問を持つてゐるわけですが、そういう中でもっとも働いてサービスをしなさい、収支差額もこれからどんどんつくつてもらふと、こういうことを考へてみますと、労働者の勤務意欲がわくような保障措置をきちんと与えてやる必要があるだらうと。また自主的な運営ができるようにいま直ちに予算総則の改正ということはむづかしいと思ひますけれども、運用の面からそういう補強工作を十分にやらなければならぬと、こういうふうに思ひます。またこの回答をぜひいただきたいと思ひます。

○説明員(眞藤恒君) いまの御質問の公共性の問題でございまして、福祉関係のものあるいは過疎地帯関係のもの、その他まだかねてのそういうものの計画について未完成の部分が残されておりますが、これについては計画どおりに進めていくことに考へております。

それから納付金にかかわる経営の困難さ、それに伴う労働行政関係のことでございますが、いろいろのお話がありましたような状況であることは事実でございます。これをやはり従来どおりのやり方でやっておりますは、この納付金を納めながら電話料金を上げずに収支バランスを保つと、で、少しでも収支バランスに余裕が出たら料金の値下げを進めていくというこの矛盾する方向の問題について、なかなか簡単に実行できないと思ひますので、従来どおりから多少やり方を変えていただかなければとでもだめだということにはつきりいたしております。その具体的なことにつきましては、これから関係の各省にお願いする予定でございますが、原則といたしまして現在の公社法を修正する必要があると思ひておりまして、いまの公社法の運営の仕方によつてかなり責任は持てるんだなということにいま考へております。

○国務大臣(山内一朗君) 電電公社の現在の運営の状況は、国民利用者の要望にこたえて私は適切な運営をなされつつあるものと考へてゐるわけでございます。しかし、今回の納付金の問題が生じてまいりましたので、いままです以上に技術の開発、企業の努力はしていただかなければならぬというふうには考へてゐるわけでございます。そこで、まあ一番重要なことは、稲山委員がいま一例を挙げられましたけれども、労使がいかに協調していくかと。労使の話合いで決まつたことが実行されないようなことではとてもおぼつかないという一例でございまして、いろいろ郵政省といたしまして予算の制約はありますが、けれども、なお電電公社法の法律もありませんが、できるだけ公社の自主性がうまく運営されますように、ひとつ全面的に御指導、御援助をしてまいりたい、こういうふうに考へております。

○稲山篤君 最後に大蔵大臣にお伺いします。臨時異例な措置として昭和四十年に二千億円の特別公債が発行され、途中中断をしましたが、これがもう原則のごとく毎年毎年特別公債が発行になつておる。このことにつきまして、本会議場で和田委員を含めてわれわれは不満の意を表してきいたわけですが、仮に五十九年までに赤字公債を発行しないということになつたといひましたけれども、昭

和六十二年には国債整理基金はゼロになる、こういう現実が片一方ではあるわけですね。それから償還を続けていくためには一般会計から整理基金へ予算繰り入れをいかにききながらしない。推定金額で、六十二年から六十八年までの間に、定率にしろ予算繰り入れにいたしましても、四十六兆から、まあ五十兆円近い金がかかるわけですね。こういう現実が片方にあるわけですね。

それからもう一つは、先ほど指摘をしましたように、五十七年は歳出カットで増税をしないと、そこまでははつきりした。それから総理大臣の意思としてこの考え方は五十七年だけじゃないんだと、五十八年も増税をしたくないと、こういう意思が表明されたわけですね。これはいづれ閣議の正規の問題になるだろうと思いますが、そうなりますと、まあ大変な事態になるとわれわれは前から指摘をしてきたわけです。返す当てのできないような借金是最初からやってはならないというのがわれわれの主張であつたわけですが、現実にはそうなつてしまつた。過日の当委員会でも中期展望の議論がありましたけれども、あれも少し問題ありというふうになりまして、八方がふさがつてしまつた、こういう感じがしないわけでもないんです。

そこで、前回シーリングの話もありましたけれども、こういうふうにもならない事態に対する、責任と言つちや語弊がありますが、総括と同時に、これからどうやって再建を国民にお願いをするかと、その基本的な姿勢だけ私はお伺いをして終わりたいと思います。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 非常に根本的な問題でございまして、短時間で言い尽くすことは非常にむづかしいと思います。しかしながら、ごくかいつまんで申し上げますと、いづれにしても現実には国債発行を少なくしていかなければ日本経済に重大な影響がある。でございまして、この方針を曲げることはできない。一方歳出の当然増というものはこれでも抑えていくものもございします。それは仕方がないことだと。しかしなが

ら、これは増税をやらないうことになりまして、おのずから自然増収には、経済、景気の動向等によつても異なりますが、限界がございします。ということになれば、やはり高度経済成長時代にできたような法律、制度、この総合的な見直しというものは避けて通れない問題であると、そういうような点で、とりあえずそれらについて行政改革を含めた政府の歳出構造の抜本的な見直しにまず取り組むということでございます。どの程度やれるか、これは国民の代表である国会の皆さんとの御相談になるわけでございます。それをやつて不十分であるということになれば、あとの制度を改めるか、その他の収入を図るか以外に方法はないわけですから、収入を図ることはやらな

いという以上はサービスの低下は覚悟しなければならぬ、そういうことでございします。

○委員長(中村太郎君) 他に御発言もないようです。から、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

なお、本案の自後の審査は後日に譲ることいたします。

午後二時二十分再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時休憩

午後二時二十分再開

○委員長(中村太郎君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、一次産品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律案、臨時通貨法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次三案の趣旨説明を聴取いたします。渡辺大蔵大臣。

○国務大臣(渡辺美智雄君) ただいま議題となりましたアフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、一次産品のための共通基金への加盟

に伴う措置に関する法律案及び臨時通貨法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案につきまして申し上げます。

この法律案は、別途本国会において御承認をお願いしておりますアフリカ開発銀行を設立するために必要な措置を講ずることを目的とするものであります。

アフリカ開発銀行は、アフリカ諸国の経済開発及び社会的進歩に寄与することを目的として一九六四年に設立された地域開発金融機関であり、現在、アフリカの独立国五十カ国が加盟しております。

同銀行は、アフリカの開発途上諸国に対して、農業、電力、運輸等の分野において活発な開発融資活動を行い、多大の成果を上げてきておりますが、これに伴い、同銀行の資金基盤の強化に対するこれら開発途上諸国の期待が一段と高まっております。

このため、同銀行は、域外の先進諸国に対して同銀行への加盟の要請を行い、一年近くわたる交渉の結果、域外二十一カ国との間で加盟条件に関する原則的な合意が得られるに至りました。

政府といたしましては、わが国が同銀行へ加盟し、アフリカの開発途上諸国の経済発展のための努力を支援することは、これら諸国の国民生活の安定と向上のためのみならず、世界経済全体の均衡のとれた成長を確保するためにも重要であると考え、他の先進諸国とともに、これに加盟することを決意した次第であります。なお、わが国は、同銀行の活動を補完することを目的として一九七三年に設立されたアフリカ開発基金に、その設立当初から加盟し、積極的な協力を進めてきたところでありまして、

初出資として、協定に規定する計算単位で二億四千五百六十八万計算単位に相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができるとするほか、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により、追加出資し、または同銀行の特別基金に充てるため拠出することができるといたしております。

第二に、同銀行への出資及び拠出は、国債の交付によるものと認められておりますので、国債の発行権限を政府に付与するとともに、その発行条件、償還等に関して必要な事項を定めることといたしております。

第三に、同銀行が保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務は、日本銀行が行うことといたしております。

次に、一次産品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律案につきまして申し上げます。

この法律案は、別途本国会において御承認をお願いしております一次産品のための共通基金を設立する協定に基づき、わが国が同基金に加盟するために必要な措置を講ずることを目的とするものであります。

一次産品のための共通基金は、一次産品の価格の安定及び一次産品に関する研究・開発、生産性の向上等に資することを目的とした国際機関であり、国連貿易開発会議の場における四年余にわたる設立交渉の結果、昨年六月にその設立について合意が成立したものであります。

一次産品の価格の安定と品質の改善、生産性の向上等は、一次産品の輸出所得の改善を通じて、開発途上諸国の開発と発展に大きく寄与するものであり、また、一次産品の大部分を輸入に依存しているわが国にとつてもきわめて重要なことであると考え、

政府といたしましては、このような見地から、同基金の設立交渉の場において積極的な役割を果たしてまいりましたが、同基金の設立に当たり、これに加盟することを決意した次第であります。

す。なお、同基金には、世界の独立国百六十三カ国の加盟が予定されております。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、政府は、同基金に対し、協定に規定する計算単位で二千五百四十七万六千三百九十九計算単位に相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができるとするほか、予算で定める金額の範囲内において、同基金の任意拠出に充てるため本邦通貨により拠出することができるといたしております。

第二に、同基金への出資及び拠出は、一部国債の交付によることが認められておりますので、国債の発行権限を政府に付与するとともに、その発行条件、償還等に関して必要な事項を定めることといたしております。

第三に、同基金が保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務は日本銀行が行うことができることといたしております。

最後に、臨時通貨法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在、臨時通貨法に基づいて発行されている貨幣の額面は、百円が最高となつてゐるのでありますが、最近における国民の経済取引の実情を見ますと、より高額の貨幣が必要であると考へられまゝすので、政府は、国民生活の利便に資するため、新たに五百円貨幣を発行して五百円の日本銀行券とあわせて流通させることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

この法律案の内容は、政府が発行できる臨時補助貨幣として新たに五百円の臨時補助貨幣を加えるとともに、その法貨としての通用限度を一万円とするものであります。

以上が、アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、一次産品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律案及び臨時通貨法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください

ますようお願い申し上げます。

○委員長(中村太郎君) 以上で三案の趣旨説明の聴取は終わりました。

これより三案の質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鈴木和美君 もう一度お尋ねしますが、どうして五百円硬貨を発行することになったのか、その理由をもう一度聞かせてください。

○政府委員(渡辺喜一君) 基本的には経済の背景というものがあつたわけでございまして。

御案内のように、いまの一番高い高額の貨幣は百円でございますが、この百円貨幣が発行されたのが昭和三十一年でございます。それ以来の経済の状況等を見ますと、たとえば消費者物価は約五倍、四・七倍になつております。それから卸売物価が二・二倍というふうなことで、百円の貨幣が全貨幣に占める割合というものが最近では六〇％を超えるというふうな状況になつてまいつておるわけであります。

一方、取引の実態といたしまして、自動販売機による販売というものが急速に普及をしまして、おるわけであります。設置台数を見ますと、最近では四百五十八万台。販売高で二兆七千四百九十億円というふうな急速な発展を見おるわけでございまして、こういうふうな状況を勘案いたしまして、五百円貨幣を発行するということは国民にとって大変利便に役立つのではないかと、こういうふうに考えたわけでございまして。

○鈴木和美君 百円の硬貨は高額なんですか、低額なんですか。

○政府委員(渡辺喜一君) 現在流通使用されております貨幣の中では一番高額なわけでございまして、ただ、ただいま申し上げましたように、すでに全貨幣に占める割合というものは相当高い割合になつておるといふことから見ますと、百円という金額自体が硬貨として経済取引の実態から見ますとそれは高額ではなく、むしろ非常に一般的に使われておると、こういうことではなからうかと思ひます。

○鈴木和美君 くだいようですが、もう一度的確に答えてもらえたいんです。百円は高額か低額か。どっちなんですか。

○政府委員(渡辺喜一君) その高額、低額という基準がどうもはっきり私もしないわけでございまして、取引の実態から見ますと必ずしも高額とは言えないといふことだろうと思ひます。

○鈴木和美君 大蔵大臣のいま趣旨説明の中に、「国民の経済取引の実情を見ますと、より高額の貨幣が必要であると考えられます」というように、いま提案理由の説明がありましたね。この高額といふのは一体何を指すんですか。より高額といふのと高額といふのと。

○政府委員(渡辺喜一君) より高額といふのは比較の話でございます。したがって、現在の百円に比較して百円よりも高額の貨幣が必要であると、こういう意味だろうと思ひます。

○鈴木和美君 そうすると、百円は高額でないといふふうに理解していいんですか。

○政府委員(渡辺喜一君) 五百円に比べれば高額ではないわけでございまして。取引の現状等から見ますと、必ずしも貨幣としてその高額ではないといふふうに私も判断をしたわけでございまして。

○鈴木和美君 仮定の話ですが、それなら何で千円の硬貨を出さないんですか。五百円に限らず千円。百円というのが余り使われていない、むしろこれからもっとより高額なものが経済取引の中で必要だといふ判断であれば、何で千円出さないんですか。

○政府委員(渡辺喜一君) 千円硬貨を必要とするほどの状況にはなつていない。先ほど申しましたように、消費者物価も大体五倍程度になつておるわけでございまして、五百円貨幣というふうなところは適当なところではないかといふふうに考えたわけでございまして。

○鈴木和美君 なぜ私そのことを聞いているかといふと、後ほどまた別な問題のときにいまの議論の話のところしますが、つまりデノミとかそれか

らインフレとか、そういうものと直接関係するから百円という玉の認識をいまお聞きしたんですが、どうも局長のお話によれば、百円は現在の状況の中では余り使われてないし高額とは思ひません。だとならうに、お答えになつたと思ひます。だとすれば、百円の定義の方もこれは直さなきゃならぬよになつてくるんじゃないかと私は思ひますよ。

そこで、別な問題聞きますが、いま想定されてゐる五百円の玉というのは、どういう素材で、どういう大きさで、どういうデザインで、どの程度枚数出すのか。その予定を開かしてください。

○政府委員(渡辺喜一君) 具体的にどういふ硬貨を発行するかといふことにつきましては、これは法案成立後に政令で決めるということになつておるわけでございまして。ただ、素材につきましては、私どもとしてはまあ貨幣としての品格、あるいはできるだけ変質、摩損等に対して強い、それから素材が安定的である、確保が容易であるといふふうなものを諸要件を考えまして、現在の百円硬貨と同じ素材にしたいといふふうに考えております。

それから、大きさとデザイン等々につきましては、これは法案成立後に——どういふふうにしてこれを決めるかといふことでございしますが、私ども考えておりますのは、できれば造幣局等の専門家に委嘱しましてデザイン等を決めまして、それを国民の総意に反映させていくといひますか、たとへば学識者、国民各層等の意見を聞いて最終的に決定をしまひたいと、こういうふうにと考えておる次第でございまして。

○鈴木和美君 このデザインというのは、新聞では公募するみたいな新聞が出ておつたんですけれども、公募はないんですね。

○政府委員(渡辺喜一君) 過去新しい貨幣を発行します場合の例を見ますと、公募した例もないわけではないのでございしますが、ただ今回の場合は、この法案が成立しましてからデザインを決めるまでの期間がかなり制約されておるわけでござ

います。と申しますのは、製造にかかりましてから来年の春には流通に乗せたいということでございますので、したがって、できるだけ早く、できればこの夏の終わりのころまでには決めなければいけない、こういうふうなことでございまして、期間的な制約がございまして、なかなか実際問題として公募するのはむずかしいという感じを持っておる次第でございます。

○鈴木和美君 調査室からのこの説明を読んでおったんですが、経済の取引という観点から見た場合に、経済の取引の実情というのはいさし自動販売機というふうな理解してよろしいでしょうか。自動販売機が非常に回っている、そのため、ここにも書いてありますが、「二百二十万台であったものが、毎年一〇％強で増加し、五十四年末には約四百二十万台と倍増している。また、自動販売機等で販売される商品等も累増し、その販売価格も五百円前後のものが多くなっており、既存の五百円以下の貨幣で対処するのは、著しく不便をきたしている」というのが主なる理由であるとか、調査室のあれですけれども、そういうことで

○政府委員(渡辺喜一君) 自動販売機が急速に普及したということは、おっしゃる通りに一つの大きな要因であると思いますが、そのみにとどまらないわけでもございまして、先ほど申しましたように、実際の貨幣の取引の中に占める百円コインの比率というのが非常に高まってまいっておりますので、つまり個々の取引の単位というものが百円にいきまうとかなりの枚数が必要というようにな取引になってきておる。現在五百円の札はあるわけでもございまして、五百円札あるいは百円コイン等々で支払い、受け取りというふうなことをやりますと、いろいろたとえば計算のミスが多いとか、取引上の不便が出てまいっております。そういう面についても自動販売機の普及と同時に、そういう面についても配慮をいたしておるといふことでございまして。

○鈴木和美君 大きさとデザインというものが

政令で後ほど決められるということ、夏までは決めなければならぬというタイムリーの問題と考へ合わせますと、いま考えられる大きさとというのはどのくらいのことでしょうか。なぜかという、大分新聞たくさん出ていますね、五百円玉の大きさの問題について。そんなものですか、いまお尋ねしたいと思うんです。

○政府委員(渡辺喜一君) 大きさについては、まだ私も決めておるわけではございません。専門家の意見あるいは国民一般の意向等も十分反映させて最終的に決めたいと考えているわけでございます。

二つの考え方がございまして、一つはできるだけ大きくてりっぱなものにすべきだ、国の発行する貨幣でございましてやはりある程度の権威を持たせなければいけないという考え方、逆にまた、余り大きくなりすぎると非常に重い、持ち運びに不便であるとか、あるいは金を入れる入れ物がなかなかポケットにうまくおさまらぬとか、いろいろな問題があるかと思ひます。両面からの考え方があろうかと思ひますので、この辺を十分にしんしゃくをして決めてまいりたいと考えております。

○鈴木和美君 三十二年のときに百円を出したときに、自動販売機の業界から特別その大ききなどについて注文とか要望とかそんなのがございしたか。

○政府委員(渡辺喜一君) そういうことは承知しております。

○鈴木和美君 この新聞には当時、三十二年のときに、二十五ミリ以上にはしてくるなというのを自動販売機業界から大蔵省の方に要望したという記事が載っているんですが、要望はなかったんですか。

○政府委員(渡辺喜一君) 私どもの記録を見る限りにおきましては、正式なそういう要請というものは受け取っていないわけでございます。

○鈴木和美君 そうすると、改めて政令で定めるときに五百円の大きさ、デザインというものをい

ろんな意見を聞きながら決めるといふように理解していいですね。

そうしますと、私はいまお話を承っている限りにおいて、私の意見としては大きくすべきだと思ふんです。大きくしてりっぱになつて権威を持たせたいと思ひます、五百円。みみっちいニッケルと、百円と同じような質じゃなくて、もつと質よくしたら私はいいと思うんです、いかがですか。

○政府委員(渡辺喜一君) 質につきましては、やはりその専門家の意向というものも十分聞いていかなければいけないと思ひます。いま鈴木委員のおっしゃった御意見もやはり一つの御意見、同じようなことを言われる御意見の方もかなりおられるわけでございますが、一方また、先ほど私が申し上げましたように、逆の立場の方もおられるわけでもございまして、それらを総合的に勘案してできるだけコンセンサスを得てまいりたい、こういうふうな考えでおる次第でございます。

○鈴木和美君 一番大きい問題は、来年の発行する時期と、一番市場に回って取引が行われて自動販売機がそれに対応し切れるか切れないかというところが私は大きい要素だと思ふんですね。通産省、おいでになつていまいしうか——通産省で現在把握している自動販売機の現状についてちょっと聞かしていただけないでしょうか。

○説明員(見学信敬君) お答えいたします。現在までの自動販売機の普及台数は、先ほど先生が四百二十万台とおっしゃいましたが、五十五年十二月末現在で四百五十八万台程度に上つてきております。生産は大体一千億円ぐらいの規模になっております。品物別に分けますと、飲料関係が大体半分以上を占めておりますが、あとたばこが切符その他の食品の関係、そういうふうな構造になつております。

○鈴木和美君 いま通産省が把握している新聞報道、その他大蔵省が閣議決定してから発表した五百円玉の発行、そういうものから見て業界は現在

在どういふような態度をとっておりますか。

○説明員(見学信敬君) 自動販売機等では硬貨の判別を行うために、いわゆるコインメカニズムという装置がついております。これは新硬貨が出ますと、当然判別の方式を変えなくてはならないわけでございますが、判別の仕方は現在直径とか厚さとか重さとか材質等々によるわけでございますが、現在のところまだそういう点についてお決まりになつていないものですから、対応は現在のとこる簡単にはいってございせんが、予想的な感じとしましてある程度の大ききぐらいいま盛んに鋭意進めるところでございます。

○鈴木和美君 いま業界が大きさに対して非常に神経を使つていて私も聞いています。ですから、大ききが確定をする時期がずれ込みますと自動販売機の方の改造とか、それからそれに対応するのが非常に私はおくれるんじゃないかと思ふんですね。それで業界はある程度大ききについての希望というのをいま持つていらっしゃるんじゃないですか。

○説明員(見学信敬君) 大ききを決めるのは当然大蔵省当局なり、こういうところで決めるわけでございますので特段の御意見はございせんが、いままでの例では官報告示から大体半年程度の余裕を持った発行ということになつてはいる例が多いようでございます。それと、当然普及の速度もございまして、それらを勘案しますと余り大きなものとか分厚いもの、こういうものでない限りはいろんな改造その他で一応消費生活に余り大きな混乱をさせないという形での改造は可能であり、新型機も可能であると思ひます。

○鈴木和美君 自動販売機そのものに対する国民の受けとめ方、考え方というものは多様ですね。自動販売機の方がいいとか、あれじゃだめだという方もたくさんおいてだと思ふんです。

私もこの新聞で見ても思ったんですが、これは消費者団体、生協などの組合が自動販売機について述べていることは、三つの理由から余り賛成

でないと思つていますね。

一つは、自動販売機があることによって子供がすぐ何でも安直に買える。それからもう一つは、商品の安全性が確認できない。それからもう一つは、値段が高過ぎるというような問題などがあつて余り賛成じゃないというような生協あたりの述べ方があるんですね。それから今度は片方、わきを読んでもみますと、業界は五百円玉が出てすぐは出るわけじゃないからその心配はしてない。後ほど対応が何年かできる。しかし問題なのは、大きさがいまの自動販売機つまり百円でつね、百円より大きくなつちゃうと大幅な改造になつて、大変なお金がかかるということをお心配してゐる。自動販売機の業界などは二十五ミリから余り大きくしないでくれという意見があるんだと私は聞いてゐるんですが、そんな具体的な話というのはいまだないんですか。

○説明員(見学信敬君) 特段に業界の方から正式な要請があつたとは私も聞いておりません。

○鈴木和美君 もとに戻りますが、その前に国鉄来ておりましたか。

国鉄の切符の自動販売機というのは、あれは国鉄でおつくりになるんですか、どこか発注しておつくりになるんですか。

○説明員(片方威君) 御説明申し上げます。

券売機につきましては、メーカーに発注をしてつくつております。

○鈴木和美君 国鉄の自動販売機がメーカーに発注してつくられてゐるというんであれば、発注してゐるお金というのはどのくらいかかつてゐるものですか、いまおわかりになりますか。

○説明員(片方威君) そこまで調べてきておりませんが、一台当たりコインのもので約二百万のものから、それから紙幣式のものでございましてこれは約四百万と、一台当たりが大体そんな単価でございます。仕様書につきましては、これは国鉄の方でタイプを決めまして、それで製作、設計を発注してゐるということでございます。

○鈴木和美君 私が聞いた話では、国鉄のあの自

動販売機というのも大変なお金がかかつてゐるんだそうですね。それで五百円玉ができて、たとえばあの自動販売機に入れられないみたいな五百円玉ができて、全部直すということになると大変な金の方です。また私、七日にももう一度この問題やるものですか、どうぞ国鉄の方でも金額が正式にどのくらいかかるのかお調べいただきたいと思ふんです。

私が言いたいことは、非常にお金がかかる、それが五百円玉が出ることによって、赤字国鉄と言われておるときに、またそこに自動販売機の改造費だけでまた大変だということになつたら大変じゃないかなと、そんな気持ちもあるんですよ。

そこで、もとに戻りますが、そういう面から見ると、他方では私は五百円というのをせつぱく出すのであれば、もっと質もよく、そして記念にもとつておける、外国人が見ても非常に五百円といふというふうなものとかいふ、つまり素材ですね、素材について百円と同じだといふようにしないでいいと思ふんですが、ここで百円、五十円、十円、五円、一円の素材コストというのはどのくらいになつてゐるんですか。

○政府委員(渡辺喜一君) 現在の補助貨幣の素材でございますが、百円につきましてはおおむね五円弱でございます。五十円が四円、それから十円が三円、五円が二円弱、一円は五十銭程度といふふうなことになるかと。

○鈴木和美君 いろいろ都合もあるんでしょうからコストのことはここでやめますけれども、いずれにしても比較検討してくると、せつぱく五百円を出すというんであれば、私はもつと本当にりつぱで権威があつて、そういう五百円を出すべきだと私は思つてゐるんですが、これは大臣見解いかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私も同じような見解でございますから、かつこうがよくて、近代的で、気品があつてというようなものにしたと思つております。

○鈴木和美君 持ち時間の関係もありますから、大臣にもう一つお尋ねしますが、百円の出たときに、昭和三十二年ですか、このときには紙幣の方とそれから硬貨と並列でずっと出してゐたんですね。その期間が十七年から十八年間ずっと続いてゐるんです。今度仮に五百円の玉を出すということになりますと、五百円の紙幣との関係でどのくらい長く同時に、並列で出してゐるのか、また出そうとしてゐるのか、そこを聞きたいと思ふんですが、大臣じゃなくても結構です。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 何年もつかと、結局五百円玉で何年もつかという話ですね。

○鈴木和美君 いや、そうじゃないんです。五百円玉が何年もつかじゃなくて、五百円玉が出るといふのと、五百円札、紙幣ですね、それを五百円玉を出すから紙幣はなくなるというてないんです。だから、三十二年の百円を出したときには百円の紙幣と百円の硬貨と——いやいや、ずっと十七年間同じく出しておつたんですよ。だから、今度五百円紙幣というのはどういうことになるのかと、そういうお尋ねです。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは継続してずっと出すつもりです。それはインフレ論というのがありまして、何か五百円紙幣がなくなつちやつて、それで何というんですか、自動販売機は買うときに困るというふうな話があつたりするんですよ。それは何か錯覚なんですね。だから、それは同じく出しますと。だから、私のところに手紙が来たのが一通あるんです。村で香典を包むのに五百円と申し合せてゐるらしいんです、どっかの村で、九州かどっかで。それで、五百円札がなくなつちやつたらこれは千円ずつ入れなくちゃならないと、玉では香典袋からおこつちやつたりなんかして非常に困ると、だから五百円札出してくれという陳情書が一つ来まして。それで、手紙書いて出しました。もうずっと、当分心配ありませんから五百円の香典で結構ですと、そういうように出しておきました。したがって、いまもう五年とか十年とかいう期限は一切考へておりません。もう

うずっとしばらく、本当にそういうふうなことが必要ないという時代まで出すという考へです。

○鈴木和美君 理財局長にもう一度お尋ねしますが、大臣の答えでは五百円紙幣も玉も両方ずっと続けて出していくと、つまり五百円というものをですね。そんなら何で五百円玉つくるんですか。つくりなかつた方がいいんじゃないですか、その理由であるなら。

○政府委員(渡辺喜一君) 国民の取引等の利便に資するためにつくるわけでございます。したがつて、五百円の札よりは五百円の貨幣を使いたいという希望も相当あるわけでございまして、そういう方々のために五百円貨幣をつくるわけでござい

ます。ただ一方、別に貨幣はなくてもいいと、紙幣で結構ですという人もおるわけでございまして、それぞれの需要に応じて、需要のある限りは双方を並行して発行していきたいと、こういうふうに考へておる次第であります。

○鈴木和美君 まあ自動販売機というのがありますから、それはそれなりに五百円の玉の価値というのはいくらもあると思ふんですよ。

大臣、もう一度お尋ねしますが、百円の場合には十七年から十八年続いておつた、両方。五百円の玉と紙幣というのはずっと続けるという、ずっとということは、私が前提に言つた十七年、十八年ということとを前提に置いて大臣の答弁もずっとということになれば、せめて十年ぐらいと理解してよろしいですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私も本当はもつと長く続けたいくらいなんです。それは物価が安定して、それでずっといくなら、必要なんですから、なるべく長く続けるという考へです。

○鈴木和美君 五百円の玉が、これは一番最初局長お答えなかつたんですが、どのくらい枚数を出すというのはいくら枚数ですね、最初は。それからどういう製造の計画になるんでしょう。

○政府委員(渡辺喜一君) とりあえず五十六年度中に一億枚程度を製造すると、それを五十七年度、七年の春から流通に乗せていくと、こういう

計画でございます。

現在流通しております五百円札、紙幣の方は、大体五億枚程度が流通しておるわけでありまして、まあできれば、五十七年度、八年度等を通じましてその半分ぐらい、つまり二億五千万ぐらいは貨幣を流通したいというふうな気持ちでございます。すけれども、それはまあ一般国民がどの程度需要があるかということにもよるわけでございます。で、当面、五十六年度中の製造は一億枚程度というふうに考えておるわけでありまして。

○鈴木和美君　そうすると、一億枚ということを出すと、一番最初、珍しいから市場に回らないで、全部記念にとっておくというふうなこともありません。ぼくはあると思うんです、それは、それから、その次から半分ぐらいずつに今度なりますか。仮に五億枚のところを二億五千万にするということになると、そういうことにしたことにして造幣の働か職員と印刷の紙幣を刷っている人たちにどういふ影響が出てきましようか。

○説明員(田中泰助君)　現在造幣局では、百円白銅貨幣以下五種類の貨幣を製造しておりますが、これに加えて新しく五百円硬貨をつくるということになりますと、若干作業量がふえますことは避けられないと思います。しかしながら、この程度の、五十六年度一億枚程度ということでございますので、この程度の増加でございますれば、いろいろ作業工程に工夫をこらすなどのことをいたしまして効率化を図ることによって対処したいといふ、こういうふうに考えております。

○説明員(堀水孝一君)　印刷局といたしましては、実は先生おっしゃいますように、五百円玉が出るというときに多少心配をいたしましたわけでございますが、いま大臣や理財局長からも答弁しておられますように、徐々に、そしてしばらくの間は並行的ということでございますので、五百円紙幣の製造枚数は減少いたしますけれども、片や紙幣全体としましては毎年着実にふえておりますので、特に仕事が大きく減るというふうなことはないといふことでいって安心していただくわけでございます。

ます。

○鈴木和美君　造幣の方はむしろ新しくつくり出す方だから、それは労働者の方にその影響はほとんどないと思うんです。ただ、大きさがどのぐらいになるかということによって大分硬版が変わってきますから、そういう程度だと思ふんですね。印刷の方は、局長がおっしゃいますけれども私は心配しているんですが、実は、五億枚のところを二億五千万にするということだとすると、大体一セットにいま百何人かでしょう、ついでに二億五千万というのであれば、印刷の工程の中で四セットぐらいこれひつかかってくるんじゃないですか。そうすると、頭数で四百ぐらいなんですか、従事しているのは、いま局長のお話のように、紙幣全体として刷る量が多くなるにきにはいんではないか、ふえていっている場合には、ふえていかないかということになると労働者に直接は影響が出てきやせぬかなという心配があるんですが、その点はどうか。

○説明員(堀水孝一君)　実は私も日本銀行から注文を受けております紙幣の総量が、五十五年度は三十億八千万枚でございますが、五十六年度につきましては三十三億三千万枚ということに二億五千万ばかりふえております。これは年によって多少ございますが、平均いまだ一億程度はふえていたわけでございます。それで、従来の日本銀行券の発行の伸びはかなり高かったわけでございますが、このところ若干ダウンはしておりますけれども、しかし絶対額として発行量が減っているわけではございませんので、こういうふうに五百円が並行して発行していただければ、それにもかかわらず毎年やはり紙幣全体としては若干ずつふえていくというふうな見通しを私どもとしては持っておりますし、期待をいたしております。

○鈴木和美君　大臣どうぞお願い申し上げたいんですが、先ほど大臣の答弁で大体わかりましたけれども、緩やかな切りかえをお願いしたいんですよ。急激に切りかえすると、いまこういう場ですから余り言えませんが、やっぱり相当の影響

が実は出るんですね、印刷の労働者の方の關係には、そういう意味で、この労働問題に余り混乱の起さないような緩やかな切りかえということをして配慮していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君)　十分配慮します。○鈴木和美君　また私、七日に技術論の方はやらしていただきますので、残った問題で一つ、こういうふうな経済の発展に伴ってより高額の貨幣、紙幣を出すという紙幣はまだいいんですが、高額の貨幣を出すということは勢いもう千円、硬貨というところもまた要望し、考えられる時代がそう遠くはないんじゃないかと思うんですね。そういうようなことから考えてみると、調べ

てみたら、昭和二十三年から見てみると、五円の硬貨が出た翌年が二十五年で千円の紙幣が出ています。それから二十六年に五百円の紙幣が出て二十八年に十円の硬貨。そして今度紙幣の方を見ると三十二年に五十円、三十二年に百円の硬貨ができたときに、片方紙幣は五千の紙幣が出たんです。三十三年に一万円の紙幣が出たわけですね。こう考えると、過去の事例から硬貨が新しく発行された二、三年後には必ずその百倍の紙幣が印刷されているのが実績としてあるんですよ。そう考

えてくると、五万円札とか十万円札とかというようなものを刷らなきゃならぬというふうなことに勢いなるんじゃないのかなという、そういう私は心配を大變持っているんです。そこで大臣にお尋ねしたいことは、そういう状況から考えてみると、当然インフレの危険性というのがこれは話題になりますね。もう一つは、そのとき一円というのはどうなっているんだらう、十円はどうなっているんだらう、こう考えますとデノミ論というのが必ず出てくると思うんですよ。大變今回の五百円の硬貨の問題は単純のよう

ですけれども、日本経済の展望からしたときに大變な問題を私は含んでいるような気がするんですね。そのインフレにつながるというのと、デノミについてもかつてドルの二けたの問題であ

るとか、それから日本の数字は余り大きいものですから外国に行つて通訳が困るとか、そういういろいろな話があったけれども、そういう外国の状況よりも日本国内の事情をよく見ながらやっぱりやっつけていかなきゃいかぬと私は思ふんですね。そこで、五百円硬貨が出ることに伴ってのインフレの危険性、デノミ論などについて大臣としてどういふ見解を持っているのか、お聞かせいただきたい。

○国務大臣(渡辺美智雄君)　心理的にその五百円札をなくすなというところになるとあなたのおっしゃるようなこともあり得るので、そういうことはなくしません。そのとおりやります。それから、インフレ問題は別の政策問題ですから、そういう点においては政府はいろんな手を使つて物価の安定に努めていくということは少しも変わらないわけでございます。

○鈴木和美君　せっかくですからあと二分ぐらいで……大臣、札は廃棄をしていってききれいに最近なつてきましたですね。こつちの百円、十円、五十円は汚くて不衛生的ですよ、片方の方の紙幣の廃棄率から見ると。私は、やっぱり硬貨もきれいにすり返すみたいなのをやりにゃいかぬと思ふんですよ。そういうことに対してどういふ見解をお持ちですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君)　貨幣の中にはゆがんだり傷ついたり、そういうものも確かにあつて流通が不便だと、こういうものにつきましたは、政府が引きかえる義務が貨幣法の十二条でございます。また、日本銀行の窓口を通じていいものと交換してくれということもできることになっております。したがって、今後ともやはりきれいな貨幣を供給すると、それでゆがんだり、いびつになつたり非常に減つちやつて字もろくに見えないというようなものはやはりなくすように今後も努力をしてまいります。

○鈴木和美君　委員長、また引き続きやらせていただきます。

○矢追秀彦君　大臣のお時間が決められております。

すので、大臣にまず集中的に総括的な問題を伺いたいと思いますが、いまま鈴木先生からお話がありましたデノミの話は御答弁なかったんですけれども、福田さんが総理のところはわりあいデノミ論が国会でも議論をされました。もちろん私はいまの状況でやるべきではないと思いますけれども、先ほども鈴木委員がお触れになったように、外国のお金と比べますと確かにけたも大きいし、不便であることは事実です。また、そういうことでデノミ論というのはかなり根強く今日まで来ておるわけですが、これは仮定の議論になると思います。が、大臣はどういう状況になればデノミをやるべきであると、こうお考えになっておりますか。

一つは、私は、やるとしてもやはり経済が安定しなければならぬと思います。特に物価が安定すること。それから、やり方はいろいろあると思いますが、それでも、フランスでやられた方式とかいろいろあるわけですが、やはり安定したときにやるならやらなければいけないと思います。しかし、現在のような状況下ではとても無理である。し、また、デノミをやることによるマイナスの方が大きいと私は判断しておりますが、大臣はどういうデノミにする考え方をお持ちになっておるのか、お伺いします。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私はやる気があります。せんから別に研究もしております。

○矢追秀彦君 言うといろいろ問題が起こるからおっしゃらないのだと思いますけれども。

それでは最初の、法案に關連をいたしまして、
發展途上國に對する經濟援助についてお伺いた
いと思いますが、現在、特に非產油途上國の債務
が大變累積をしておる。この問題について非常に
深刻になっておりますが、世銀の調査によります
と、石油はどんどん値上がりをしておると、その
結果、非產油途上國の經常収支赤字はどんどん伸
びていつてゐるわけですね。私の調べたのによ
りますと、七四年には二百九十一億ドルであつた
が、七八年には三百五億ドル、七九年には四百五
十五億ドル、八〇年には八百六十億ドル。こうい

うふうな、これはモルガン・ギャランティ・トラストのマンスリーレポートに出ておったデータでございますけれども、今後八五年には七百八十億ドル、九〇年には千四十二億ドルと、こういうふうな拡大になるだろうと、こういう世銀の調査があるわけです。一方、途上国のこれは、私、さつきずっと並べたデータというのは経常収支の赤字の累積です。これから申し上げるのは債務残

高ですが、これは七七年末の千九百八十億ドル、これが七九年末には三千七百六十億ドル、約倍になつておるわけです。しかも、返済期日というのは八〇年代の前半に大体かたまたまです。そういうことから見ますと大変危機的な状況とも言えるわけで、そうなりますと、先進諸国はいわゆる債務救済というところに振り回されてしまふ。本来の経済を發展させようとかあるいは地域を開発しようというような援助よりも、借金の返済の、こっちに振り回されてしまふ。こういうことは算悟しなければいかぬわけですけれども、この問題

について、IMFの融資条件の緩和の問題とかあ
るいは世銀等のこういった国際的な機関の機能強
化、こういうふうなことも私は相当考えていかな
きゃならぬと思います。いま申し上げたこのIMF
あるいはまた世銀の機能について、どうお考え
になっておるのか。今後わが国としては、どんど
んこういったことに對する出資あるいは融資とい
うものは要請が強くなってくるわけです。財政再
建あるいは行政改革と言われている非常に厳しい

中でこれもやらなきゃならぬと、しかもやっている相手は非常にそういう問題があると。私はやっぱりこの辺で、もちろん相手のあることですからこちらの勝手にはいかないと思いますが、やはりこの経済援助のあり方というものをどう考えていくのか、その辺きちんとやらなきゃならぬと思います。したがって、いま申し上げたこの国際機関のあり方、わが国の対応策、これについて大臣から御答弁いただきたいと思います。

○国務大臣（渡辺美智雄君） これは本当に基本的な問題で、非常に重要なこれからの問題でござい

ます。日本という国も貿易がなければやっていけない国でございます。ところが、相手国が赤字だということになれば品物が買えないということになって、日本の産業にも影響を及ぼす。そうかと言って、産油国でばかり日本の品物を引き取ってくれるわけでもなし。やはり、全体の物と金が入手に動かなければ世界の経済はいびつになってしまいうわけですから。

そこで、いまおっしゃったように、非産油国の赤字にどうして対応するかということですね。それにはやはり産油国のお金を回してやらなければならない。ところが、直接産油国から非産油国でしかも低開発国というか、発展途上国というか、そういう国に、金は貸してくれといっても貸しませぬわね、なかなか現実問題として、ということになれば、中にだれか仲介者が入らなければならない。その仲介者はやっぱり産業的にも基盤の強い先進国がならなければならない。日本なども全くそのとおりでございます、やはり日本の方がいい

ろいろ借り入れていわゆるまた転貸しをしてやる
とか、あるいは銀行などが借り入れてきてそうい
う別な国に貸してやるとか、あるいは IMF とか
世銀とかというものが、産油国等から金を借りて
きて非産油国に貸してやるとか、そういうことは
本当にこれからやっていかなければならない非常
に大きな問題である、そう思っております。

委細については国金局長に随時御質問をしても
らいたいと思います。

○矢追葵彦君 各論はまた後でお願いするとして、大臣がいらっしゃる間に総論的に伺いたいんですが、いま言われた非産油国の累積赤字の問題も大きいんですが、要するに、発展途上国がこうやってなっておる原因いろいろありますけれども、やっぱり現実はこちらある程度進歩している国もあるんでしょうが、實際は食糧だけでも大変な状況ですよ。たとえば子供にしても、大体一億人生まれて千二百万人ぐらい年間で亡くなっていますね。大体新生児の二割。そういう非常に、大体食べる物が無いという、したがいまし

て、水もないところも多い。だから井戸を掘るのがまず精いっぱい。井戸の援助なんかモニセフでやっておりますけれども、そういうふうなことで、日本の頭で考えていると全然実情というもので、違うわけで、いま言ったようなそういう慣務の問題も一つありますが、やっぱりこれは相当長期な展望に立って、私は食糧の問題、食糧にしてもやはり農業をどうするかという、結局技術援助

と言つても、品物を持つていったところでなかなか使えない。相当教育もしていかなければいかぬ

と思うわけでして、教育となるとまたこれはいろいろの問題が出てきますし、私自身も正直言つて、じやどうしたらいいのかという、いい答えはないんですけれども、とにかく非常に飢餓で苦しんでおる諸國、そういうところが、日本だつてここまゝで来るには大分時間もかかつてゐるわけですけれども、日本の場合にはやはり教育が非常に充実に進歩しておつた、徳川時代からかなり教育が進歩しておつた。明治になつてからではありませんから。

そういう意味でこれだけの国になれたわけですから、発展途上国も、やはりいろいろな実情を見ますと、やっぱり教育から行かなきゃいかぬのじゃないか。もちろん品物を持っていく、技術を持っていく、いろいろありますけれども、基盤そのものがだめなんですから、やはり人間だけはたくさんいるわけですし、そういう点を非常に痛感しておるんですが、そういうふうな面で日本はどうしていったらいいのか。経済協力の基本的な

あり方ですね、これは大臣はどう思われますか。
 ○国務大臣（渡辺美智雄君） これもむずかしい話で、本当に食うにも困るようだったらそんなに子供をつくらなきゃよさそうなものだが、そういうところほど子供が多いということで、実際問題として、どこからこれは取っかかっていったらいいかということとは本当にむずかしい問題だ。あんなの言ひ教育と言ったって、やっぱり食えることをやしてやらなきゃならぬ。非常にこれはどういうふうにしていいのか、私もこういふふうな決め手があるということとは自信がありませんが、いずれに

【参議院】

○矢追秀彦君 それでは大臣は退席のようですが、ちよつと恐縮ですがもとへ戻りまして、先ほどから少し申し上げた非産油途上国の債務累積問題について申し上げますが、さつき専門的な方は局長にと言われましたので。

IMFです、この融資条件の緩和等はやはり可能なかどうかですね、これが一つ、それからもう一つは世銀等のこういった国際機関の機能の強化、またあり方はどうあるべきなのか、それからわが国の対応、これについて伺いたいと思います。

○政府委員(加藤隆司君) 若干御質問から外れますが、先ほどの御発言に關係しましてちよつと申し上げてみたいと思ふんですが、御指摘のように八〇年末で大体非産油途上国の借金の残高が三千五百億、大臣は三千九百億と言われましたようですが、三千五、六百、そんなオーダーでござい

ます。それで目下の見通しですと、八五年ぐらいに倍ぐらいになるんじゃないかというようにございます。それで、こういう事態というのは非常に深刻であるわけなんです、その場合に非産油途上国全体を一括して見るのは現実的じゃないんじゃないかと。大体いろんな分類のやり方がありますが、私などはたとえばこういうことで考えたらどうかというふうに見ています。

一つは、ポーランドなんかは途上国に入っておりませんが、ポーランドとかトルコとかペキスタンとかそういうような非常に政治的な問題の国があるわけなんです。で、こういうものかなり借金が大きいわけです。たとえばポーランドの場合ですと二百三十億ドルとか、そういう借金を抱えているわけですが、こういう国はそれぞれ一番利害關係のある国があります。そういう国が關係国を集めて対策をとっていくというふうなことになると思ふんです。それから二番目のグループは、最貧途上国というのがあります。大体非産油途上国が九十カ国ぐらいありますが、その中で三十カ国ぐらいが先ほどの飢饉状態云々のひどい国になり

ますが、こういう国の債務残高というのは七九年で二、三百億ぐらいのものであるわけです。こういう国に対しては、先ほど大臣が言いましたが、先進国が税金の金によるODAというやつで対策を立てていく。そうしますと、三番目のグループが一番問題になるんですが、これはたとえばブラジルとか、名前挙げるとちよつと差し支えありませんが、ブラジルの場合ですと五百五十億ドルぐらいの借金がある。あるいはそういう中進的な開発途上国ではあります。かなり力のある国々があるわけなんです。こういう国の対策が非常にクローズアップされている、それが南全体みたいな問題になつちやうっているというふうな感じがするわけなんです。

それから二番目の問題といたしまして、どうやってこれらの国のめんどろを見るかということなんです。一つは、民間のマーケットでOPECに偏在したドルをリサイクルしていくということ、を第一次オイルショックの後でもやったわけですが、第二次オイルショックもそういうチャンネルが主流になつております。それから二番目には、御指摘のIMFや世銀がこれを補完的に強化していくというチャンネルがあるわけです。それから三番目には、OPECからダイレクトに世銀なりIMFに金を持つてくるなりあるいは彼らも自分で基金をつくつておりますが、そういうようなOPECの金を直接使うというふうなやり方があるわけなんです。それから四番目には、日本とアメリカがそういう国のODAとか、そういうようななかのサミットで問題になったんですが、東欧の工業国というものも軍事援助ばかりをやっているやうなそういうこともやってみたらどうかというやうな議論もなされていくわけなんです。

こういうやうないろいろな国がそれぞれに應じているんことをやっていく、その中で三番目に、御指摘のIMFなり世銀の機能強化の問題があるわけですが、IMFにつきましては御承知のように、各国がクォータを出して、金を

出してその大体いま四五〇%を借りられるわけですが、これはかつては二〇〇%ぐらいだったんですが、昨年の九月からは四五〇%まで借りられる。トルコなんかは限度いっぱい借りております。こういうやうな借金がでる枠を広げた。それからコンディショナルリティーと言ひまして、借金を求められるわけですが、いろいろ再建計画な条件を一年ごとに厳しくやっていたのを、三年ぐらゐのレンジで見たらどうかあるいは将来のことを考えまして供給サイドの施策をとった場合にはその分は余分にめんどろを見るとか、そういうやうなコンディショナルリティーの緩和というやうな対策がとられております。

それから三番目のグループとしては、IMFの金が足りなくなるんではないかという議論があります。われわれは本来IMFというのは増資で対処すべきだという考え方を持っておりますが、現に同委員会におきまして昨年はIMFの増資法案、第七次法案を成立さしていただいたわけなんです。足りなければ八次増資というものを急いだらどうか、これはいままで五年に一回ぐらいやっていたんですが、そういう議論をやっておりますが、増資が間に合わない。しかればどこから金を集めるといふやうなことで、先般サウジアラビアからIMFが本年四十億SDR—アバウト五十億ドルになりますが、そういうやうなものを借ります。それから主要国はそれぞれに應じた貸付金をIMFに出します。そういうやうな財源の強化というやうなことも考えられております。

それから世銀の方でございしますが、世銀の方は、昨年の九月のIMF総会・世銀総会におきまして構造調整融資、要するにIMFの方は短期の国際収支の補てんというやうなことを任務としておるわけですが、世銀の方は従来プロジェクトローンというやうなことで橋をかける、トンネルをつくる、あるいは農業の灌漑施設をつくる、そういうものについて金を貸していたわけなんです。が、国際収支の調子が悪い場合にそういう特定の

プロジェクトに關係のないプログラム融資とか、セクター融資とか言われておるわけですが、まあとめて特定のプロジェクトに關係のない金を貸す、それで国際収支の将来の改善に資するやうな融資の制度を新設したしりしてあります。こういうやうなことで、幾つかの道具立てがあるわけですが、御質問の国際機関のリサイクリングにおける役割の強化というやうな点においては、昨年の九月にそういうことが行われておりますし、それから先般のいろいろな国際会議をやつておるわけですが、そういう席上でたゞいま申し上げましたやうな財源強化策なりそういうことが議論されて、国際的にもコンセンサスができて前進をしておるというやうな状況にござい

ます。○矢追秀彦君 それから、先ほど触れました「財政の中期展望」のところ、積み上げ計算の根拠と、それからもう一つは、これはドルになつておりますね、表示額が、で、果たしてドルがいろいろの、円相場が大分この期間中に変わる可能性がござい。前回の政府開発援助が倍増計画期間において円相場が大体一九%も上昇したと。そういうことで実質的にはわが国の負担が軽減されたんだと。そういうことで途上国あたりからは不満が出たというやうな話をちよつと聞いておるわけですが、これはだから円にした方がいいのか、ドルのままでもいいのか。どうせ変動相場制ですからいろいろ変動があるわけですから私ども何とも言えないと思ひますけれども、ドルにされておる理由、あるいはまたそういう非難に対してはどういうふうな説明をするのか。またそのときふやしていくのか。その点はこれは非常にむづかしい問題ですが、動いておるだけに、この二つの点について伺ひたいと思ひます。

○政府委員(加藤隆司君) 前段の御指摘でございしますが、「財政の中期展望」の方では、経済協力費は一一・何がしの伸びになつております。それでODAの中期目標五年倍増という方は、百七億ドルを二百十四億ドル以上にするとということにな

綿花、こういうようなものがございます。この中で一体どれが可能性があるかということでございますけれども、率直に申して銅とか綿花につきましては緩衝在庫を設けるかどうかについてはまだ生産国と消費国との間で合意がなされておられません。そういう状況にございますけれども、とりあえず御指摘の六品目の中で、すぐとか天然ゴムというふうなものがまず最初に登板してくるのではないかと、こんなふうに見えております。

○近藤忠孝君 最初、貨幣の問題についてお聞き

しますが、わが国の貨幣の基本法は貨幣法ですが、これは今回の法案出ましたので読んでみましたが、これが果たして現行法かと思うほど大変古いことばかり書いてあるんですね。それからさらに戦時中の臨時の期限立法である臨時通貨法、これも基本になっておられるわけですが、大体これも中身見てみないとほとんど現状には通用しない、こういう規定なんです。一体、現行法上通用する規定がどこにあるのか。一条だけ通用するようですね。けれどもね。となりますと、私はこれはもう現状に合わないではないか。こういう死文化したものをこのままにしておくことは現状に合わないもので、こういう不自然な状況をやめまして、近い将来に現状にふさわしい法制上の整備が必要だところを思うんです、だれが見てもわかるような。その点いかがですか。

○政府委員(渡辺喜一君) おっしゃるとおり、貨幣法はこれは明治三十年、それから臨時通貨法も昭和十三年の公布の法律でございます。したがって、立法論から申しますと、適当な機会に貨幣制度全般につきまして根本的に改正をして統一した貨幣制度というものを整える必要があるかと思うわけでございます。ただ、当面なかなかそういう時期が到来いたしませんので、現在におきましては小額通貨整理法等別途つくりまして全体としての手当てを、法令上の手当てで、工夫をしておるわけでありまして、したがって、現時点におきまして特に国民の経済取引あるいは日常生活にとつて非常に不便を来しておることではないわけでございますが、立法論としては適当な機会に統一した改正をする必要があるということはおっしゃるとおりでございます。

なぜいまの時点でそれをやらないかということでございますが、この貨幣制度というのは何となく国民の経済生活の根幹をなすものであるということでございます。改正の内容がいかによくなりましたという経済取引あるいは国民生活に影響を及ぼしてくるということでございますから慎重な検討が必要であるということでございます。

特に経済全体が安定をいたしまして、これに手をつけることによっていろいろな悪感というふうなものを生じないような、そういう環境が必要であるということでございます。同時に国際通貨制度との調和という点も大変大事な問題でございます。この面から見ましても現時点での改正というのにはお時期尚早であるというふうに考えておる次第でございます。

○近藤忠孝君 だれも実際貨幣使用場合に法律を見てやるわけはないから実際上不便はないと思うんですね。ただ、やはり近代国家としての日本がそれにふさわしい法制度を持つておるといふ点から見てみますと、まさにある意味ではわが国の貨幣制度はどうか発展してきたかという歴史の経過をたどる歴史文書としてはこの法文は大変私にはわかりやすいと思うんです、そういう意味では。しかし、現状を理解するという意味では全くこれはどうにもならない法律ですので、ひとつそういう意味からも整備をするということこれは提起をしたいと思います。

そこでいま局長が言いましたように、国際通貨との関係ということが大変大事だと思っております。そこで、いまも言った貨幣法の経過から見ましてもわが国の通貨制度が金本位制の経過から見ましても、その辺が一つ大きな問題だと思っておりますが、国際的に見てみますと、国際的にもこれを立て直しをしていくことが言われておりますし、わが国もそういう点ではそれに大いに寄与すべきであらう。ですから国際的な金本位制、それをむしろいま確立をする、そういう方向に向けて進むべきじゃないか、そういう観点からこの日本の貨幣法を見ていくべきだと思っておりますが、そういう点についてのお考えはどうですか。

○政府委員(渡辺喜一君) 現在、これは国際金融局長から答弁していただいた方が適當かもしれませんが、国際通貨基金協定、IMFの協定におきまして、「国際経済の条件が安定的なしかし調整可能な平衡を基礎とした広範な為替取極の制度の導入を許容するものであることを決定することが

できる」ということになっていまして、全体として統一した平価制度というふうなもの、そういうものが導入できるならば、そういうものにの向けて今後の国際通貨制度を整えていくべきだという考え方になっておられるわけでございます。遺憾ながらしかし、現在では各国とも全く為替についてはフロートというふうな形になっておまして、そういうふうな状況に到達していない状況でございます。そこで、そういう状況を踏まえますと、わが国がいまここで統一した通貨の制度というものをここで確立するというのはなかなかむずかしい状況にあるということではなからうかと思ひます。

○近藤忠孝君 時間がかかると思ひますけれども、やはり国際的なインフレを阻止するということは大事なことでございますし、世界的にもそれだけの地位を得てきた日本としては、むしろ積極的に国際的にそういう問題を提起すべきだところを思うんですが、現状は現状として言われたとおりだと思ひますけれども、日本としてのそういう心構え、これはいかがですか、国際金融局長。

○政府委員(加藤隆司君) 御指摘のような議論がございまして。たとえば共和党の昨年の大統領選挙のときに、信頼できる通貨基準を再建することというのがございまして。これは一体何だと言え、金本位じゃないかという議論がございまして、レーガン政権になって金本位制を言うのではないかと。そういうような新聞記事なども出ておりますが、はつきり文書のかつこうでレーガン政権としては金本位制をするようなことは考えないというふうな経緯がございまして。

こういう経緯は経緯でございますが、金本位制に戻った場合に一体どういふ問題があるかというところでございまして、例の日本の昭和の初期の金解禁のときを思い出していただければいいわけですが、金に通貨がリンクしておりましたとデフレとかインフレが非常に過ぎるわけでございます。通貨量は金に束縛されるわけですから、その関係をどういふ関係にセットしたとしても、経済

の運用を間違った場合にはもう失業者はほとんど出ると、それから片や金がほとんど入って来るとインフレになるといふような、ケインズが言っておりますように、野蛮な金属に人類が縛られるのかというふうな問題があるわけですね。

したがって、もう一つ最近時の問題としては、金価格がたとえばこの一年見ましても、一番高いときには一オンス八百四十ドルぐらゐから昨今の安いときには四百六十ドルぐらゐ、もう倍も動くわけでございます。それから金が非常に偏在しておられるわけでございます。そういうことで、目下のところの国際的コンセンサスとしては、IMFももう金から離れておまして、何とか通貨体制を立て直すという議論はしつちゅう行われておりますが、とりあえずはSDR中心でどうだろうかというところまでいゝんな検討が続けられておると。したがって、古典的なかつこの金本位制というのに賛成する向きは余りないというふうに見えております。

○近藤忠孝君 大変これはまさに動きのある問題ですから、いろんな点を配慮すべきだと思ひますけれども、基本的にはひとつ国際的な通貨の安定という方向を目指してほしいということをお願いして、次の質問に移りたいと思ひます。

先ほども矢追委員から指摘がありましたレーガンの援助政策の問題ですが、二国間協定で、むしろ国際機関を通さず、直接供与の方向を打ち出している。この点は単に財政問題だけではなくて、やはりアメリカの一つの世界戦略の問題だと思ひます。しかも対外援助は、発展途上国の中でも西側に友好的な国を優先、限定すべきだという考えが基本的にあるということですね。そうなりますと、日本の全体的な今回のアフリカ開発銀行への出資もそうすけれども、全体がそういう西側の一員としての位置づけ、それを与えられやしないか、またそれを期待されそれを要求されやしないか、こういう心配が出てくるんですが、それについての貴省の考えを聞きたいと思ひます。

○政府委員(加藤隆司君) 先ほども矢追委員の御質問にお答えしたわけですが、私どもの援助の基本的な考え方は、途上国の民生の安定向上、経済開発の自助努力を支援するということを大眼目にしておるわけです。それがそういうことをやることによって、回り回って世界の平和と経済の安定、そして日本経済にもプラスになるといふ、そういう考え方が基本認識でございます。したがって、アメリカのいまのいろいろなことが言われておりますが、それによって影響されない。たとえばマルチとバイの問題にいたしましては、両方にそれぞれのメリット、デメリットがございます。わが国の場合は、ODAで申ししますと、大体バイが三割ぐらいになっております。たとえばアフリカ開発銀行の問題でございますが、こういう国際機関というのは政治理念に影響されない銀行の協定に書いてあるわけでございますが、一般的に加盟国の民生安定、経済開発というような理念をうたっているわけでございます。そういうようなマルチにも意味を見出し、バイにもそれぞれの意味があるわけでございますが、いまバイとマルチと数字をちょっと逆に申し上げまして、バイが七割でマルチが三割でございますが、マルチの意味ももちろん重視する、バイはバイなりの意味があるわけでございますので、その辺の調和をとりながらやっていくというようにことを考えております。

○近藤忠孝君 その姿勢は結構なことだと思いますが、ただ現実には、レーガンのアフリカ戦略というのはアフリカ諸国の猛反発を買っているのが現状だと思ふんですね。ナミビアの独立問題では国連安保理理事会の案を付けているとか、その他のいろいろな問題があるわけです。これに対してアンゴラ、ボツワナなどアフリカ六カ国首脳がアメリカを厳しく批判をしておる。こういう中でことしの五月にアフリカ開発銀行の総会が開かれるわけですね。日本代表も出ていって演説をする。ですから、そのいま局長が言われたような態度をこの総会で明確に打ち出す、そういう準備はありますか。

○政府委員(加藤隆司君) 私どもの大臣は行かれませんが、総務演説の中で、いま私が申し上げましたような途上国の民生安定向上とそれから自助努力、こういうものを支援すると、そしてそれが世界経済、平和の安定という、そういうようなことを述べております。

○近藤忠孝君 ひとつその姿勢を強く買いてほしいと思ふんです。

それから、これも先ほど指摘がありましたアフリカ諸国の債務が大変多くなっているという状況ですが、今後アフリカ諸国がこれらの累積債務から逃れる見通しというものはあるんでしょうか、これはどう見えていますか。

○政府委員(加藤隆司君) これは率直に申して、まあ借金ができるのは変な言い方ですが、信用があるから借金ができるといふようなこともあるわけでございます。で、まあいい、日本の場合も余り途上国のことばかり言えないんで、相当借金がふえつつあるわけです。これはOPECにドルが偏在している限り、先進国も途上国も避けがたい状況にあります。

で、その場合に、日本の場合などは信頼感があるんで金が入ってくると、途上国の場合なかなか入ってこない、そして回らなくなるといふような、その差はございます。ございすけれども、一般的状況は産油国以外はひとしく同じような状況にある。その中で先進国の力のある方が、相対的に余力のある方がそういうおくれた国の方の債務を助けていくということ、非常にいろいろな困難があるわけでございますけれども、結局相互依存関係がこれだけ高まっている時代に入っているわけでございますから、日本だけやるといふことはできないわけですから、国際的な協調の場でそれぞれの能力に応じてやっていくというようにのがいまの国際的なコンセンサスになっております。

○近藤忠孝君 特にアフリカ諸国の場合には、やっぱり現在の債務累積の状況から逃れることは大変困難な状況だということですが、それはやっぱり従来の援助の形にもかなり問題があったんじゃないか、こう思ふんです。で、わが国の地域別経済協力実績、これを見ても、全般にも言えることですが、特にアフリカについて言いますと、政府開発援助の関係でも贈与よりも貸し付けの方が多い。これは民間でも同じですが、そしてまた、民間の割合が大変多いという、こういう状況が現実にあるわけですね。むしろ開発途上国、借りる側から見ますと、返すべき金よりは直接もらった方がいいわけで、ただ、これは出す方側になれば財政的な問題があるにしましても、むしろ本当に援助を受ける側の望むような援助という点ではこの援助の仕方そのものを見直すという、そういう必要があるんじゃないか。そうでない、先ほど言った累積債務がどんどんどんむしろふえていく状況、ますますそういう点では苦境に陥れる面もあるんじゃないか、そういう点ではどうですか。

○政府委員(加藤隆司君) これは歴史的な経緯がございまして、たとえばわが国の場合はODAで地域配分を見ますと、アジアが七割ぐらいになっておる。それでアフリカ中近東、南米、これは毎年数字が動きまわすけれども、一〇、一〇、一〇ぐらの感じになる。フランスをのぞいたら、要するに旧宗主国関係のそういう歴史的背景があつて、わが国はなかなかアフリカには、率直に申してバイではなかなか出られないというような問題があるわけでございます。それからもう一つは、わが国の周辺国の方が緊急、緊要性が高いというようにあるわけでございます。

今回お願いしております法案は、そういう意味でマルチのチャンネルを通じてアフリカの方にも出ていくというところをねらっているわけでございます。歴史的な問題、それから当面する緊要度の問題、そういうようなことでアフリカまでは率直に申してなかなか手が伸びないというのが実情でございます。

○近藤忠孝君 時間も来ましたので、最後にやっぱりアフリカの飢饉の状況とか、本当に困難な状況ですね。それに対する援助の手を差し伸べる、これが私は本当の意味の援助であらう、こう思いますので、ひとつそういう方向に力を入れるということを要望して質問を終わります。

○三治重信君 非常に今度のこの法案は余りわれわれも関心というんですか、検討をしていない関連の法案でありますし、またその中身もこれは将来どれだけの価値がある問題か、勉強不足でなかなかわかりにくいところがございますが、このアフリカ開発銀行に加盟するというのは、アフリカの中でアフリカ開発銀行のクローズであったのが、これはアフリカ開発銀行というのはヨーロッパに対しては、域外国を加盟させないでやうたという理由、またそういうことについてどういふことが理由でそういうふうになつていったのか。また、今度オーブンにして、世界から加盟を求めてやうという中の考え方の転換ですね、そういう歴史的な変わりぐあい、これが非常に後進国そのものの、やはり受け入れ側の気持ち、また姿勢というものが今後とも影響するんじゃないかと思ふんですが、その真偽というのか、国のリーダーの考え方の移り変わりというものをひとつ御説明いただけないか。

○政府委員(加藤隆司君) 当初アフリカ開発銀行は、御指摘のようにアフリカだけでやっておつた、この考え方が——ちょっと表現が適切かどうかわかりませんが、銀行のアフリカの性格を維持するという考え方があった。それが七八年の五月の総会で、結局アフリカの域内国だけでは金が足りない、域外国にもこれを開放して金を調達する必要があるんじゃないかという議論がなされたわけでございます。

その場合に、やはりアフリカの性格を純粹に維持していくべきであるという主張をした国が何カ国かあるわけでございます。そういう議論があつたことは事実で、その間にいろんな議論がなされ

て、そして七八年にそういう域外国に開放する決議が事実上採択されたわけでございます。そういう意味で、ヨーロッパにも日本にも同じ条件で開放になった。

それで、アフリカの性格というのは何だということになるわけですが、加盟国が地域だけに限定されると五十一カ国あるわけですが、南アフリカは仲間に入れないと五十カ国になっているわけでございますが、地域内は五十カ国、そういう経緯でございます。

○三治重信君 シャベリにくいことかもしれないですが、これは共産圏の支持国とか、非常にそういうイデオロギー的なものが相当入っていますか。

○政府委員(加藤隆司君) イデオロギー的に言いますと、たとえはロシアとかそういう国は現加盟国であるわけでございます。

○三治重信君 それから、一次産品のもので十八品目というところであるわけなんです、これの中でやはり過剰一次産品のものも融資になっていくと思うんですが、こういうようなものの融資の条件というんですが、具体的な余りやあいの見方というものはどういう機関がこれをやるんですか。国際協定というものが、何かそういう需給のアンバランスというものがどの程度にあるときにそういうものに對して共通基金が利用できる、またそれは国ごとに配分していくというようになることになるんですか、その判断をする中心の機関といえますか、これは百六十三カ国も加盟してやるんですか。これはどういうぐあいになりますか。

○政府委員(加藤隆司君) デンジョンは理事会というようになつていきますが、ただいまの御質問の問題でございますが、個々の商品協定があるわけでございます。これは条約によって加盟国が負う、それで共通基金の方は共通基金の方で百六十三カ国で形成される。

それで、いま在庫量をどうするかあるいは価格水準をどうするかというのは、商品協定と共通基金とが協議して決めるわけでございます。そういう

う仕組みになっています。それで、商品協定の方から三分の一現金を共通基金に持つていく、それから三分の二保証資本というものを持つていくわけでございます。そうして、共通基金の方から商品協定にバックアーストックをファイナンスする金を出す。だから言うならば三分の一目前で三分の二が共通基金の方からくるというようになつてくるわけでございます。

○三治重信君 各産品ごとの国際協定といいますが、十八種類、参議院の大蔵委員会の調査室の解説書を見ると、十八品目というふうになつていて、その中で一番初めから抜けて、現在抜けているのがトウモロコシ、小麦、米が抜けて、そして新しく数種類加わつて十八品目、これは十八品目全部一品ごとに国際商品協定ができていますか。

○政府委員(加藤隆司君) 十八品目を一応想定しているわけでございます。現在商品協定があるのは、先ほど矢追委員のときにもございましたが、小麦を除いて六品目あるわけでございます。天然ゴムとそれからサトウキビ、ココア、それからオリブ油で六つになると思いますが、それで現在ココアがまだ成立しておりませんが、この五月までに成立するはずでございます。で、あの十二品目はこれから商品協定ができるかどうかという一応の候補として十八を考えた、そういうことでございます。

○三治重信君 ちょっと済みません、いまの六品目もう一遍言つて下さい。

○政府委員(加藤隆司君) 天然ゴムとサトウキビ、ココア、オリブ油、それからあと砂糖でございます。それで六つになるわけでございます。

○三治重信君 そうすると、一番国際的な需給のアンバランスなり重要な商品の――まあ小麦は国際商品協定があるにかかわらず今度の対象から外れていますが、それから綿花みたいなもの大きなものなんです、これはそういうものがない。今後に待つということなんです。そうすると、この基金

が利用されるのは国際商品協定が前提になるし、国際協定が前提になつても、これは小麦を外したのは、そういう先進国というんですか、資金のある国の産品だからこういう基金のやつはやらぬでもいいということですか。

○政府委員(加藤隆司君) いま商品の名前がございましたけれども、あといろいろありますのは、最初の御質問ですが、銅とか、ボーキサイト、鉄鉱石、マンガン、燐鉱石、それから綿もございまして、それから硬質繊維、それからジュート、熱帯木材、お茶、バナナとか食肉、植物油とか、いろんなが一応候補に挙がつているわけです。その中で可能性のあるのがさつき言つた六品目がまた挙がつてきているわけです。

それから第二の御質問の点でございますが、小麦の問題はそういうことでございます。

○三治重信君 そうすると、この候補に挙がつているというところでやつて、こういう一次産品の国際供給に関する国際協定が細部でできないと、基金の利用が、ある一つの国が過剰になつても利用できないと、こういうことで理解していいんですか。

○政府委員(加藤隆司君) 商品協定ができないとだめでございますね、そういうことでございまして。

○三治重信君 それと、それからもう一つ、この解説書の中に計算単位ということが載つていますが、これが金で表示されている。そして金とドルでやつていっているんですが、何というんですか、この一次産品のための共通基金の解説と、アフリカ銀行の解説と、ドルの同じ一単位のもので、金の表示は同じになつていっているがドルの表示はちょっと違ふようになっていっている。そうすると、今後ともこの計算単位は金相場の変動によつてドルの表示を変えて、その利用されるときのドルの表示で日本銀行から金を共通基金なりアフリカ銀行へ利用される場合に出していくと、こういうふう

をお願いしております、計算単位という表現の前に書いてある数字が違ふわけでございます。これは簡単に言えば、要するにアフリカ開発銀行あるいは一次産品の共通基金ができたときのドルというふうにお考えいただければいわけです。時期が違ふのですから差があつた。よつてもって国内の円子算でやる場合には、そのドルと円との関係がアフリカ開発銀行の場合と一次産品の場合とまたまた時期が違つていふので違つていふと、そういうことでございまして。

○三治重信君 そうすると、これはドルが強くなるか弱くなるかわからぬけれども、まあ三年なり五年たつと、世界的にドルが強くなつたときには円やマルクが弱くなる、ドルが弱くなれば円やマルクが強くなるという相対関係も若干あるわけなんですけれども、しかし、全般的にドルが金に對して安くなるというのは、これは物価の変動によつてこの一次産品の産出国は、資本主義国、まあ輸出のこの物価騰貴によつてドルの購買力が下がつたんだから、その単位を、このドルの値段をよけいせいで、こういうことになるだろうと思ふんです。それで計算単位というのが入つていふのではないかと思ふんです。その点は、こういう一次産品の国が買入先進国の製品の商品の値段が上がつたことによつてドルの計算単位をもっと多しと、まあOPEC的な考え方はこの中にあるのですか。

○政府委員(加藤隆司君) もう一遍その仕組みの上で申し上げます、共通基金の方は一計算単位というのがSDRになつていっているわけなんです。SDRというのは五カ国の通貨の平均で決められていわけです。それからアフリカ開発銀行の方は、先ほど申しましたように、アフリカ開発銀行ができたときにドル三十五分の一オンスでございまして、三十五分の一が法案に書いてございまして一・二〇六三五たが、御指摘のような問題が起るとすれば、アフリカ開発銀行の場合には起り得るわけですが、共通基金の方はまあフロートしているみたい

な感じになるわけですね、S D Rが動いていますから。円ですと一S D Rに三十四円入っているのです。そういうふうには、五カ国の通貨で幾ら幾らと、こう幾らずつ入っている五カ国で決まっていますわけです。それはそれぞれ六カ月ごとぐらゐに變動しております、計算をし直すわけですが、そういう意味で、共通基金の方は御指摘のような問題は調整が可能になるわけですね。ところがアメリカ開発銀行の方は、あの銀行ができたときの米ドルをセッティングしたわけですね、それで計算単位というものを決めていくわけですね。

○三治重信君 S D Rは、そうするとこの管理通貨の五カ国のものを単位にして決めている、S D Rというのは金にリンクしていると思つたら、違ふんですか。

○政府委員(加藤隆司君) 三治先生のおっしゃるとおりで、五十三年末まではS D Rは金で表示されていたんです。ところが五十四年からそれがなくなつてしまひました、S D Rと金のリンクがなくなつてしまつたわけですね。その後変更がございしますが、ことしの一月一日からは英、米、独、仏、日と五カ国の通貨で、日本の場合一三%でございしますが、それぞれ価値が合成されるわけですね。そういう仕組みに変わつております。

○三治重信君 それは知らなくてどうも済みませんでした。

それからもう一つ、あるいは大蔵省に聞くのはちよつと酷かもしれませんが、先ほどもちよつと答弁がなかつたわけなんです、この過剰の商品と輸出した国に全部責任を負ふのか、あるいは国際的な協定、その協定がどうなつてゐるのか、一品ごとか知りませんが、国際的な在庫の監視というんですか管理というふうな問題も、やはり金を出してたり何かするものはある程度責任持たねとまあ勝手に処分されたり何かしてはまずいわけですが、その点は、共通的な六品目の中に何か常識的にわかる現実の処理の仕方というものがあつていいですか。

○政府委員(加藤隆司君) 基本的には各商品協定が責任を持つてゐるわけですね。で、具体的な例で、砂糖なんかは各国の中で国際管理されたパツファーストックを持つてゐるようなスタイルになつております。砂糖消費国で管理するのじゃなく、その砂糖消費国に置いてあつてもそれが国際的に管理されてゐるという、そういう仕組みになつてゐるわけですね。基本的には商品協定がやるといふ考え方になつております。

○三治重信君 そうするとこれは先進国が、私の理解しているのはこういう一次産品というのは非常に生産の波が予想されるし、それから一たん、何といひますか価格をよそよりか上げると非常に過剰生産になるし、問題はまた、少なくなるにえらい急になるし、これは農産物価格の非常に宿命的な経済性によつての価格の変動が激しく動くという性質があるためなんです、そのためにこういう基金や在庫融資については先進国は非常にちゆうちょとして今日まで来たと思ふんですが、日本も今後のいづゆる開発援助や何かについても、日本の今後の製品の供給、需給の状況を見ながら、やはりその融資、開発援助の態度というものを相当見ながらやつていくことが必要だと思ふんですが、そういうふうな国内のやりとり、一次産品というものは六品目、これが十八品目が予定されてゐる、しかもそれが生産国が非常に違ふ、そこへ国際的に融資をするかしないかどうのこのうの問題が出てくる場合に、国内のこのうの問題に対する体制、国際的な開発援助といひますのは、金出すのはわりあいどつちかと言へば簡単だけれども、それが有効に開発途上国の経済の発展に寄与するものか、あるいは何といひますか、日本の米の生産と言つちや悪いかもしれない、自分の国をえよくすればいいというふうなことになる、国際的なエゴによつて国際紛争のかえつて種になるというところに対する、やはり日本も先進国の一つとして相当こういう産品の生産対応についてやはり国内的に相互の連絡が必

要だと思ふんですが、各省間の連絡の機構というのはどうなつておりますか。

○政府委員(加藤隆司君) 商品協定は御承知のように外務省が窓口になつてやっております。それで、品物についてはそれぞれ所管大臣がおりますから、外務省がそういう農産品ですと農水省なんかと相談してやる、通産省物資ですと通産省と相談してやる、一応商品協定の方は外務省で、大蔵省は、この共通基金が一応国際金融機関というふうなファンクシヨンになるわけですね、各商品協定に金を貸すわけですから、そういう角度で参加すると。それで外務省、通産、大蔵、農水の経済援助の四省があるわけですが、その辺の連絡はしよつちゆういふようなランクで会合をやつておりまして、密接な連絡をとつております。そういうふうな体制でやろうと思つております。

○野末陳平君 五百円硬貨の発行はなかなか時宜になつたことと思ひますが、同時に五百円の日本銀行券の方、お札の方もあわせて流通させるといふことになつておりますが、どうなんでしょう、か、五百円玉が便利になつて使われなくなつて五、百円札の役割というものがだんだんなくなつてくるんじゃないかと思ひますが、どんなものですか。

○政府委員(渡辺喜一君) 過去、百円貨幣を新たに発行したときも、百円紙幣というものは並行して発行したわけですね。その後、十数年にわたつて百円紙幣も並行して発行されてきたわけですが、だんだんやはり貨幣の方が持ち運び、あるいはいまの自動販売機による購入その他もろもろで利便性があるものでございまして、次第に紙幣の方の需要が減つてまいりました、貨幣の方の需要が多くなつたという経緯がございまして。

今回、五百円貨幣を発行しますとどういふ経過をたどりますか、まあ過去の経緯を考えますと、おっしゃるやうに貨幣の需要の方がだんだん強くなつていくというふうな考えられますけれども、私どもはそこは実際の国民の需要はどういふ動向をたどるかということに応じてそれぞれの発行量を

を勘案してまいりたいと考えておる次第でございます。

○野末陳平君 そうすると、いづれある時点で、いまの五百円札も百円札と同じような運命になるかもしれないような感じが、いまの答弁を聞きましてたけれども、やはりそのときは最良にこまめとか何かの線があつて調整をするんですか、その新規発行をもう今後やめるといふ決定を下すには。

○政府委員(渡辺喜一君) 主として日銀の窓口で、これは各金融機関等から日銀に必要な通貨の種類等を要求していただくわけでございますので、日銀の窓口を通じて全体の需要動向というのは把握できると思ふわけでございます。

○野末陳平君 わかりましたが、特にここには問題ないんですが、ただ自動販売機の場合は現金が必要ですから相当便利になるだろうと思ひます。だけれども、買物の場合は現金と同時にカードがかなりこのごろは普及しまして、日本人の生活がどこまでこのカード利用というふうになつていくのかはまだわかりませんが、カードについてあれこれと最近起こつてきた問題、これをお聞きしたいと思ふんですが。

で、銀行のキャッシュカードですが、思つたりみんなあれを持つてゐるようになつて、現在どのくらい数のキャッシュカードが発行されているのか、データがあるならば教えてほしいんですが。

○政府委員(吉田正輝君) 銀行のカード枚数でございまして、これは実は、私どもの関係の法令に基づいて業務報告書の幾つかの報告がございまして、実はこの発行状況を正式には徴収してゐない状態でございます。ただ、業界ベースで調べました、これは五十五年九月の「地銀協月報」に出ておる数字でございまして、けれども、五十五年三月末で都市銀行が二千四百萬枚、地方銀行が千五百萬枚、相互銀行が七百五十萬枚、信用金庫が三百萬枚でございまして、信用金庫以上の金融機関をとりますと五十五年三月末で四千九百五十萬枚と推計されるわけでございます。

す。

○野末陳平君 一人が何枚も持っているケースもあるでしょうけれども、かなり多いというのを感じたんですが、ただ、ここまでカードをみんなが使うようになりまして、いつか新聞でちょっと見たんですが、このキャッシュカードがらみの事故というが、事故は本人の過失でしょうが、犯罪ですね、これもあるんじゃないかと思ひまして、警察庁に来ていただいたのは、最近のこの銀行のキャッシュカードがらみの事故の件数とか、あるいは金額ですか、その辺でわかる範囲をちょっと教えてほしいんですが。

○説明員(仁平園雄君) 各府県警察からの報告によりますと、キャッシュカードで自動支払い機から現金を引き出した件数は、昭和五十年は八件、五十一年は二十三件、五十二年は六十四件、五十三年は百三十一件、五十四年は百八十七件、五十五年は二百七件と、年々著しい増加を示しております。また被害額につきましても昭和五十年は約八十二万円、五十一年は約八百万円、五十二年は約二千五百万円、五十三年は約三千三百万円、五十四年は約四千五百万円、五十五年は約六千万円と急増いたしております。

○野末陳平君 この飛躍的な伸びも恐らくキャッシュカードの普及に比例しているんだろうという気がしますが、これは警察庁で、カード盗んで現金引き出した犯人をつかまえたというその範囲のいまのデータですか。

○説明員(仁平園雄君) さようでございます。

○野末陳平君 そうしますと、被害届だけで犯人がつかまらない例とか、あるいは被害届も出されなかったといふとか、そういうものを含めたらばこれはもっとかなりの数になるんでしょうか。

○説明員(仁平園雄君) そのとおりだと思います。

○野末陳平君 どのくらい——推定だからわからないけれども、どうだろう。

か、悪い意味の伸び方が印象的なんです、ちょっとわからないのは、キャッシュカードを拾った盗人でも、本人以外に知らない暗証番号というのがあるから平気だとおぼくは思っていたわけですよ。ところがいまの数字などを見ると、暗証番号が簡単に知られてしまふのか、それとも何か独特の、犯人が知能犯で暗証番号を何かで知ってやるのか、暗号解読の才能があるのか、その辺わからないけれども、結局どうして暗号がわかっちゃってこういう事件に結びつくんですか。

○説明員(仁平園雄君) 警察で把握いたしておりますところによりますと、犯人が暗証番号を知る方法といたしまして最も多いのは、キャッシュカードと同時に暗証番号を書いたメモを入手したという場合でございます、(笑)次にキャッシュカードと同時に入手した身分証明書の生年月日等から犯人が暗証番号を推測している場合、それからキャッシュカードを入手した後、銀行からの電話照会を偽装するなどいたしまして、直接犯人が被害者から聞き出している場合、それから被害者と以前から面識がありまして知っている場合等々でございます。

○野末陳平君 いろんな手をやはり思いつくというが、使っているからこそういふ被害も出てくるんでしようが、ただメモを入手されたとか、あるいは身分証明書と一緒に落とされたとか、そうすると本人もかなりミスをしたんでしょうが、銀行が教えるというのか何かがありましたね、いま、つまり銀行に照会して犯人が暗証番号を知るといふケースをいまおっしゃったが、これは銀行がついようかり教えるのか、それとも教えるを得ないようになり犯人がうまく聞くのか、いろいろなんですよ。つまり、銀行というのは簡単に教えるものなんですか。これはどうなんですか。

○説明員(仁平園雄君) 先ほど私が申し上げましたのは、銀行が教えた例でございます、犯人が銀行からの電話照会を偽装いたしまして、直接被害者から聞くという場合があるということでございまして、現在警察で把握いたしております例の中には、銀行が安易に暗証番号を教えたという例はございません。

○野末陳平君 それは、それで安心しましたよ。そんなに銀行が教えるとは思わなかったんです、が、やはりこれは知能犯なんではないか。

ところで、ここまで銀行のキャッシュカードが犯罪に結びついてきますと、これはうっかり落したりあるいは盗難というわけにいきませんが、この場合金融機関が——大蔵省に聞きますが、金融機関がやはり事故防止について、どんな犯罪がふえる以上、これは相当神経質に対策を考えなきゃならないときに来たような気もしますね。何かこれについて銀行がやっているのか、あるいは大蔵省が指導しているのか、その辺の事情はどうでしょうか。

○政府委員(吉田正輝君) 一般的に金融機関はCカードの不正使用でこういう犯罪が起きます、あるいは事故が起きるということをおかしく神経質に自主的に管理しているような現状でございます。たとえば一例を挙げますと、暗証番号が連続して三回誤った場合には挿入したカードがその機械の中に引き込まれてしまふとか、あるいは営業店に連絡が入ってくるような形をとっております。これらも、それから、まず交付するときには、一例を挙げますと簡易書留扱い郵送を原則として本人の住所のところに届くようにするとか、あるいはそういう場合でないときには、運転免許証等で本人の確認できる場合に限定するとかいうようなことでございます。

それから、暗証番号の選定と申しますか、わかりやすい暗証番号を使うことが一つ利用されるケースがあるわけでございますけれども、一例でございませうけれども、やはり交付いたしますと例でございませうけれども、生年月日とか電話番号は避けるように——電話番号は避けるように交付する際に注意するとか、それから暗証番号を秘密にするようにしおりやステッカー等で注意を喚起すると。それからそれ以外に、犯人が本人を偽装して電話による照会などがあり得るわけでございますけれども、それへの回答は厳禁している例が非常に多いでございます。それから店頭での照会、本人だということでは忘れたんだというようなことで照会があるときには役責者、責任者が出てまいりまして、運転免許証等を提示してもらって本人確認の上で行っている、そういういろいろの管理は自主的にやっているというふう聞いております。

○野末陳平君 当然そういうことはやっています、それを上回るやつが出てきているんでしようが、この場合、五十五年にはもう二百七件で六千万円の被害が出ているというさっきの報告でしたが、こういう事故の場合の被害者の補償、こういうものはいまのところどういうふうになっているんですか。一件当たりの被害金額とかいうのはちょっとわからないんですが、全体に原則としてキャッシュカードの事故による損害に対して何らかの補償があるのかどうか、それはどうなんですか。

○政府委員(吉田正輝君) 大きな盗難や何かの場合には銀行は保険をつけている場合が多くて、これはそれなりのまた解決があるように考えられますけれども、こういう場合にはまず紛失者が直ちに届け出ることが一つの慣行になって、届け出た場合にすぐに停止するわけでございますけれども、こういう犯罪が行われる場合には恐らく届け出がないということになると思ひます。その場合には、その被害者と銀行との話し合いによりまして、ケースケースによつて処理の仕方が異なっているようでございます。

○野末陳平君 クレジットカードの場合には盗難保険をかけて、何百円だったかな——年間とにかく何百円か払っている、被害が起きたときに補償されるような保険ありましたね。そういう保険もこのキャッシュカードの場合に考えてもいいんじゃないかなと、かなりこの件数がどこまでふえていくか知りませんが、一応そういう事態を想定し

てね、保険があってもいいような気もしますが、そういうアイデアは全然あれですか、無理ですか。

○政府委員(吉田正輝君) 確かにクレジットカードはわりあい安い保険料でそういう事故に備えているようにございます。このCDにつきましても、確かに御提案、クレジットカードと比べてみますと、そういうお考え方は一つユニークなお考え方としてあり得るかと思いますが、私ただいまのところそういうことが検討されているということとは聞いておりません。

○野末陳平君 いまの事態では当然そうかもしれないが、これからやはり検討課題になるかもしれないと思っておりますが、どうでしょう、新しい犯罪としてカードによるいろいろな事件がこれからふえると思うんですが、何かいまのところ特に金融機関に対して、こういう点を注意すれば未然に防げるのというような対策ですね、ありますか。特になければいいんですが、一応これらのことも考えてアドバイスがあれば聞いておきたいんですが。

○説明員(仁平園雄君) 先ほど大蔵省の方からもお答えございましたように、やはりこの種犯罪の防止対策といたしましては、暗証番号を犯人にわからないようにするというのが最も重要な対策だと思っております。第一義的には所管官庁の方から金融機関の方に対してよく御指導いただくということが必要であらうかと思っております。

警察といたしましては、キャッシュカードの盗難とか紛失とかの届け出がありましたときには、速やかに銀行側と連絡をとりまして迅速な措置を講じ、キャッシュカード利用時点において犯人を捕獲するように努力いたしておるところでございます。

○野末陳平君 よくわかりました。結構です。それからサラ金ですが、サラ金については、ちょっといろいろの例の法案がらみのこともあったりして問題はまだまだ残っているんですが、た

またまこのカードに関連して質問をしますが、サラ金も最近はこのCDの機械を使ってサービスしているようですが、これがかなり全国的に普及しているのか、本当に一部なのかちょっとわかりませんが、大蔵省ではこのサラ金のCD機、どのくらい導入されて、どの程度のサービスしているか、実態はわかりますか。

○政府委員(吉田正輝君) 貸金業者でございますけれども、ただいまのところ貸金業者の報告及び調査権は都道府県知事に委任しておりますために、私も詳しい実態は把握できていないのが現状でございます。

ただ、御質問の件でございますけれども、大手業者の一部で、ごく一部でございますけれども、試行的にキャッシュディスプレイを設置して貸し付けを実行している例があると聞いております。

○野末陳平君 大蔵省の許可がなくてできるわけですから、これからはこれがお客様のニーズに合えばかなり普及するんじゃないかと思っております。これはあれなんですか、仮定の話ですが、もしサラ金のCDがどんなふうな状況で合、銀行との関連で何か問題が起きないで済むのかね。先の話ですけれども、現状がまだつかめてないわけでも何となく言えませんが、その辺はどうなんですか。

○政府委員(吉田正輝君) サラ金業者と金融機関が基本的に異なるのは、サラ金業者の場合には、自分で集めた資金を自分のリスクで貸し出しているというところがございますけれども、金融機関の場合には、預金者の預金の払い戻しあるいはそのカードローンなどの貸し出しを行っているというところで、本質的に監督の態様が、預金者を保護すべきかどうか、あるいは自分のリスクでそういう貸金業を行っている者との監督の仕方が基本的に違っているというふうに考えております。したがって、その場合に仮定の問題としまして、サラ金業者が今後規制のあるいは監督の対象としてその度合いが強まることはあるかと思っておりますけれども、金融機関の場合にはCDというのは、

一つの営業所、金融機関、公共的、社会的な役割を果たしている金融機関の一つの営業所という観点からの規制を行っておりますので、今後そういうサラ金業者が規制の対象となつてきまして、そのCDのあり方につきましましては、大蔵省としてはやはり基本的には違う、おのずから一線が画されてくるのではないかとただいまのところ考えております。

○野末陳平君 最後に、まあいざ銀行法などもあるのかもしれませんが、そのときにまた聞くことにしまして、いざいざカード時代になつてくるような気もしますので、そういう新しい時代の変化に対応できるように、いまのうちから研究しておいてほしいなと、こう思っているいろいろお聞きしたわけです。

○委員長(中村太郎君) 三案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(中村太郎君) 各種手数料等の改定に関する法律案を議題といたします。渡辺大蔵大臣。

○国務大臣(渡辺美智雄君) ただいま議題となりました各種手数料等の改定に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

各種の行政事務に係る登録手数料、許可手数料、特許料等のうちには、人件費及び諸物価の上昇等に伴うこれらの事務に要する経費の増等の事情を勘案すると、費用負担の適正化を図るべきものが生じてきております。

このような状況にかんがみ、昭和五十六年度予算の編成に当たっては、統一的な観点から、各種手数料等の金額について、法律に規定されているものを含む全般的な見直しを行い、その改定を図ることとした次第であります。

この法律案の内容は、不動産の鑑定評価に関する法律等三十四法律に規定されております各種手

数料等の金額または金額の限度額につきまして、所要経費の額の増等を勘案して、おのおの所要の引き上げを行おうとするものであります。

なお、この法律案に基づく各種手数料等の改定は昭和五十六年五月一日から実施することを予定しております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(中村太郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

なお、本案に対する質疑は後日に譲ります。本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十八分散会

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、各種手数料等の改定に関する法律案

各種手数料等の改定に関する法律案
各種手数料等の改定に関する法律

第一条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「二千元」を「二千五百円」に、「三千元」を「四千元」に改める。

第三十二条中「三万円」を「三万五千元」に改める。

(司法試験法の一部改正)

第二条 司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「千五百円」を「二千元」に、「三千元」を「四千元」に改める。

(社会教育法の一部改正)

第三条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

【参議院】

(特許法の一部改正)

第十九条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項の表中「毎年二千円」を「毎年二千二百円」に、「につき二千円」を「につき二千三百円」に、「三千円」を「三千五百円」に、「六千円」を「七千円」に、「一万二千円」を「一万四千円」に、「二万四千円」を「二万八千円」に改める。

別表中「三千三百円」を「千五百円」に、「三千二百円」を「三千八百円」に、「五千四百円」を「六千三百円」に、「一万九千円」を「二万二千円」に、「三千円」を「三千五百円」に、「一万二千円」を「一万四千円」に、「一万六千円」を「一万九千円」に、「八千円」を「九千五百円」に、「八百円」を「九百五十円」に、「三百二十円」を「三百八十円」に、「二千円」を「二千三百円」に、「二百四十円」を「二百八十円」に、「百六十円」を「百九十円」に改める。

(実用新案法の一部改正)

第二十條 実用新案法(昭和三十四年法律第二百一十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「二千五百円」を「三千円」に、「五千円」を「六千円」に、「一万円」を「一万二千円」に改める。

別表中「四千円」を「四千七百円」に、「一万二千円」を「一万四千円」に、「千六百円」を「千九百円」に、「一万六千円」を「一万九千円」に、「八千円」を「九千五百円」に、「千三百円」を「千五百円」に、「八百円」を「九百五十円」に、「三百二十円」を「三百八十円」に、「二千円」を「二千三百円」に、「二百四十円」を「二百八十円」に、「百六十円」を「百九十円」に改める。

(意匠法の一部改正)

第二十一条 意匠法(昭和三十四年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「二千五百円」を「三千円」に、「五千円」を「六千円」に、「一万円」を「一万二千円」に改め、同条第二項中「二千五百円」を

「三千円」に改める。

別表第一号中「四千八百円」を「五千六百円」に、「二千四百円」を「二千八百円」に改め、同表第二号中「千六百円」を「千八百円」に、「八百円」を「九百円」に改め、同表第三号中「八百円」を「九百五十円」に改め、同表第四号中「千六百円」を「千九百五十円」に、「八百円」を「九百五十円」に改め、同表第五号中「一万二千円」を「一万四千円」に改め、同表第六号中「一万六千円」を「一万九千円」に改め、同表第七号中「八千円」を「九千五百円」に改め、同表第八号中「千三百円」を「千五百円」に改め、同表第九号及び第十号中「一万六千円」を「一万九千円」に改め、同表第十一号中「千六百円」を「千九百円」に、「八百円」を「九百五十円」に改め、同表第十二号中「八百円」を「九百五十円」に改め、同表第十三号中「三百二十円」を「三百八十円」に、「二千円」を「二千三百円」に、「二百四十円」を「二百八十円」に改め、同表第十四号中「三百二十円」を「三百八十円」に、「百六十円」を「百九十円」に改め、同表第十五号中「三百二十円」を「三百八十円」に改める。

(商標法の一部改正)

第十二条 商標法(昭和三十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「三万二千円」を「三万七千円」に改め、同条第二項中「六万円」を「七万円」に改める。

別表中「一万円」を「一万五千円」に、「二万円」を「三万三千円」に、「三千二百円」を「三千八百円」に、「一万二千円」を「一万六千円」に、「一千三百円」を「千五百円」に、「二千六千円」を「三千九百円」に、「八百円」を「九百五十円」に、「三百二十円」を「三百八十円」に、「二千円」を「二千三百円」に、「二百四十円」を「二百八十円」に、「百六十円」を「百九十円」に改める。

(電気用品取締法の一部改正)

第二十三条 電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項の表中「一万六千円」を「一万八千円」に、「五百円」を「六百円」に、「二百二十円」を「二百五十円」に改める。

第五十三条第一項の表中「一万六千円」を「一万八千円」に、「五百円」を「六百円」に、「二百二十円」を「二百五十円」に改める。

(電気事業法の一部改正)

第二十四条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七十号の表第一号中「七十七万円」を「八十六万円」に、「四十二万円」を「五十一万円」に改め、同表第二号中「四十四万円」を「四十五万円」に改め、同表第三号中「四十二万円」を「五十万円」に改め、同表第四号中「六万円」を「八万四千円」に改め、同表第五号中「二千円」を「三千七百円」に改め、同表第六号中「三千円」を「三千七百円」に改め、同表第七号中「千二百円」を「千八百円」に改め、同表第八号中「八百円」を「千二百円」に改める。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第二十五条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百九号)の一部を次のように改正する。

第八十六条第一項の表中「十七万円」を「二十七万円」に、「十四万円」を「二十四万円」に、「一十八万円」を「三十二万円」に、「一万円」を「一万三千元」に、「五万円」を「六万円」に、「二万三千元」を「二万九千元」に、「千八百円」を「千九百円」に、「七百円」を「八百円」に、「一万五千元」を「二万円」に、「八百円」を「千円」に、「二百円」を「三百円」に、「二百二十円」を「二百円」に改める。

(砂利採取法の一部改正)

第二十六条 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項の表第一号中「六千円」を「七千円」に改め、同表第二号中「三千円」を「四千九百円」に改め、同表第三号中「三千円」を「四千二百円」に改め、同表第四号中「一万五千元」を「一万七千元」に改め、同表第五号中「七千元」を

「七千九百円」に改め、同表第六号中「一万五千元」を「二万千元」に改める。

(電気工事業務の適正化に関する法律の一部改正)

第二十七条 電気工事業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項の表中「一万千円」を「一万三千円」に、「五千円」を「六千三百円」に、「八百円」を「九百円」に、「百二十円」を「百五十円」に改める。

(船員法の一部改正)

第二十八条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二百一十一条の二中「千五百円」を「二千円」に改める。

(通関案内業法の一部改正)

第二十九条 通関案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「二千円」を「二千五百円」に改める。

(航空法の一部改正)

第三十一条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三百三十五條の表第一号中「二百円」を「四百円」に改め、同表第一号の二中「三百六十万円」を「四百四十万円」に改め、同表第二号中「三百七十万円」を「四百四十万円」に改め、同表第三号中「三十一万円」を「三十六万円」に改め、同表第五号の二中「五十万円」を「五十八万円」に改め、同表第五号の三中「三十六万円」を「四十三万円」に改める。

万円に改め、同表第六号中「三万三千元」を「三万七千元」に改め、同表第七号中「二万六千元」を「三万円」に改め、同表第七号の二「七百元」を「千円」に改め、同表第八号中「二万五千元」を「二万八千元」に改め、同表第九号中「五百円」を「七百元」に改め、同表第十一号中「十三万円」を「十七万円」に改め、同表第十二号中「十三万円」を「十四万円」に改め、同表第十三号中「八万八千元」を「九万四千円」に改め、同表第十四号中「十万円」を「十一万円」に改め、同表第十五号中「八万五千元」を「八万八千元」に改め、同表第十六号中「十万円」を「十一万円」に改め、同表第十七号中「七万二千元」を「七万五千元」に改め、同表第十八号中「十万円」を「十一万円」に改め、同表第十九号中「七万二千元」を「七万五千元」に改め、同表第二十号中「二万円」を「二万五千元」に改める。

(小型船舶法の一部改正)

第三十二条 小型船舶法(昭和四十一年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第八条中「六千元」を「七千四百円」に改める。

(電波法の一部改正)

第三十三条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項の表第一号中「一万五千元」を「三万円」に、「六万八千元」を「十三万六千元」に改め、同表第二号中「六万四千円」を「七万円」に、「五十万円」を「七十二万三千円」に改め、同表第三号中「十二万八千元」を「十四万八千元」に改め、同表第四号中「六十万円」を「七十一万円」に改め、同表第五号中「四十万円」を「六十五万円」に改め、同表第七号中「千円」を「二百円」に改め、同表第八号中「三万二千円」を「三万五千元」に、「二十五万円」を「三十六万四千円」に、「九万円」を「九万六千元」に改め、同表第二項の表中「二万六千元」を「二万七千元」に、「十二万五千元」を「十八万円」に、「八千元」を「八千五百円」に、「六万千元」を「九万円」に、「二万三千元」を「二万四千円」に改める。

(測量法の一部改正)

第三十四条 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第三項中「千円」を「千五百円」に改める。

第五十三条中「八百円」を「九百円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中不動産の鑑定評価に関する法律第十一条第一項の改正規定、第二条 第五条及び第六条の規定、第十九条中特許法第百七条第一項の改正規定、第二十条中実用新案法第三十一条第一項の改正規定、第二十一条中意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定、第二十二條中商標法第四十条第一項及び第二項の改正規定、第二十九条中通関案内業法第五條第二項の改正規定並びに第三十条の規定は、昭和五十六年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる受験手数料等については、なお従前の例による。

一 司法試験法第十一条第一項の改正規定の施行前に実施の公告がされた司法試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料

二 特許法第百七条第一項の改正規定の施行前に納付し、又は納付すべきであつた特許料

三 実用新案法第三十一条第一項の改正規定の施行前に納付し、又は納付すべきであつた登録料

四 意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定の施行前に納付した登録料

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願(第二八二四号)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸

税減免等に関する請願(第二八四九号)(第二八五〇号)(第二八五一号)(第二八五二号)(第二八五三三三)

一、大衆増税と大型消費税率導入反対に関する請願(第二八五四号)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第二八六六号)(第二八八六号)(第二八八七号)

一、身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願(第二八九五号)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第二八九六号)(第一八九七号)

一、大型間接税率導入反対及び歳出削減に関する請願(第二九三三三三)(第二九三三三三)(第二九三三七七号)(第二九三八八号)(第二九三九三九号)(第二九四〇四〇号)(第二九四四四号)(第二九四四四号)(第二九四四四号)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第二九七七号)(第二九七二二二)(第二九七二二二)(第二九七二二二)

一、大型間接税率導入反対及び歳出削減に関する請願(第二九九六六号)(第二九九七七号)(第二九九八八号)(第二九九九九号)(第三〇〇〇〇号)

一、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願(第三〇〇七号)(第三〇〇八号)(第三〇〇九号)(第三〇一〇号)(第三〇一一号)(第三〇一二号)(第三〇一三三三)(第三〇一四四号)(第三〇一五五号)(第三〇一六六号)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三〇二二二二)

一、大衆増税と大型消費税率導入反対に関する請願(第三〇二二二二)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三〇二二二二)

一、大衆増税と大型消費税率導入反対に関する請願(第三〇二二二二)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三〇二二二二)

一、大衆増税と大型消費税率導入反対に関する請願(第三〇二二二二)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三〇二二二二)

一、大衆増税と大型消費税率導入反対に関する請願(第三〇二二二二)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三〇二二二二)

一、大衆増税と大型消費税率導入反対に関する請願(第三〇二二二二)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三〇二二二二)

一、大衆増税と大型消費税率導入反対に関する請願(第三〇二二二二)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三〇二二二二)

一、大衆増税と大型消費税率導入反対に関する請願(第三〇二二二二)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三〇二二二二)

一、大衆増税と大型消費税率導入反対に関する請願(第三〇二二二二)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三〇二二二二)

一、大衆増税と大型消費税率導入反対に関する請願(第三〇二二二二)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三〇二二二二)

一、大衆増税と大型消費税率導入反対に関する請願(第三〇二二二二)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三〇二二二二)

一、大衆増税と大型消費税率導入反対に関する請願(第三〇二二二二)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三〇二二二二)

一、大衆増税と大型消費税率導入反対に関する請願(第三〇二二二二)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三〇二二二二)

一、大衆増税と大型消費税率導入反対に関する請願(第三〇二二二二)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三〇二二二二)

一、大衆増税と大型消費税率導入反対に関する請願(第三〇二二二二)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三〇二二二二)

一、大衆増税と大型消費税率導入反対に関する請願(第三〇二二二二)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三〇二二二二)

一、大衆増税と大型消費税率導入反対に関する請願(第三〇二二二二)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願(第三〇二二二二)

一、大衆増税と大型消費税率導入反対に関する請願(第三〇二二二二)

する請願(第三一九九号)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸
税減免等に関する請願(第三二〇〇号)(第三
二〇一号)(第三二〇二号)
一、引揚者等に対する特別交付金の支給に関す
る法律の一部改正に関する請願(第三二〇三
号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する
請願(第三二四四号)(第三二四五号)(第三二
四六号)(第三二四七号)(第三二四八号)(第三
二四九号)

一、身体障害者に対する地方道路税等免除に関
する請願(第三二五三号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する
請願(第三二六二号)

一、大衆増税と大型消費税導入反対に関する請
願(第三二六三号)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸
税減免等に関する請願(第三二六四号)

一、引揚者等に対する特別交付金の支給に関す
る法律の一部改正に関する請願(第三二七〇
号)

一、ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸
税減免等に関する請願(第三二八四号)(第三
二八五号)

一、大型間接税導入反対及び歳出削減に関する
請願(第三三〇三号)(第三三〇四号)(第三三
〇五号)(第三三〇六号)(第三三〇七号)(第三
三〇八号)

第二八二四号 昭和五十六年四月十日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律
の一部改正に関する請願

請願者 東京都新宿区西新宿五ノ八ノ一第
一ともえビル内 小林弘道
紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第二八四九号 昭和五十六年四月十日受理

ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免
等に関する請願

請願者 東京都三鷹市幸礼六ノ一〇ノ七
岡村健吉外百十六名
紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第二八五〇号 昭和五十六年四月十日受理

ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免
等に関する請願

請願者 東京都青梅市河辺町九ノ七ノ一
須藤三郎外百八十六名
紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第二八五一号 昭和五十六年四月十日受理

ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免
等に関する請願

請願者 茨城県水戸市千波町一、九九四ノ
二二 鈴木幸外百五十四名
紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第二八五二号 昭和五十六年四月十日受理

ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免
等に関する請願

請願者 山梨県甲府市国母五ノ一ノ一〇
秋山栄外二百九名
紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第二八五三三号 昭和五十六年四月十日受理

ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免
等に関する請願

請願者 埼玉県川口市芝二、三三八 安野
朋弘外二百名
紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第二八五四号 昭和五十六年四月十日受理

大衆増税と大型消費税導入反対に関する請願
請願者 福島市北沢又寺西一四ノ一八 長
南静子外四十八名
紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第八八四号と同じである。

第二八六六号 昭和五十六年四月十日受理

ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免
等に関する請願

請願者 京都市西京区松尾鈴川町一五ノ八
一 熊谷繁外百九十八名
紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第二八八六号 昭和五十六年四月十日受理

ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免
等に関する請願

請願者 東京都葛飾区東立石三ノ一九ノ一
一 森谷賢一外百九十一名
紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第二八八七号 昭和五十六年四月十日受理

ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免
等に関する請願

請願者 名古屋市昭和区南分町三ノ三 梅
村満男外二百四名
紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第二八九五号 昭和五十六年四月十日受理

身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請
願
請願者 北海道釧路市興津五ノ一三ノ一九
門脇東外十名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二二四一号と同じである。

第二八九六号 昭和五十六年四月十日受理

ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免
等に関する請願

請願者 秋田市新成城長野毛無谷地一七二
ノ一 本山喜美雄外二百九名
紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第二八九七号 昭和五十六年四月十日受理

ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免
等に関する請願

請願者 大阪府枚方市村野南町一ノ一ノ五
〇一 山本榮一外二百九名
紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第二九三五号 昭和五十六年四月十日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 岩手県北上市諏訪町二ノ一ノ二七
協同組合北上商店会理事長 川村
勝美

紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第二九三六号 昭和五十六年四月十日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(二通)

請願者 京都市右京区西院久田町一京都府
印刷工業組合理事長 宇野九二外
一名

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第二九三七号 昭和五十六年四月十日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 埼玉県与野市下落合一、〇二七株
式会社十字屋与野店內 杉山庄司
紹介議員 斎藤栄三郎君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第二九三八号 昭和五十六年四月十日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 東京都北区王子本町一ノ一五〇二
二北区役所内北区青色申告会内
伊東定雄
紹介議員 鳩山威一郎君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第二九三九号 昭和五十六年四月十日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(三通)
請願者 神戸市中央区明石町四〇株式会社
大丸神戸店內 秋沢三夫外二名
紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第二九四〇号 昭和五十六年四月十日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 東京都葛飾区立石八ノ一ノ一五株
式会社立石マルコウ内 山田浩久
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第二九四一号 昭和五十六年四月十日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 北海道滝川市栄町三ノ五ノ一四商
業協同組合ショップメイト理事長
統木憲治外十四名
紹介議員 中村 啓一君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第二九四二号 昭和五十六年四月十日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 長崎市滑石四ノ三ノ五 森田英
弥外百九十一名

(三通)

請願者 愛媛県今治市常盤町四ノ一ノ一八
株式会社今治大丸代表取締役 飯
守治雄外二名
紹介議員 松垣徳太郎君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第二九四三号 昭和五十六年四月十日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(一通)
請願者 鹿児島市新栄町一八ノ六鹿児島県
織物工業協同組合理事長 嘉野長
夫外一名
紹介議員 川原新次郎君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第二九四四号 昭和五十六年四月十日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(一通)
請願者 神戸市長田区若松町五ノ五ノ一株
式会社大丸新長田店內 大森慶三
外一名
紹介議員 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第二九四五号 昭和五十六年四月十日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 東京都豊島区東池袋三ノ一ノ一株
式会社西武クレジット内 岡本虎
二郎
紹介議員 森山 眞弓君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第二九四六号 昭和五十六年四月十一日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(五通)
請願者 埼玉県川越市新富町二ノ六ノ一株
式会社丸広百貨店内 浜訓安外四
名
紹介議員 名尾 良孝君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第二九四七号 昭和五十六年四月十一日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 埼玉県大宮市宮町一ノ八三株式会
社十字屋大宮店內 中村勇
紹介議員 斎藤栄三郎君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三〇〇七号 昭和五十六年四月十三日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律
の一部改正に関する請願
請願者 東京都八王子市武分方町三四七
坂本弥一

紹介議員 山田 康君
この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第二九七一号 昭和五十六年四月十一日受理
ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免
等に関する請願
請願者 埼玉県所沢市北岩岡一ノ九〇西武
フラワービル四五ノ一七 藤野治
雄外百九十名
紹介議員 広田 幸一君
この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第二九七二号 昭和五十六年四月十一日受理
ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免
等に関する請願
請願者 長崎市大園町一ノ三ノ二〇六
浦川輝昭外百十名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第二九七三号 昭和五十六年四月十一日受理
ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免
等に関する請願
請願者 東京都八王子市下恩方町三、二〇
五ノ四 武田寿男外百八十三名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第二九七四号 昭和五十六年四月十一日受理
ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免
等に関する請願
請願者 埼玉県川越市新富町二ノ六ノ一株
式会社丸広百貨店内 浜訓安外四
名
紹介議員 名尾 良孝君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第二九七五号 昭和五十六年四月十一日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(五通)
請願者 埼玉県川越市新富町二ノ六ノ一株
式会社丸広百貨店内 浜訓安外四
名
紹介議員 名尾 良孝君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第二九七六号 昭和五十六年四月十一日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(五通)
請願者 埼玉県川越市新富町二ノ六ノ一株
式会社丸広百貨店内 浜訓安外四
名
紹介議員 名尾 良孝君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第二九七七号 昭和五十六年四月十一日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(五通)
請願者 埼玉県川越市新富町二ノ六ノ一株
式会社丸広百貨店内 浜訓安外四
名
紹介議員 名尾 良孝君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第二九七八号 昭和五十六年四月十一日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(五通)
請願者 埼玉県川越市新富町二ノ六ノ一株
式会社丸広百貨店内 浜訓安外四
名
紹介議員 名尾 良孝君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(三通)
請願者 北海道小樽市稲穂一ノ五ノ一株式
会社ニユーギンザ百貨店代表取締役
役社長 竹内恒之助外二名
紹介議員 北 修二君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第二九七八号 昭和五十六年四月十一日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(三通)
請願者 栃木県足利市通三ノ二、五八九足
利織維協同組合理事長 松本操一
外二名
紹介議員 大島 友治君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第二九八九号 昭和五十六年四月十一日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(三通)
請願者 佐賀市神野町四二二ノ二佐賀県製
パン協同組合理事長 西村敏雄外
一名
紹介議員 福岡日出彦君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三〇〇〇号 昭和五十六年四月十一日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
請願者 埼玉県大宮市宮町一ノ八三株式会
社十字屋大宮店内 中村勇
紹介議員 斎藤栄三郎君
この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三〇〇七号 昭和五十六年四月十三日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律
の一部改正に関する請願
請願者 東京都八王子市武分方町三四七
坂本弥一

第三〇〇八号 昭和五十六年四月十三日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律
の一部改正に関する請願
請願者 東京都八王子市武分方町三四七
坂本弥一

第三〇〇九号 昭和五十六年四月十三日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律
の一部改正に関する請願
請願者 東京都八王子市武分方町三四七
坂本弥一

第三〇一〇号 昭和五十六年四月十三日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律
の一部改正に関する請願
請願者 東京都八王子市武分方町三四七
坂本弥一

第三〇一一号 昭和五十六年四月十三日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律
の一部改正に関する請願
請願者 東京都八王子市武分方町三四七
坂本弥一

第三〇一二号 昭和五十六年四月十三日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律
の一部改正に関する請願
請願者 東京都八王子市武分方町三四七
坂本弥一

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三〇八五号 昭和五十六年四月十三日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(一通)

請願者 東京都練馬区栄町三二練馬青色申告会内 町田綱彦外一名

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三〇八六号 昭和五十六年四月十三日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(一通)

請願者 千葉県船橋市本町一〇一〇一〇船橋商工会議所内船橋青色申告会内 中野三郎外一名

紹介議員 鳩山威一郎君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三〇八七号 昭和五十六年四月十三日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 山形県鶴岡市家中新町一四〇二二鶴岡織物工業協同組合内 岩瀬末松

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三〇八八号 昭和五十六年四月十三日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 東京都葛飾区立石七ノ一六〇二ますや百貨店内 平原清行

紹介議員 楠 正俊君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三〇八九号 昭和五十六年四月十四日受理
引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都練馬区下石神井五ノ一ノ三

六 田中勲
紹介議員 宮本 顯治君
この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第三一一〇号 昭和五十六年四月十四日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(五通)

請願者 名古屋市中区主税町三ノ四名古屋紙商事株式会社内 鬼頭正男外四名

紹介議員 井上 計君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三一一一号 昭和五十六年四月十四日受理
大衆増税と大衆消費税導入反対に関する請願

請願者 福島市上浜町二ノ五 中山実外四十一名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第八八四号と同じである。

第三一一二号 昭和五十六年四月十四日受理
ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願

請願者 群馬県高崎市片岡町二ノ二三全自交平和タクシー労組内 荒井広外二百九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第三一二二号 昭和五十六年四月十四日受理
大衆増税と大衆消費税導入反対に関する請願

請願者 福島県喜多方市岩月町宮津大沢五一四九 原総外三十六名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第八八四号と同じである。

第三一二三号 昭和五十六年四月十四日受理
ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願

請願者 東京都多摩市東寺方三ノ一ノ六ノ五〇七 西村幹雄外百八十二名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第三一二八号 昭和五十六年四月十四日受理
身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村横尾 下浦頭一外十名

第三一二八号 昭和五十六年四月十四日受理
大衆増税と大衆消費税導入反対に関する請願

請願者 福島県喜多方市岩月町喜多方湖ノ上一四三ノ六 加藤俊哉外四十三名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第八八四号と同じである。

第三一二三三号 昭和五十六年四月十四日受理
ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願

請願者 富山県天正寺四五二 長岡繁外四百十八名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第三一二四七号 昭和五十六年四月十四日受理
身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請願

請願者 富山県中新川郡立山町宮路七ノ二 志鷹小三郎外十名

紹介議員 吉田 実君

この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第三一五五号 昭和五十六年四月十四日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 川崎市中原区上新城二ノ九ノ一 吉岡憲士

紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三一五六号 昭和五十六年四月十四日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(三通)

請願者 札幌市中央区北四条西三ノ一株式会社五番館内 小田直司外二名

紹介議員 北 修二君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三一五七号 昭和五十六年四月十四日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(二通)

請願者 静岡市有明町六ノ七静岡県電機卸商業組合理事長 加茂雅章外一名

紹介議員 戸塚 進也君

第三一五八号 昭和五十六年四月十四日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(一通)

請願者 新潟市上大川前通七新潟商工会議所内新潟市青色申告会内 知野修治外一名

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三一五九号 昭和五十六年四月十四日受理
大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋堀留町一ノ九ノ六東京織物卸商業組合内 西村清

紹介議員 斎藤栄三郎君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三一六〇号 昭和五十六年四月十四日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 東京都江戸川区江戸川四ノ一〇株式会社丸美内 渡部衛

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三二六一号 昭和五十六年四月十四日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 札幌市中央区南一条西三丁目株式会社三越札幌支店内 増田昌弘

紹介議員 中村 啓一君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三二六二号 昭和五十六年四月十四日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 熊本県山鹿市山鹿花見坂三一四協同組合専連山鹿会理事 徳永 元喜外一名

紹介議員 三浦 八水君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三二六三号 昭和五十六年四月十四日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 千葉県館山市北条二、五七八ノ三五館山税務署管内青色申告会内 池田亨外一名

紹介議員 井上 裕君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三二七〇号 昭和五十六年四月十四日受理

ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡竜王町富竹新田

紹介議員 山梨県中巨摩郡竜王町富竹新田

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

一、七三九 杉田幸次郎外百九十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第三二七二号 昭和五十六年四月十四日受理

ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願

請願者 東京都練馬区大泉学園町五、二七五 小林勝郎外二百十五名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第三二七八号 昭和五十六年四月十四日受理

ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願

請願者 高知市下島町三五 北添喬外百九十二名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第三二九八号 昭和五十六年四月十五日受理

新一般消費税の導入及び国民の犠牲による財政再建反対等に関する請願

請願者 神戸市垂水区南多聞台七ノ三六ノ五〇一 岡本昭外七千七百十二名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第一七三二号と同じである。

第三二九九号 昭和五十六年四月十五日受理

身体障害者に対する地方道路路税等免除に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市三井が丘三ノ一ノ一〇二 緑田義一外十名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第三三〇〇号 昭和五十六年四月十五日受理

ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願

請願者 埼玉県新座市新堀一ノ三ノ八 太田正行外百七十八名

紹介議員 福田 知之君

この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願

請願者 埼玉県新座市新堀一ノ三ノ八 太田正行外百七十八名

紹介議員 福田 知之君

この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第三三〇一号 昭和五十六年四月十五日受理

ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願

請願者 高知市神田二二ノ一 泉住 R 三ノ二九 仙頭正男外二百十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第三三〇二号 昭和五十六年四月十五日受理

ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免等に関する請願

請願者 京都府宇治市木幡金草原四〇 早田昌弘外百九十六名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第三三〇三号 昭和五十六年四月十五日受理

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 東京都練馬区下石神井五ノ一ノ三六 田中正

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。

第三三四四号 昭和五十六年四月十五日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 名古屋市中区丸の内三ノ二ノ二〇ノ二 九愛知県パン協同組合内 伊藤長一外二名

紹介議員 大木 浩君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三三四五号 昭和五十六年四月十五日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋堀留町一ノ九ノ六 東京織物卸商業組合内 中田 正二郎

紹介議員 斎藤榮三郎君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三三四六号 昭和五十六年四月十五日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 滋賀県長浜市宮前町一ノ九 滋賀県網人織物工業組合内 石居良造

紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三三四七号 昭和五十六年四月十五日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 岐阜市西野町三ノ二三 岐阜県電機卸商業組合理事長 安藤良一外一名

紹介議員 藤井 孝男君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三三四八号 昭和五十六年四月十五日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 東京都大田区南雪谷三ノ一四ノ一六 雪谷青色申告会内 佐久間真一外六名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三三四九号 昭和五十六年四月十五日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡竜王町富竹新田

紹介議員 山梨県中巨摩郡竜王町富竹新田

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

請願者 奈良県橿原市内膳町五ノ五ノ九奈
良県木材協同組合連合会内 大浦
治一外四名

紹介議員 堀内 俊夫君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三二五三号 昭和五十六年四月十五日受理

身体障害者に対する地方道路路税等免除に関する請願

請願者 佐賀県鹿島市常広一ノイ 岡田年
平外十名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第一二四一号と同じである。

第三二六二号 昭和五十六年四月十五日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 川崎市多摩区登戸一、九六一川崎
北青色申告会多摩支部内 中村錦
次

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三二六三号 昭和五十六年四月十五日受理

大衆増税と大型消費税導入反対に関する請願

請願者 福島県いわき市久之浜町南荒蒔一
六 稲田豊子外三十三名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第八八四号と同じである。

第三二六四号 昭和五十六年四月十五日受理

ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免
等に関する請願

請願者 山梨県甲府市徳行二ノ二ノ一一
杉本治美外百九十名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第三二七〇号 昭和五十六年四月十六日受理

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律
の一部改正に関する請願

請願者 東京都練馬区下石神井五ノ一ノ三
六 田中一江

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第一〇二号と同じである。

第三二八四号 昭和五十六年四月十六日受理

ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免
等に関する請願

請願者 広島市東区戸坂新町二ノ一七ノ二
〇 吉田武司外百二十名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第三二八五号 昭和五十六年四月十六日受理

ハイヤー、タクシーに対する自動車関係諸税減免
等に関する請願

請願者 千葉市千城台西三ノ一〇ノ三九
齊藤勝三外百九十五名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二七二七号と同じである。

第三三〇三号 昭和五十六年四月十六日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(一通)

請願者 東京都江東区千田二ノ四有有限会
社丸千百貨店内 渡辺好政外一名

紹介議員 岩本 政光君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三三〇四号 昭和五十六年四月十六日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 愛知県半田市宮路町二七二半田青
色申告会内 福田一彦

紹介議員 大木 浩君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三三〇五号 昭和五十六年四月十六日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願
(十通)

請願者 岡山市番山町四ノ五岡山県織物構
造改善工業組合内 姫井悦治外九
名

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三三〇六号 昭和五十六年四月十六日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋堀留町一ノ九
ノ六日本織物中央卸商業組合連合
会内 清水昭重

紹介議員 斎藤栄三郎君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三三〇七号 昭和五十六年四月十六日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 秋田市泉登り木三八和光薬品株式
会社内秋田県医薬品卸協同組合
内 小泉憲雄

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

第三三〇八号 昭和五十六年四月十六日受理

大型間接税導入反対及び歳出削減に関する請願

請願者 東京都千代田区丸の内一ノ九ノ一
株式会社大丸内 福島徳男

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第七七六号と同じである。

昭和五十六年五月十五日印刷

昭和五十六年五月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局